

259.5
163



0040449000

0040449-000

259.5-163

〔岡部教育研究室〕調査報告

岡部教育研究室・編

竜吟社

第2輯

昭和17

AHA

429



調査報告第二輯

農村に於ける青年教育

—その問題と方策—



東京
龍
吟
社

259.5
163

序

今次大東亞戰爭の目的が米英勢力の覆滅と共に、新しき東亞を建設するに在ることは敢へて贅言を要さぬ所である。かゝる有史以來の一大建設を爲すに當り吾人の痛感する所は教育の重要性であつて、大東亞共榮圈の確立は蓋しこれが根柢にある教育の振作を以てその先決要件となすと言ふも過言ではないと信ずる。而して東亞に於ける教育の建設には眞に雄大なる構想を必要とするのであつて、即ち内地を中心とし、外地、滿洲、蒙古、中華民國及び南方諸地域を包含する廣大なる領域に互る所の一元的な教育計畫が樹立されねばならぬのである。かゝる大東亞教育の問題に就き今日各方面に於て熱心なる論議が行はれてゐるのは喜ばしい次第であるが、尙その具體的方策に關しては今後大いに研究の要ありと言はねばならぬ。殊に我が國の教育は、將來東亞に於ける文教の源泉たるべきであると同時に、大東亞共榮圈の指導者の養成を主眼とすべきであつて、これをして眞に國家の發展段階に即應する建設的な態勢をとらしむることは目下の急務であると言へよう。周知の如く我が國に於ては既に滿洲事變以來教學の刷新が叫ばれ、又昭和十二年政府は教育審議會を設けて、教育の制度並びに内容の全般に互る改革に努力し來つたのである。併し乍ら、國家の發展に即應する教育新體制の確立は將來の問題に屬するのであつて、これが計畫には更に一層の研究討議を要すべきは勿論である。

凡そ教育の改革に當つて肝要なるは、現實の教育情勢に對する透徹せる認識であつて、これには我が國教育の傳

統に對する深き理解を経となし、現實の教育事實に對する全面的な認識を緯となすべきである。かくの如き廣き正しき認識に立脚して、教育が現實の國家情勢に即應してゐるか否か、或は又如何なる矛盾が内在するか等の事實が明かにされて後に、はじめて妥當なる改革の方策が得られるのである。かゝる具體的方策であつてこそ、今後に於ける教育建設の格準たらしむることを得るのであり、教育改革に當つて着實なる調査研究の必要なる所以は正にこの點に存するのである。反之かゝる現實の具體的認識を缺くならば、如何なる教育改革意見も所詮机上の空論に終らざるを得ない。今や教育革新の秋に當り、吾人は客觀的なる調査研究に基く眞に建設的なる教育方策の必要を痛感する次第である。

當岡部教育研究室はかゝる認識に基き、我が國に於ける教育の綜合的基本調査を行ひ、以て我が國運の進展に副ふ教育國策の樹立に寄與せんと企圖し、昭和十二年以來諸種の調査を実施し來つたのである。その最初の調査は、當研究室に於ける綜合的調査の準備研究とも言ふべきものであつて、これに就ては先に調査報告第一輯「日本に於ける學校調査の批判的研究」として發表したのである。これを機としてその後實地調査に着手したのであるが、目下我が國に於ける青年教育問題の重大性に鑑み、これが適切妥當なる具體的方策を都市及び農村兩方面の實情に基いて提案せんとしたのである。以上の趣旨によつて昭和十三年以來都市及び農村に於ける代表的な二、三の地域を選んで綜合的基本調査を実施したのであるが、今茲に調査報告第二輯として發表せんとするものは、そのうち農村の代表的なるものゝ一としてトしたる千葉縣千葉郡白井村の青年教育調査に關する報告である。

惟ふに今後我が國に於ける教育改革に當つては、國民生活の分野を基底となし、その各々の生活形態に即應するを原則とすべきであらう。従つて青年教育の方策も亦單なる一般的見地よりこれを決定し得ぬのであつて、都市又

は農村といふが如き現實の國民生活に根柢を置いて樹立されねばならぬことは明かである。それ故茲に「農村に於ける青年教育」と稱するも、これは單に農村地方に於ける青年教育を取扱つたに止まるものではなくして、國家全體としての教育計畫を農村生活の方面より考察したものと云ふべきである。農村教育問題は曾ての農村不況時代以來その更生策の一として種々世上に論議せられて來たのであるが、吾人は如上の新なる見地より農村教育を考察せんと企てたのに他ならない。而してこれは勿論單に概念的に農村を取扱ふのでなくして、飽く迄も現實の農村事情に基いて教育の方策を樹立せんとするものである。千葉縣白井村に於ける青年教育調査に據つて一般農村に於ける青年教育を論じたのも、正にかゝる意圖に出たものに他ならぬのであつて、決して一村の教育方策に止まるものではなく、我が國農村に於ける青年教育全般に及ぶものであることを明記して置かねばならぬ。かゝる意味に於てこれは白井村一村の問題ではなく、今後の我が國に於ける教育計畫に資する所尠からぬものがあると思へる。

斯くの如き意圖の下に當研究室に於ては白井村青年教育調査を行つたのであるが、その場合吾人は該地域に於ける一切の生活事情並びに教育事實を分析究明する極めて包括的且綜合的なる教育調査は未だ曾て類例を見ないの策を樹立せんとしたのである。蓋し我が國に於てはかゝる包括的且綜合的なる教育調査は未だ曾て類例を見ないのであり、その點に於ても独自の意義を有するものと信ずる。固よりその内容の個々の點に至つては尙研究を重ねべき部分も存するのみならず、最近の異常なる事情の變化は更に幾多の問題を提供するのであるが、かくの如き教育研究の一つの方法を提示せるものとして學界に寄與する處尠からずと考へ、茲に公刊するに至つたのである。

今後我が國農村に於ける青年教育の方策を樹立する爲には、尙幾つかの農村に於てかくの如き教育調査を行ふこ

とが必要であらう。一概に農村と言ふも、現實には種々なる特質をもつたものが存し、そこに類型をも見出すことが出来るのであつて、それ等に就ては夫々基本的な調査がなされねばならぬ。又一方都市に於ても同様の教育調査を行ひ、かくして国民生活の各分野に於ける教育の實情を究明せる後に、はじめて國家全體の建設的な青年教育の方策は樹立せられ得るのである。今後かゝる教育調査が各地に於て行はれ、それに基づける具體的な教育方策の提出せられることを希望する次第である。

本調査の實施並びに報告書の作成に關しては、當研究室の指導に當らるゝ海後宗臣、村上俊亮、伏見猛彌、渡邊誠諸氏の下にあつて、飯島篤信、矢口新、石田加都雄、中山信行の四氏が熱心にこれに當られ、また吉富眞之氏及び當時東京帝國大學文學部教育學科學生であつた赤沼信應、日俣周二兩氏も當研究室の依頼により實地調査に協力されたのである。

終りに臨み、昭和十三年四月本調査實施に際して調査地の選定その他種々斡旋の勞をとられた千葉縣社會教育課の方々並びに實地調査に當つて絶大なる援助を戴いた白井村當局、教育關係者、統計調査員、その他の方々に對してこの機會に深甚なる謝意を表すると共に、各方面より賜はりたる種々の御後援と、報告書作成に當つて材料の集計整理に協力された方々の御努力とに對し、更めて茲に感謝する次第である。

岡 部 長 景

昭和十七年四月

農村に於ける青年教育

目 次

—その問題と方策—

序

總論 農村に於ける青年教育の諸問題……………一

第一章 青年教育問題の發生とその歴史……………三

第一節 近代學校制度の發達……………四

第二節 勤勞青年教育の發達……………二〇

第三節 青年團の發達……………三三

第四節 青年教育の課題……………三六

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題……………三三

目 次

第一節	青年人口の移動と教育組織の問題	四三
第二節	農村青年の教育程度に關する問題	四六
第三節	國民學校高等科の問題	五〇
第四節	青年學校の問題	五四
第五節	中等學校の問題	五六
第六節	農村青年團の問題	六八
第七節	塾風教育の問題	七三
第三章 農村青年教育に於ける教育内容の問題		
第一節	國民學校高等科に於ける教育内容	七六
第二節	農業學校に於ける教育内容	八三
第三節	中學校及び高等女學校に於ける教育内容	八四
第四節	青年學校に於ける教育内容	八七
第五節	諸學校の教育内容編成に關する根本問題	九一
第六節	青年團に於ける指導内容の問題	九四
第四章 農村青年教育に於ける教育者の問題		
		九九

第一節	國民學校高等科に於ける教育者の問題	九九
第二節	青年學校に於ける教育者の問題	一〇三
第三節	中等學校に於ける教育者の問題	一〇四
第四節	諸學校の教育者に關する根本問題	一〇九
第五節	青年團に於ける指導者の問題	一一〇

總括	一二五
----	-----

本論 農村に於ける青年教育の諸方策	一二七
-------------------	-----

序論	一二九
----	-----

第一章 白井村青年教育調査及び村勢概要	一三三
---------------------	-----

第一節 調査地域及び調査方法	一三三
----------------	-----

第二節	白井村の概要……………	一三〇
第三節	白井村に於ける青年の教育及び生活の概要……………	一五〇

第二章 學校組織の問題と方策……………一七九

第一節	青年教育を擔當せる諸學校とその問題……………	一七九
第二節	青年教育を受けざる者の生活事情……………	一八五
第三節	高等小學校の教育……………	二〇〇
第四節	青年學校の教育……………	二一八
第五節	中學校及び高等女學校の教育……………	二三八
第六節	實業學校の教育……………	二四九
第七節	師範學校の教育……………	二五九
第八節	其他諸學校の教育……………	二六一
第九節	學校組織に對する提案……………	二六八

第三章 學校施設の問題と方策……………二八九

第一節	學校の位置及び數……………	二八九
第二節	學校建築……………	二九七

第四章 教育内容編成の問題と方策……………三〇八

第一節	學科編成の現状と問題……………	三〇八
第二節	産業生活に關する教育内容……………	三二八
第三節	國民生活に關する教育内容……………	三七七
第四節	家族生活に關する教育内容……………	四〇四
第五節	生活態度の教育……………	四一四
第六節	美的情操の教育……………	四四一
第七節	基礎的能力の教育……………	四五九
第八節	教育内容編成に關する提案……………	四九三

第五章 農村青年の知能及び學力……………五一五

第一節	知能及び學力検査の目的と方法……………	五一五
第二節	書字力検査……………	五二九
第三節	算術應用検査……………	五四八
第四節	知能検査……………	五七三

第六章	生徒及び教員編成の問題と方策	五九二
第一節	生徒編成の問題と方策	五九二
第二節	教員編成の問題と方策	六〇七
第七章	青年團に關する問題と方策	六一四
第一節	團員	六一四
第二節	編成單位	六三三
第三節	指導者	六四〇
第四節	青年團の指導内容	六四六
第五節	青年團に於ける指導の方法	六五三
結論		六六三

目次終

總論

農村に於ける青年教育の諸問題

第一章 青年教育問題の發生とその歴史



現在我が國教育上の重要な問題として青年教育のそれがある。青年教育の概念は區々であつて、必ずしも一定して使用されて居らぬものの如くである。或は青年學校の教育を稱する場合もあり、或はそれと中等諸學校の教育とを併せて稱する場合もあり、更に廣く青年に對する諸々の教育、教化を問題とする場合もある。従つて青年教育の語によつて如何なる教育が問題とされてゐるかを明瞭に把握し難いものの如くである。然らば青年教育とは何等かの問題を提出した所の概念ではなく、唯漠然と青年を對象とする種々な教育を總稱する概念にすぎないのであらうか。

併し乍らこゝで我々が第一に注意しなければならぬのは、青年教育の概念が何であれ、そこでは青年層といふ對象が中心となつて教育が問題とされるに至つたといふことである。即ち青年學校の問題であつても中等學校の問題であつても單にそれとして問題にするのみでなく、それ等を共通に青年層に對する教育の問題として考へるといふ見地が立てられて來たことである。この點は見逃すべからざる所であつて、それは現在我々が直面してゐる教育の發展段階に於て生じた一つの見方として十分にその發生の地盤を明かにする必要があるのである。

青年教育の問題が直接教育の前面に現れたのは昭和十四年よりの青年學校教育の義務制が實施されてからといふことが出來よう。この義務制實施によつて、國家が全青年層の教育を掌握しこれを新しい國家體制建設の線に沿つて

編成しようとする意圖が明瞭にされ、こゝに新しく青年教育の問題が登場するに至つたのである。これによつて滿十九歳までの全青年層を國家の教育的意圖の下に編成しようとするならば、それは從來我々がつてゐた教育の方式に依つては果され得ないのである。何となれば從來の青年層に對する教育は所謂選ばれたる者の教育を中核として編成されたものであつて、そこには全青年層に對する教育編成といふ見地が未だ樹立されてゐなかつたのである。併し乍ら新しい國家體制とこれに伴ふ國民生活の新展開とは青年層全般に對する教育編成を更めて考察し直す必要に驅り立てたのである。茲に青年層全般を問題とした教育建設の見地が求められることとなり、従つて新しい教育の方式が必要とされるに至つたのである。

かくの如く見るとき青年教育の問題は從來の教育問題とは全く異つた新しい範疇に屬することであつて、從來の如き教育通念によつて單に青年層を對象とした教育編成を考へやうとするが如き問題ではないのである。即ち現在の青年教育の問題は從來の教育方式を根柢から檢討するが如き問題として把握すべきものである。従つて青年教育の問題を考察するに當つては、從來の教育の方式をそのまま青年層全般に對して適用するといふ在來の考へ方に捉はれることなく、教育が國民生活内に於てもつ所の根本的意義にまで問題を還元して、新にその編成を考察するといふ態度が必要である。それには現代の教育が抑々如何なる生活を地盤として存在してゐるか、如何なる考へ方に基いて組織されてゐるか、更に又現在の青年教育問題がその中に於て如何に位置してゐるか等を明かならしめて、青年教育問題考察の態度を決定して置く必要があるのである。

第一節 近代學校制度の發達

我々は暫く我が國近代學校教育の發展を概観して、この青年教育問題がその中に於て占むる位置を定めて置かう。我が國が近代的な教育組織を成立させるに至つたのは明治維新以後のことであつて、それ以來今に至る七十餘年の間に現在我々が所有してゐるが如き龐大な教育組織を着々と作り上げて來たのである。今此の發展の跡を辿るならば直ちに、前半の四十年間に於てその基本的組織を完成し、それ以後に於ては専らその擴張を續けて來てゐることに氣がつくであらう。而して現在我々が直面してゐるが如き青年教育の課題はこの後半期に於て次第にその姿を現し來つたものである。次に暫くその事實を辿つて見よう。

維新後に於ける我が國教育の課題は何であつたか。當時御一新によつて幕府諸藩の封建的體制を一舉に改めた我が國は、新しく近代國家としての内容を充實させる爲に、國民生活の全般に互つて驚くべき革新を斷行したのである。教育の部面に於てもそれに伴つて近代國家に相應しい教育編成の爲のあらゆる努力がなされたのである。かくの如き努力の第一は近代國家がよつてもつて地盤としてゐる所の國民各個の文化水準向上の爲の教育であつて、所謂國民一般に對して文明開化への教養を興へる所の初等基礎教育を整備することであつた。更に一方には此の新しき近代生活の諸部門に於てその指導的役割を果すべき見識ある人物を養成することも緊急の問題であつた。蓋し當時はまだ御一新によつて新しい近代生活の方向を提出したといふに止まり、實質上には何等近代生活を構成するに至つてゐなかつたのであるから、この二つの方向への教育的努力によつて國民生活編成の基礎を置かうとするには極めて當然のことであつたのである。かくして實質的に近代生活の形が成立するに至る迄にはその後長い年月を要したのであつて、かゝる努力の時代はほぼ明治三十年代の終頃迄を以て時期を劃したと見ることが出来る。

まづ第一に初等基礎教育の發展であるが、既に早く明治二年に新政府の地方に對する小學校設立の獎勵がなされてゐる。即ち明治二年二月五日に發布した「府縣施政順序」の中に「小學校を設くる事」といふ一條が見られるのである。翌三年になつて大中小學規則が出され新しい教育構成への展望がなされてゐるが、これ等が實質的に緒に就いたのは、政治上の改革である廢藩置縣が明治四年に行はれ、これに伴つて文部省による全國教育の統轄が實現するに至つてからである。即ち明治五年劃期的な學制が頒布された。此の學制に現れた企畫は極めて大きい規模のものであつて、高等教育、中等教育、初等教育、師範教育の全般に互つてゐるが、これは勿論當時直ちに實現されたものでなくして、此の企畫が實現する迄には相當の年限を必要としたのである。此の時に於て文部省が第一に力を注いだのは勿論初等教育であつて、それはこの小學校に就てのみ詳細な實施規程が示されてゐることによつても知り得る。即ちこの學制によれば小學校は上下二等に分れ、各四ヶ年併せて八ヶ年であつて、人民一般の必ず學ぶべき所となつてゐる。かくの如く小學校にまづ重點を置いたことは、學制發布の際に於ける文部省伺に當今着手の順序として「厚クカラ小學校ニ可用事」といふ箇條を第一に掲げてゐることに依つても明かに察せられる。これによつて國家の教育政策の當時の目標が明かであるが、この學制に於て意圖した所の「邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん」といふのはその後實に四十年間を費して實現されたものである。今この間の事情を知るために明治六年以後四十年に至る間の學校數、生徒數、教員數及び就學率を掲げてみると、次の第一表の如くである。

これによると明治六年に小學校が一萬二千五百五十八校設けられてゐるし、又十年には既に二萬五千四百五十九校といふ數になつてゐるが、併しこれ等の大部分は當時寺院、民家を借用したものであり、半數以上は單級學校であつて、謂はば舊幕時代の寺子屋の域を出でないものである。これ等が近代學校としての形を整へて來るのは遙か

第一表

年次	學校數	教員數	生徒數	就學率	生徒數增加率
明治 6年	12,558	25,532	1,145,802		100.00
7	20,017	36,866	1,714,768	32.30	149.65
8	24,225	44,501	1,926,126	35.38	168.10
9	24,947	52,262	2,067,801	38.32	180.47
10	25,459	59,865	2,163,601	39.87	188.83
11	26,584	65,612	2,273,223	41.26	198.40
12	28,025	71,046	2,315,070	41.15	202.05
13	28,410	72,562	2,348,860	41.06	205.00
14	28,742	76,619	2,322,604	42.98	202.71
15	29,081	89,769	2,661,992	48.51	232.33
16	30,156	91,636	2,838,108	50.12	247.70
17	29,231	97,312	2,809,726	50.76	245.22
18	28,283	99,510	3,097,235	49.62	270.31
19	28,556	79,909	2,802,639	46.33	245.22
20	25,530	56,836	2,713,397	45.00	236.81
21	25,953	62,516	2,927,868	47.36	255.53
22	26,098	65,652	3,031,394	48.18	264.57
23	26,012	67,699	3,095,830	48.93	270.19
24	25,369	69,586	3,153,258	50.31	275.20
25	23,625	59,774	3,164,796	55.14	276.21
26	23,958	61,540	3,336,923	58.73	291.23
27	24,044	63,017	3,500,366	61.72	305.49
28	26,629	73,160	3,669,573	61.24	320.26
29	26,833	76,071	3,877,181	64.22	338.38
30	26,860	79,299	3,994,826	66.65	348.65
31	26,824	63,566	4,062,418	68.91	354.55
32	26,994	88,660	4,302,623	72.75	375.51
33	26,856	92,899	4,683,598	81.48	408.76
34	27,010	102,700	4,980,604	88.05	434.68
35	27,450	109,118	5,135,487	91.57	448.20
36	27,463	108,360	5,084,099	93.23	443.72
37	27,383	105,301	5,154,114	94.43	449.83
38	27,408	109,975	5,348,213	95.62	466.77
39	27,267	116,070	5,514,735	96.28	481.30
40	27,125	122,038	5,713,698	97.38	498.66

(表中太字は百分比又は増加指數を示す、以下これに同じ)

に後のことである。更にその就學率を見れば明治十二年に於て四一・一五%、二十年に於て四五%であり、初等教育

の普及の程度はまだ、低かつたのである。九〇%以上に就學率が高まつたのは漸く明治三十五年であることに注意しなければならぬ。この間に於て明治十二年に教育令の發布があつて學制が廢止された。更に明治十九年に小學校令が發布され義務教育三ヶ年となり、二十三年の改正を経て三十三年の再度改正では四ヶ年の義務制が確立し、ほゞ現在の小學校教育の形態の基礎が出来上つて來たのである。更にこれが明治四十年に義務教育六ヶ年となり最近迄迄至つてゐる。

以上が初等教育に於ける基本構成の成立過程であるが、これと並行して初等教育の基礎となるべき小學校教員養成の爲の師範學校が整備されて來てゐる。この教育に對する當時の文部省の方針は明治五年の太政官への文部省伺に當今着手の順序として「速ニ師範學校ヲ興スヘキ事」といふ箇條が第二に掲げられてゐること、又學制の中に師範學校の設立が小學校完備の先決條件であることを述べてゐることに依つて十分窺ふことが出来る。かくて先づ東京に師範學校一校が設けられ、次いで愛知、大阪、廣島、長崎、新潟、宮城の各地方に官立師範學校が設けられ、その他公立の師範學校又は傳習所が續々と設置され明治八年には全國八十二校に達してゐる。これ等が明治十年以後次第に發達して各府縣に於ける初等教育の中樞機關として働くに至り、漸く小學校の教育が近代化されて來たのである。この師範學校が劃期的に發達するに至つたのは明治十九年の師範學校令以後であつて、これによつて尋常師範學校を各府縣に一校づつ設けることとした。次いで明治三十年師範教育令となつて各府縣に師範學校を一校又は數校設けることとし、量的にも發展して初等教育擔當の任を果すべく整へられたのである。今この師範學校の發達を數字の上に見るために明治四十年頃までの學校數、生徒數、教員數を示して見ると第二表の如くである。かくの如くして明治四十年頃迄に初等教育の基本となる體制を完成し、その後は専らその運営と擴張とに努めて

第二表

年次	學校數	教員數	生徒數	生徒數增加率
明治19年	46	590	4,827	100.00
20	45	557	4,754	98.49
21	46	578	5,078	105.20
22	47	616	5,076	105.16
23	47	624	5,295	109.70
24	47	625	5,196	107.64
25	47	630	5,357	110.98
26	47	647	5,719	118.49
27	47	638	5,804	120.24
28	47	678	6,118	126.75
29	47	692	6,347	131.49
30	47	720	6,921	143.38
31	47	760	8,181	169.48
32	49	839	10,174	210.77
33	52	958	12,062	249.87
34	54	1,032	13,900	287.96
35	57	1,031	15,333	317.52
36	61	1,069	16,132	334.20
37	64	1,104	16,375	339.24
38	66	1,091	16,382	339.38
39	67	1,112	16,451	341.02
40	69	1,175	16,708	436.14

現在に至つてゐる。即ち初等教育の部面に於けるその後の方策には根本的な變化はないのであつて、大正八年の臨時教育會議に於ても初等教育に關しては從來の制度を根本から改むる如き提案はなされて居らない。

以上初等教育の基本構成がほゞ明治四十年頃迄に完成されてゐることを見たのであるが、これと並行させて中等教育、高等教育の施設に就ても企畫する所があつた。明治政府は

維新後第一の着手として京都及び東京に大學を設置して國家有用の人材を教育せんと企圖したのである。これに就ての具體的方策はその後種々形を變へてゐるけれども、その方策の底に常に一貫して流れてゐるものは上流、中流人士の養成である。明治五年の學制によると學校の根本系統は大學、中學、小學の三段階となつてゐる。而してその他のあらゆる種類の學校もこの三段階に相應して置かれてゐる。中學校は小學校卒業後入學する學校であり、上等下等の二つに分れ、修業年限各三年であつて、これと同列の學校として諸民學校、農業學校、通稱學校、商業學

校、工業學校等を計畫してゐる。この諸民學校は男女青年に生業の餘暇學業を授けんとする夜間の學校として設けんとしたもので今日の青年學校を想はしめるものがある。大學は中學校卒業者を入學せしめ高尚の學問を教へる所であつて、これと同列に法學校、醫學校、理學校、諸藝學校、鑛山學校、工業學校、農業學校、商業學校、獸醫學校等の各種専門學校が置かれる。専門學校は外國語學校の下等を修めた年齢十六歳以上の者を入學せしめ修業年限は大體四年乃至五年である。併し乍らこれ等の規定は當時の段階にあつては實施されるに至つて居らず、大部分は名稱のみにとどまつたのである。而して實際には中等、高等の教育が未だ分化せず、國民一般に對する基礎教育に比してより高い程度の教育を施すといふ形で二、三の専門學校が存在してゐたに過ぎないのである。

明治十二年には學制が廢止されて教育令がこれに代つて公布されたが、此の頃になつて中等以上の教育が漸次整備されて來た。即ち、初等教育が次第に普及してそれを修了した者が更に上級の學校を要求するに至り、かくて漸く教育問題の中心が初等教育から中等教育へ移つて來たのである。ところで明治十二年の教育令は學制に比して遙かに簡單なもので、その殆どすべてが初等教育に關する規定であつて、その他の諸學校に就てはその名稱をあげる程度にとどまつてゐた。従つて中等以上の諸種の學校に就ての詳細な規定が別に出される必要があつたのである。これが十五年前後に於て、中學校教則大綱をはじめとして醫學校通則、農學校通則、商業學校通則、中學校通則等となつて公布されたものである。當時中學校は相等數に上つたが、實業學校は地方に設置された農業學校が十校程存在したのみでその他の學校は極く少數であつた。

これが明治十九年の劃期的な四つの學校令の公布を経て明治二十年代に於て急速に整備されて來たのである。即ち明治十九年の中學校令に於て中學校を「實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラントスルモノニ須要ナル教育

ヲ爲ス所」とし、これを尋常中學校、高等中學校の二つに分け、尋常中學校は小學校卒業者を入學せしめ修業年限五年とし、高等中學校は尋常中學校卒業者を入學せしめ修業年限二年とし、その課程には法、醫、工、文、理、農、商の各科を設けた。更にその上の高等教育に就ては、帝國大學令によつて東京に於て帝國大學が五分科大學を以て成立し、そこへは高等中學校の卒業者を入學せしめることに規定された。設置に關しては、尋常中學校は各府縣に一校、高等中學校は全國に七校設けられることになつた。此の時に於ける中學校教育の基本理念は當時の文相森有禮の言葉によく現れてゐる。即ち森文相は「高等中學校に學ぶものは學校を卒業して直ちに實業に就くも又進んで専門の學科を修むるも均しく上流社會の仲間に入るべきなり。官吏なれば高等官、商業者なれば理事者、學者なれば學術專攻者の如き社會多數の思想を左右すべき者を養成する所なり」とし、尋常中學校に就ては卒業後直ちに實業に就く中流人を養成する所としてゐる。かく中等以上の教育は選ばれたる人々に對して將來國家の富強の爲に應分の力を致し得る中流人以上の國民教育を行ふ機關として發展して來てゐるのである。

以上の基本體制を土臺とし、その上に明治二十七八年の日清戦争前後より三十年代にかけて諸種の學校が分化發展するに至つた。この頃我が國の産業は急激な近代化を行つて著しく面目を改め、教育も亦それに應じて近代産業との結び付を密接にしてその體制を整へるに至つたのであつた。即ち先づ明治二十年代に於て一方には實業補習學校、徒弟學校、簡易農學校等の大衆實業教育機關を設置し、他方中等程度の實業教育を促進する計畫に基いて尋常中學校實科規程を設け實科中學校の制度をも施行するに至り、又實業教育費國庫補助法の發布により實業學校の設置を促進した。又、高等中學校はこれを高等學校となし、専門學科の教授を本體とする學校に改め、他に大學豫

科を設けることを得ると定めた。女子の教育に關しては、明治二十八年高等女學校規程が公布され、女子の中等教育機關も獨立の規定に基いて運用されるに至つた。

次に明治三十年代に入ると再び教育制度の全般的な改善が行はれたのである。即ち、實業學校令が明治三十二年公布され、諸實業教育機關を一貫して統轄し、これに伴つて改正「中學校令」は中學校を純粹に高等普通教育機關として運営することとしたのである。高等學校は明治三十四年醫學部の獨立を見、次いで明治三十六年專門學校令が公布されて専門學科を教育する機關が別個の學校系統を構成することとなり、純粹に大學豫科教育の場所として規定せられた。これは後に高等普通教育の完成を目的とするものと改められてはゐるが、實質的には大學豫科としての機能が明瞭に傳統せられて來てゐるのである。尙、女子教育に關しては、明治三十二年高等女學校令が公布されて女子に須要なる高等普通教育を爲す所と規定せられ、高等女學校の數は次第に増加するに至つた。

以上維新後明治四十年頃迄に至る期間に於て中等及び高等教育制度の基本方式が如何にして成立して來たかの概略を述べたのである。此の後に於てはこの基本方式に基き教育制度の擴張が行はれるに至つた。従つてこの後の教育方針は主としてそれ迄に完成された教育の根本方式に基きその内容擴充に力を注ぐことにあつたのである。中等教育に於ては、まづ中學校に關して明治四十四年に學科目その他の改正があり、大正八年の中學校令の改正では教育目標に國民道德の養成に力むることが特に規定され、更に大正十年よりは中學校入學難に備へて生徒定員の増加を圖り、高等普通教育の著しい擴張が行はれたのである。高等女學校に關しては明治四十三年の實科高等女學校の制度により高等女學校教育の普及一般化を圖り、更に大正九年の高等女學校令改正により從來の教育目標に加へて更に國民道德の養成と婦徳の涵養に力むることを規定し、修業年限、學科目の改正を行つたこと等、何れも従前の

方式を更に擴張したものと見て見ることが出来るのである。高等教育に就ては明治四十四年高等學校の改革を企畫し、これを高等普通教育機關とするの方針を發表し、その生徒定員を増加せしめたが、大正七年になると高等學校令の改正を見、高等學校の目的を高等普通教育完成特に國民道德の充實に力むべきものとなし、この方針によつて官立高等學校の増設を圖り、從來八校であつたものが二十五校となつた。これ等は何れも従前の方式に基いて高等

第三表

年次	中學校數	中學生數	學校數增加率	生徒數增加率
明治19年	58	10,300	1.00	1.00
20	48	10,177	0.83	0.99
21	49	10,441	0.84	1.01
22	52	11,530	0.90	1.12
23	54	11,554	0.93	1.12
24	54	13,225	0.93	1.28
25	61	16,033	1.05	1.56
26	73	19,387	1.26	1.88
27	81	22,331	1.40	2.17
28	95	30,672	1.64	2.93
29	120	40,576	2.07	3.94
30	155	52,442	2.67	5.09
31	168	61,381	2.90	5.96
32	188	68,885	3.24	6.69
33	217	77,994	3.74	7.57
34	241	88,051	4.16	8.55
35	257	94,696	4.43	9.20
36	268	97,661	4.62	9.48
37	266	100,853	4.59	9.79
38	269	104,556	4.64	10.15
39	279	108,057	4.81	10.49
40	285	110,776	4.91	10.76
41	294	114,395	5.07	11.11
42	303	127,434	5.22	12.37
43	309	121,652	5.33	11.81
44	312	124,584	5.38	12.10
大正元年	314	132,599	5.41	12.87
2	316	135,376	5.45	13.14
3	317	139,763	5.47	13.57
4	319	144,409	5.50	14.02
5	322	150,511	5.55	14.61
6	327	157,189	5.64	15.26
7	335	162,825	5.78	15.31
8	343	169,865	5.91	16.49
9	368	177,201	6.34	17.20
10	385	194,416	6.64	18.88
11	422	219,101	7.28	21.27
12	468	246,739	8.07	23.96
13	491	273,065	8.47	26.51
14	502	296,746	8.66	28.81

普通教育を擴張したものであるが、これと同時に大學令の公布によつて官立の他に公立、私立の大學の設置を許し、綜合大學の他に單科大學の存立をも認め、これによつて大學教育の大擴張を實現した。又専門諸學校に就ても同様に擴張が行はれ、高等工業學校、高等農業學校、高等商業學校等の新設或は増設があつたのである。

かくの如くして我が國に於ける中等及び高等教育制度の完成となり現在に至つてゐる。次にそれ等諸學校のうち現在の青年教育問題に深い關係をもつ中學校、高等女學校、實業學校の發達を數字によつて示してみよう。まづ中

第四表

年次	高等女學校數	高等女學生數	學校數增加率	生徒數增加率
明治19年	7	898	1.00	1.00
20	18	2,463	2.51	2.74
21	19	2,599	2.71	2.89
22	25	3,274	3.57	3.65
23	31	3,115	4.43	3.47
24	29	2,768	4.14	3.08
25	27	2,803	3.86	3.12
26	28	3,020	4.03	3.36
27	14	2,341	2.00	2.61
28	15	2,897	2.14	3.23
29	19	4,152	2.71	4.62
30	26	6,799	3.71	7.57
31	34	8,590	4.86	9.57
32	37	8,857	5.29	9.86
33	52	11,984	7.43	13.35
34	70	17,540	10.00	19.53
35	80	21,523	11.43	23.97
36	91	25,719	13.00	28.64
37	95	28,523	13.57	31.76
38	100	31,917	14.29	35.54
39	111	35,876	15.86	39.95
40	133	41,273	19.00	45.96
41	158	46,229	25.57	51.48
42	177	51,440	25.29	57.28
43	192	55,882	27.43	62.23
44	248	64,024	35.43	71.30
大正元年	295	74,312	42.14	82.75
2	326	82,473	46.57	91.84
3	343	89,107	49.00	99.23
4	364	93,111	52.00	103.69
5	376	98,559	53.71	109.75
6	391	105,763	55.86	117.78
7	414	115,353	59.14	128.46
8	458	128,655	65.43	143.27
9	514	151,288	73.43	168.47
10	580	176,808	82.86	196.89
11	618	206,864	88.29	230.25
12	685	239,401	97.85	266.59
13	746	271,375	106.57	302.20
14	805	301,447	115.00	335.69

學校であるが、此の學校は明治十九年以後次第に形を整へ、第三表に示した如く日清戦争後飛躍を遂げ、明治四十年代初期に至つて三百校以上となり、大正末期に至つて五百校に達してゐる。かくして中學校は全國諸地方に普及するに至り、生徒數も三十萬に垂んとする狀況となつた。

次に高等女學校は稍發達が遅れたのであるが、明治四十年代に入つてより著しい普及を見るに至り、更に大正に至つて年々その増加は著しく、大正末期に至つて八百校に達し、その生徒數も三十萬を突破して中學校生徒數を凌駕するに至つた。即ち第四表に示す如くである。

最後に實業諸學校の明治三十二年以後大正末年に至る間の發達の狀況を概観して見よう。次の第五表はこの期間に於ける實業諸學校の學校數とその増加率を、又第六表は生徒數とその増加率を示すものである。これによつて我々はこれ等實業諸學校の發展の跡を辿ることが出来る。實業學校は明治三十七・八年の日露戦役後著しい發達を見せたものである。これ等のうち最も普及してゐるのは農業學校と商業學校である。工業學校は稍遅れて大正末期になつて勃興してゐる。このうち農業學校は大正末期に至つて三百校を突破し、その増加率は商業學校に次いで著しいものであり、生徒數も同様商業學校に次ぐ増加振りで大正十四年には五萬五千に達してゐる。以てその農村青年の教育に對する重要な役割を察することが出来る。

第 五

第一章 青年教育問題の發生とその歴史

年 次	工業 學校		農業 學校		水産 學校	
	學校數	增加率	學校數	增加率	學校數	增加率
明治 32 年	19	1.00	50	1.00		
33	18	0.95	56	1.12		
34	21	1.11	79	1.58		
35	25	1.32	96	1.92	6	1.00
36	28	1.47	110	2.20	6	1.00
37	30	1.58	118	2.36	7	1.17
38	30	1.58	119	2.38	10	1.77
39	30	1.58	140	2.80	11	1.83
40	32	1.68	166	3.30	14	2.33
41	33	1.74	184	3.68	14	2.33
42	35	1.84	205	4.10	15	2.60
43	36	1.90	222	4.44	17	2.83
44	34	1.79	241	4.82	15	2.50
大正 元年	36	1.90	249	4.82	15	2.50
2	35	1.84	253	5.60	16	2.67
3	35	1.84	255	5.10	13	2.17
4	36	1.90	263	5.23	12	2.00
5	36	1.90	273	5.46	11	1.83
6	36	1.90	281	5.62	11	1.83
7	40	2.11	283	5.66	11	1.83
8	41	2.16	300	6.00	11	1.83
9	54	2.84	317	6.03	11	1.83
10	61	3.21	324	6.05	9	1.50
11	101	5.32	324	6.05	12	2.00
12	107	5.63	320	6.40	12	2.00
13	107	5.63	326	6.52	12	2.00
14	110	5.79	325	6.50	12	2.00

表

商業 學校		商船 學校		徒弟 學校		職業 學校	
學校數	增加率	學校數	增加率	學校數	增加率	學校數	增加率
28	1.00	4	1.00	20	1.00		
38	1.36	4	1.00	23	1.15		
41	1.46	5	1.25	26	1.30		
50	1.79	7	1.75	34	1.70		
52	1.86	7	1.75	38	1.90		
58	2.07	7	1.75	41	2.05		
59	2.11	7	1.75	47	2.35		
64	2.29	8	2.00	59	2.95		
71	2.54	10	2.50	76	3.70		
78	2.79	12	3.00	82	4.10		
81	2.89	12	3.00	88	4.40		
90	3.21	12	3.00	104	5.02		
97	3.46	12	3.00	108	5.04		
100	3.57	11	2.75	108	5.04		
103	3.68	11	2.75	113	5.65		
108	3.86	11	2.75	119	5.95		
106	3.79	10	2.50	122	6.40		
112	4.00	10	2.50	130	6.50		
121	4.32	10	2.50	131	6.55		
127	4.54	11	2.75	136	6.58		
140	5.00	11	2.75	130	6.50		
157	5.61	11	2.75	126	6.30		
165	5.89	11	2.75	122	6.40		
187	6.68	12	3.00			78	1.00
212	7.57	12	3.00			80	1.03
228	8.14	12	3.00			86	1.10
234	8.36	12	3.00			103	1.32

第 六

年 次	工業 學 校		農 業 學 校		水 産 學 校	
	生徒數	増加率	生徒數	増加率	生徒數	増加率
明 治 32 年	3,078	1.00	4,527	1.00		
33	1,605	0.52	5,040	1.11		
34	1,993	0.65	7,778	1.72		
35	2,590	0.84	9,454	2.09	393	1.00
36	2,998	0.97	11,441	2.53	414	1.05
37	3,184	1.03	12,045	2.66	1,044	2.66
38	4,324	1.41	13,766	3.04	688	1.75
39	4,646	1.51	16,403	3.62	811	2.07
40	5,048	1.64	18,729	4.14	1,095	2.79
41	4,577	1.49	20,852	4.61	1,084	2.76
42	4,925	1.60	21,934	4.85	1,010	2.57
43	5,162	1.68	24,424	5.40	1,057	2.69
44	5,595	1.82	26,945	5.95	912	2.32
大 正 元 年	6,237	2.03	28,830	6.37	931	2.37
2	6,443	2.09	31,446	6.95	991	2.52
3	6,843	2.15	34,067	7.53	794	2.02
4	7,101	2.31	36,460	8.05	858	2.18
5	7,526	2.45	38,313	8.64	846	2.15
6	8,233	2.68	39,822	8.80	920	2.34
7	8,955	2.91	40,971	9.06	887	2.26
8	10,041	3.26	43,551	9.62	880	2.24
9	12,254	3.98	46,241	10.21	983	2.50
10	14,996	4.87	48,870	10.80	885	2.25
11	21,466	6.97	50,219	11.09	1,129	2.87
12	23,615	7.67	51,931	11.47	1,263	3.21
13	25,120	8.16	53,778	11.79	1,299	3.30
14	26,759	8.69	55,017	12.15	1,356	3.45

第一章 青年教育問題の發生とその歴史

表

商業 學 校		商 船 學 校		徒 弟 學 校		職 業 學 校	
生徒數	増加率	生徒數	増加率	生徒數	増加率	生徒數	増加率
6,544	1.00	214	1.00	1,514	1.00		
8,269	1.26	319	1.49	1,748	1.15		
9,842	1.50	533	2.49	1,662	1.09		
11,370	1.74	715	3.34	2,320	1.53		
12,821	1.96	840	3.93	2,776	1.83		
14,172	2.17	1,044	4.88	3,004	1.98		
15,591	2.38	1,453	6.79	3,451	2.27		
18,178	2.78	1,530	7.15	4,637	3.05		
19,956	3.05	1,769	8.27	6,306	4.15		
21,057	3.22	2,027	9.47	6,976	4.59		
21,524	3.29	2,094	9.79	7,300	4.81		
22,945	3.51	2,157	10.03	8,979	5.91		
24,624	3.76	1,973	9.22	10,017	6.59		
26,187	4.00	1,860	8.69	10,824	7.13		
28,040	4.28	1,853	8.66	12,149	8.00		
30,314	4.63	1,918	8.96	13,461	8.86		
32,801	5.01	1,959	9.15	14,557	9.58		
35,227	5.38	2,077	9.71	15,963	10.51		
39,141	5.98	2,272	10.62	16,403	10.80		
43,167	6.60	2,435	11.38	17,399	11.45		
49,750	7.60	2,610	12.20	17,560	11.56		
56,900	8.70	2,805	13.12	17,107	11.26		
63,462	9.70	2,735	12.78	19,022	12.52		
74,606	11.40	2,647	12.37			15,606	1.00
83,199	12.71	2,682	12.53			16,894	1.08
94,305	14.41	2,399	11.21			19,869	1.27
103,415	15.80	2,371	11.08			23,745	1.52

第二節 勤勞青年教育の發達

以上我が國近代學校教育の發展史を概観したのであるが、これ等はすべて正系とも稱すべき學校に就て述べたのであつて、補習教育機關に關しては觸れなかつた。本節に於ては勤勞青年の教育が如何にして現在までに至つてゐるかを考察しよう。我が國教育の課題が主として初等教育の整備にあつた時代には勤勞青年の教育は未だ問題にならないのであつて、このことは學制に於ける諸民學校の規定があつても實質上何等の働きをも示してゐないことによつても明かである。初等國民教育が次第に確立整備された時、即ち明治二十年頃になつてからはじめて青年層の教育が問題となつて來たのであるが、この場合先づ、中等乃至高等教育として選ばれた者の教育機關が成立してゐる。而してこの場合中等以上の教育は、これを機會均等の原則によつて國民一般に開放し、基礎教育を終つた者ならば何人と雖もこれを利用し得ることとはなつてゐる。併し當時は選ばれた者の教育といふことが何處までも青年層の教育問題の中核であつて、これに附隨してかゝる中等教育に組織されざる所の一般勤勞青年にも如何にして中等程度の教育を與へるかといふことが考慮されて來たのである。かゝる考へ方に基く勤勞青年の教育が實質的に姿をあらはして來たのは明治二十六年の實業補習學校規程の公布に於てである。尤も實業補習學校の名は既に明治二十三年の小學校令中に見られる。即ち、第一章「小學校ノ本旨及種類」の第二條に「徒弟學校及實業補習學校モ亦小學校ノ種類トス」とある。併し當時かゝる一般青年の爲の教育が未だ問題とならず唯この名稱があるのみであつて、これに關する詳細な規定もなく、結局實質的には働いて居らぬものといふことが出來よう。所が明治二十年代より漸く我が國產業界も新しい轉換期に入つたのである。即ちこの頃までにほゞ封建的經濟體制から近代的產業體

制への轉換の準備が完了し、これ以後所謂産業革命を行つて我が國產業が著しい發展膨脹を遂げたのである。こゝに所謂實業教育振興の機運が澎湃として起つた。これと密接に關聯して今我々が問題としてゐる勤勞青年の教育も成立して來たのである。明治二十六年文相井上毅は當時の教育方針を指示して次の如く述べてゐる。「輒近宇内各國ノ富力八年一年ニ倍加シ進テ止マサルノ勢アリコレ蓋科學盛ニ興リ其ノ發明ノ應用ヲ各般ノ實業ニ及ホシ細大ノ技術ヲ盡シ以テ百倍ノ生産ヲ收ムルニ外ナラス我國ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラスコノ科學的ノ知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト勞動トハ劃然トシテ特別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ專業ハソノ大部分ニ於テ仍舊習ニ沈澱スルコトヲ免レス今ニ於テ國家將來ノ富力ヲ進メントセハ國民ノ子弟ニ向テ科學及技術ト實業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス」かくの如き考へによつて井上文相は教育全般の實業化を進めんとした。そこでまづ國民全般を対象とした實業補習學校、徒弟學校、簡易農學校を設置して實業教育を一般青年層に擴大普及せしめようとしたのであつた。こゝで産業に基礎を置いた教育の振興方策として第一に實業補習學校が出現したことに注目しなければならぬ。これ等の事情に就ては明治二十二年濱尾新が實業補習教育の必要として述べた論文によつて窺ふことが出来る。即ち、濱尾新は歐洲の實情及び我が國教育の普及状態に基いて補習教育の必要を説いた後「要するに農工商の實業者は多くは其子弟をして久しく就學せしむること能はざるが故に、土地の情況に従ひ職業の需用に應じ、各種の實業補習學校若くは實業補習科を施設し、以て其の小學を卒り若くは卒らざる子弟をして職業に従事しつゝ補習に従事せしめ」と述べ、職業と並行して學業を授ける學校を設置し各實業に適切なる課程を設けて勤勞青年教育の充實をなさんことを期望してゐる。かくして明治二十六年の實業補習學校規程の公布となつたので

ある。この實業補習學校は尋常小學校卒業以上の者及び特に學齡を超えた者で尋常小學校半途退學の者を入學せしめ、これ等「諸般ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル兒童ニ小學教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識ヲ授クル所」となつてゐる。その修業年限は三ヶ年以内と定められ、その教授は土地の事情に應じて日曜、夜間、或は季節的等便宜な方法によつて行はれることになつた。

この實業補習學校規程によつて我が國の勤勞青年大衆に對する教育はその緒に就いたのであるが、これは結局産業と教育との結び付を密接ならしむるといふ意向によつて當時の社會事情、教育事情に即應して生れ出でたものである。従つてその授業はすべて實業に適切にして應用に便ならしむることとした點等は特に注目し値するものとならねばならぬ。この學校以外に當時制度化された學校として徒弟學校、簡易農學校等があるが、これ等もすべて勤勞青年の爲のものであり、現在の所謂中等實業教育に關する規定は未だ整備されてゐなかつたのである。我々はこの事實によつて當時の産業興隆が勤勞青年に對する教育に對して如何に強い拍車をかけてゐたかといふことを注目しなければならぬのである。明治三十二年に實業學校令の公布があつて、諸種の中等實業學校が統一的な制度によつて運営せられるに至り、實業補習學校も工業學校、農業學校、商業學校、商船學校と共に一つの規程の中に統轄されることによつて近代學校制度中に於けるその機能を明瞭にした。而して明治二十六年の規程に従つて以後十年間行はれて來た實業補習學校の教育は、やがて三十五年に至つてその規程の改正を必要とするに至つた。これは從來ともすれば補習學校の性質が十分に理解されず、その施設の方法等に於て適切を缺き、例へば一般の學校教育の形に捉はれて職業従事者に不便であるためその普及も思はしくなかつたのに鑑み、規定を著しく簡易自由にして社會の實情に沿はしめんとする趣旨に出たものであつた。即ち訓令として出された實業補習學校規程改正の趣旨に

よれば、「實業補習學校ノ性質未タ十分ニ理解セラレサルカ爲之カ施設ノ順序方法等ニ關シ或ハ適切ヲ缺クモノナシトセス今日實業補習學校ト稱スルモノニシテ往々高等小學校ノ教科ニ幾分ノ變更ヲ施シタルニ過キサルカ如キモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ（中略）實業補習學校ハ各種ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス即チ實業ノ教科ヲ主腦トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ爲シ兩者共ニ其目的ヲ達スルヲ以テ實業補習學校ノ本旨トナスヘキコト專ラ普通教育又ハ實業教育ヲ施スカ爲ニ設ケラル、モノト其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ」と明示せられてゐる。實業補習學校が同時に果すべき二つの目的をもつてゐることは此處に於ても從來と變りないのであるが、當時ともすればこの學校が不完全な實業學校又は不完全な高等小學校、中學校となる傾向があるに鑑み、この二つの目的を合一し、勤勞青年教育機關としての特色を明かにしたのであつた。而してこの規程に於ては年齢十年以上の尋常小學校卒業者及び特に學齡以上の者で尋常小學校を卒つてゐない者を入學せしめることとし、又その修業年限、教授時數、教授内容等に就ては土地の情況に應じて適宜に定めることとした。更にこの改正によつて、小學校以外に實業學校その他の學校にも附設し得ることとしたのも注目すべき變化であつて、要するに從來よりは地方の實情に即して容易に學校を設置し自由に經營し得ることとしたのである。かくてこの規程公布後、實業補習學校が激増し著しい普及を示すに至つたのである。今この間の發達事情を數量によつて示して見ると、次の第七表の如くである。

かくして一般大衆青年の教育を行ふ實業補習學校制度がその基本形式を整へたのであるが、この實業補習學校に於ける教育の任務とする所は低度實業教育であつて、當時の文部省の方針にも明かな如く「技藝の練習を實際の境

第七表

年次	學校數	教員數	生徒數
明治 27年	19	26	1,117
28	55	71	3,327
29	93	148	5,377
30	108	188	6,480
31	113	242	6,975
32	108	215	7,353
33	136	288	8,135
34	221	438	13,066
35	630	627	31,013
36	1,349	921	60,828
37	1,684	1,085	76,569
38	2,746	1,272	121,502
39	4,211	1,678	171,502
40	4,919	1,917	192,048
41	4,751	2,049	192,331
42	5,192	2,095	223,729
43	6,111	2,260	262,978
44	6,740	2,237	302,341
大正 元年	7,386	2,319	346,768
2	8,014	2,365	384,983
3	8,343	2,513	445,041
4	8,907	2,815	498,178
5	9,697	2,913	577,626
6	10,781	3,361	677,348
7	12,212	3,598	812,911
8	13,338	3,696	915,128

遇薫陶に譲り、教育は偏へに之に要する知識の傳授並にその知識の應用を指導し、かくて中等以上の教育を受けた人の下に立つて諸産業の第一線に働く人を養成せんとする所にあつたのである。更に、大正九年になつて實業補習學校規程の改正

があつたが、これは當時著しく普及したこの學校の内容充實を圖る目的を以て行はれたものであつて、これの趣旨は、當時の實業學務局長山崎達之輔氏の次の如き説明によつて窺はれる。「然し其後補習教育の進歩發達は實に目覺ましきものあるを觀、而して實業補習教育の使命が那邊に存するかを併せ察するとき、徒らに明治三十五年の制度に拘泥して機宜を得たる施爲に出づることを憚るは、國家の大局から考へて吾人の採らざるところである。恰も大正七、八年の頃に於て斯の如き改正の機運熟し、全體の教育系統に於て、又全教育機關中に於て補習教育に有力なる地位を與ふる爲には國家が補習教育に對し奈何なる希望と要求を有するか、その趣旨の存するところを明瞭にすることが補習教育振興の抑々の根本策であるとされ、大正八年以來文部省に於て周密な調査を續行し來つた次

第八表

年次	學校數	教員數	生徒數	生徒數增加率
大正 9年	14,228	4,169	994,762	100.00
10	14,835	5,109	994,493	99.97
11	14,879	7,212	1,007,561	101.30
12	14,975	8,299	1,024,774	103.02
13	15,054	8,935	1,025,544	103.09
14	15,316	9,821	1,051,437	105.70
昭和 元年	15,300	14,970	1,131,217	113.72
2	15,361	16,261	1,182,024	118.82
3	15,297	17,797	1,181,907	118.81
4	15,284	18,052	1,226,835	123.33
5	15,248	19,028	1,277,338	128.41
6	15,063	20,351	1,271,971	127.87
7	15,091	20,932	1,270,874	127.76
8	15,140	21,951	1,271,530	127.82
9	15,306	23,419	1,281,814	128.86

第である」と述べられてある。かくの如き趣旨の下に發令となつたのが、大正九年の改正實業補習學校規程であるが、今その改正の趣旨の主なるものを擧げると次の如き諸點である。即ち、實業補習教育の本旨を明かにすると共に従來の簡略な規程を改めてその内容を整備し、施設上準據すべき所を示したのであつて、(一)前期後期の課程を置きその修業年限及び教授時數の標準を定めたこと(二)前期後期とも相當普通學科目を必須科目とし殊に前期に於て之に重きを置いたこと(三)職業に關する學科目に就ては前期に於ては主として職業に關する基礎的知識技能を授け後期に於ては特に職業の種類に應じ適切なる事項を選び授けしめること(四)法制上の知識其他公民として心得べき事項を授け又經濟觀念の養成に力むべきことを明かにしその他教養上特に留意すべき事項を示したこと(五)女子に關する規程を設けたこと(六)學科目の分合並びに隨意科目選擇科目等に關する規程を設け、生徒の學力、職業の種類等に應じ教授事項の選定其の宜しきを得しめたこと(七)高等の實業補習學校の設置を認め又卒業後の學習に關する規程を設けたこと、等がこの時の改正の主要な點であらう。この改正によつて實業補習學校は低度實業教育機關として

の完成を遂げたのであるが、この頃を以て學校數の増加も亦ほとり限界に達してゐることが見られる。前の第七表以後の期間に於ける學校數、生徒數、教員數を示して見ると第八表の如くである。

これによつて大正九年以後に於てはそれ以前に於けるやうに著しい増加を示してゐないことがわかる。これは一

第九表

年次	工業補習學校		農業補習學校		商業補習學校		水産補習學校		商船補習學校		其他	
	生徒數	増加率	生徒數	増加率	生徒數	増加率	生徒數	増加率	生徒數	増加率	生徒數	増加率
大正9年	15,000	100.00	677,889	100.00	30,115	100.00	9,185	100.00	451	100.00	263,420	100.00
10	15,472	103.15	662,798	97.77	31,045	103.09	8,547	93.05	287	63.64	277,373	105.30
11	11,415	76.08	724,505	103.88	32,492	107.89	9,054	98.57	191	42.35	229,904	87.28
12	10,868	72.45	763,874	112.68	34,539	114.69	10,877	118.42	308	68.29	204,309	77.56
13	12,261	81.74	769,644	113.54	34,776	115.48	11,291	122.93	284	62.97	197,288	74.89
14	9,315	62.10	783,114	115.52	36,305	120.55	11,506	125.27	332	73.61	209,558	79.55
昭和元年	12,722	84.81	928,443	136.96	48,890	162.34	12,328	134.22	512	113.53	128,322	48.71
2	12,291	81.94	966,515	142.58	47,619	158.12	13,820	150.46	175	38.80	141,604	53.76
3	11,937	79.58	947,518	139.77	46,708	155.10	14,442	157.23	19	4.21	161,283	61.23
4	14,086	93.91	977,214	144.16	49,972	165.94	15,443	168.13	70	15.52	170,050	64.55
5	13,822	92.15	1,016,797	149.99	51,755	171.86	16,586	180.58	179	39.69	178,199	67.65
6	13,971	93.14	1,000,363	147.57	50,142	166.50	17,110	186.28	189	41.91	190,196	72.20
7	13,093	87.29	990,856	146.17	54,866	182.19	18,578	202.26	192	42.57	193,289	73.38
8	13,179	87.86	967,767	142.76	53,262	176.86	16,877	183.75	78	17.29	220,367	83.66
9	15,752	105.01	970,706	143.19	59,202	196.59	18,819	204.89	61	13.53	217,274	82.48

第一〇表

年次	工業補習學校	農業補習學校	商業補習學校	水産補習學校	商船補習學校	其他ノ補習學校	計
大正9年	1.51	68.06	3.02	0.92	0.04	26.45	100.00
10	1.55	66.58	3.12	0.86	0.03	27.86	100.00
11	1.13	71.91	3.22	0.89	0.04	22.81	100.00
12	1.06	74.54	3.37	1.06	0.03	19.94	100.00
13	1.19	75.05	3.39	1.10	0.03	19.24	100.00
14	0.88	74.57	3.46	1.09	0.04	19.96	100.00
昭和元年	1.12	82.07	4.32	1.09	0.06	11.34	100.00
2	1.04	81.77	4.03	1.17	0.01	11.98	100.00
3	1.01	80.17	3.95	1.22	0.01	13.64	100.00
4	1.15	79.65	4.07	1.26	0.01	13.86	100.00
5	1.08	79.61	4.05	1.30	0.01	13.95	100.00
6	1.10	78.65	3.94	1.35	0.01	14.95	100.00
7	1.03	77.97	4.32	1.46	0.01	15.21	100.00
8	1.03	76.11	4.19	1.33	0.01	17.33	100.00
9	1.23	75.73	4.61	1.47	0.01	16.95	100.00

應實業補習學校の方式による勤勞青年教育が發達の限界に達したことを物語つてゐる。尙これを學校種類別に示せば第九表の如くで、農業補習學校生徒はその増加率に於ては水産、商業に次いで第三位であるが、その全補習學校生徒の中に於て占める地位は最も大きいのである。そこで生徒數の學校種類別の配分を見ると、上の第一〇表の如くで實業補習學校生徒の實に七五%が農業補習學校生徒によつて占められてゐる。

さて昭和五年の國勢調査に於ける十二歳より十七歳に至る年齢の職業別青年人口を調べて見ると次の第一一表の如くで、これを實業補習學校生徒數と比較すると農村に於て實業補習教育が最も發達したことが知られる。即ち農業人口が最も多く百四十二萬人となつてゐるが、これに對して第九表の如く百一萬人が農業補習學校生徒で、其の比率は七一・五四%である。これに比して工業人口に對する工業補習學校生徒數の割合は

第一一表

職業	實數	百分比
農業	1,421,290	38.31
水産	61,299	1.65
鑛業	16,218	0.44
工業	1,046,352	28.21
商交	555,527	14.98
通業	95,852	2.58
公務	79,647	2.15
家事	365,501	9.85
其ノ他ノ有業者	67,846	1.83
計	3,709,532	100.00

僅かに一・三二%といふ状態である。商業人口或は水産業人口に對する夫々の生徒数の比率も亦農業に比較すれば遙かに低率であるといつてよい。勿論かゝる推論には各職業分野に於ける諸事情を考へねばならぬが、假令かかる點を考慮に入れるにしても農業補習學校の發展が如何に目ざましいかは知り得るのである。かくして大正末期より昭和へかけて農村に於ける勤勞青年の教育機關としての農業補習學校は完成の域に達したといへよう。

ところでこの實業補習學校の完成と同時に勤勞青年教育に對する新しい要求が國民生活上から出されてゐる。即ち、青年訓練所がそれであるが、これは當時兵役年限短縮の問題と關聯して行はれたものである。當時一般在

營年限は二ヶ年、中等以上の學校の卒業者が志望し得る志願兵にあつては一ヶ年、その後の召集期間三ヶ月となつてゐたが、この以前より在營年限の短縮はかなり喧しく論議されてゐたのである。併し乍ら徒らに在營年限を短縮することは不可能であつて、その爲には壯丁の素養が高まることが前提條件である。これ即ち一般大衆青年に對してより高い教養が國民生活全般の構成の上から要求されるに至つた所以である。この頃既に實業補習學校制度はほぼ完成の域に達し、十六、七歳迄の大衆青年を收容して教育する場所として一應その形を整へて居た。従つてこの後の年齢にある大衆青年を入營の時期まで如何にして組織し教育するかが問題であつて、これが青年訓練所となつて現れたのである。青年訓練所令は大正十五年四月二十日制定されてゐるが、それによると青年訓練所は「青年ノ心身ヲ鍛鍊シテ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的」とし、十六歳より二十歳迄の男子を收容して四年間を通じ

第一二表

年次	所數	指導員數	生徒數	生徒數增加率
昭和元年	15,588	85,366	891,555	100.00
2	15,753	89,815	883,607	99.11
3	15,766	88,640	843,702	94.63
4	15,687	88,912	806,454	90.45
5	15,617	88,061	794,171	89.03
6	15,549	88,680	796,132	89.29
7	15,545	90,644	835,723	93.74
8	15,573	92,346	819,968	91.97
9	15,792	96,554	818,681	91.83

て八百時以上の訓練をすることになつてゐる。この青年訓練所の教育目標の重要なものの一つが青年の國防能力の涵養に在ることは訓練時數の半ばを教練が占めてゐることによつても明かであるが、かくの如く國防目的の下に統一された國民訓練の組織が置かれたことは大いに注目すべきことであつて、青年教育發展史に於ける青年訓練所の意義はこの點に在るといはねばならぬ。かくて青年訓練所は大正十五年即ち創設年度に於て既に一萬五千五百八十八所設けられ、それ以後その數には殆んど變化がなく、その普及の速かであつたことは驚くべきものである。その後の所數、指導員數、生徒數は上の第一二表の如くである。

この青年訓練所の制度が定められると同時に忽ちその普及を見たことによつてかゝる大衆青年の教育が國民生活上如何に要求されてゐたかといふことを知り得るのである。かくしてこの制度を以て勤勞青年層に對する近代教育は一應整つたといふことが出来よう。尙この青年訓練所を實業補習學校に合一させる希望は制定當時から既にあつたのであるが、漸次その聲が高くなると共に實質上も兩者一體化の傾向が進んで來たのである。即ち昭和九年には青年訓練所の中で實業補習學校を以てこれに充當するもの四分の一以上に達してゐる。この傾向が昭和十年遂に兩者の統合といふ形で現れ、こゝに青年學校制度が成立したのである。

即ち昭和十年四月一日青年學校令が公布され同時に文部省令により青年學校規程が制定された。此の青年學校制度新設の意義は單に形の上で従前の補習學校及び青年訓練所を統合して單一の青年教育機關を設けたといふことのみでなく、その内容に於ても二者の教育の特質を融合せしめたことによつて我が國勤勞青年の教育編成に新しい見地を提出したといふことにある。例へばその教育目的の規定に於ても小學校卒業後直ちに社會の實務に従事する男女大衆青年の心身の鍛鍊、徳性の涵養、職業その他實際生活に須要な知識技能の修得を掲げてゐるが、これは明瞭に前二者の統合一元化の結果と考へられると同時に、それによつて今後の勤勞青年に對する教育編成が従来より更に廣い見地に立つて考へらるべきことを示したものと見て注目すべきであらう。又この學校の組織内容はその對象たる大衆青年の實情に鑑み通常の學校に比して著しく簡易自由を旨としたとせられてゐるが、これも亦勤勞青年の教育を考へる場合の重要な方向を示してゐる。この點に就ても青年學校は従來の補習學校以上のものを提出してゐるのである。その課程は普通科二年、本科五年を設けることを原則として他に研究科、専修科を置き得ることになつてゐるが、その入學資格は他の學校に於ける如く嚴密な制限を設けてゐない。即ち普通科は尋常小學校卒業者及びこれに相當する素養ある者、本科は普通科修了者、高等小學校卒業者及びこれに相當する素養ある者、研究科は本科卒業者及びこれに相當する素養ある者とせられてゐる。尚、専修科は比較的短期間に特殊事項を科目制によつて修得させる科であつて、普通科、本科等の在學者も入學し得ることになつてゐる。修業年限は、普通科は二年、本科は男子五年、女子三年、研究科は一年以上となつて居り、土地の事情により本科を男子四年、女子二年となすことも認められて居るが、本科を短くした場合は研究科を長くして、勤勞青年の教育に間隙あらしめぬ如くすることが要望されてゐる。更にその教育内容に關しては生徒の實際生活に即せしむる爲、科目は細分されず概括的に示

されてゐる。即ち男子にあつては修身及公民科、普通學科、職業科、教練科(普通科に於ては體操科)女子にあつては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、體操科となつて居り、これ等の教材に就ても實際生活に合せて綜合的に取扱はれるべきことが注意されてゐる。その教授及訓練時數も一年間の總時數が示され、その時期方法等に就ては土地の情況に應じて適宜定められてよいことになつてゐる。

第一三表

年次	學校數	生徒數	學校數增加率	生徒數增加率
昭和10年	16,679	2,042,077	100.00	100.00
11	16,810	2,135,206	100.79	104.56
12	17,226	2,228,314	103.28	109.12
13	17,578	2,399,221	105.39	117.49
14	18,234	2,786,042	109.32	136.43
15	18,908	2,961,566	111.34	145.02

以上青年學校の概略に就て述べた如くこれ等の規定によつて新しい青年學校が従來の補習學校より一層勤勞青年生活への結び付きを考慮してゐることが窺はれるのであるが、同時にそれによつて従來の學校教育方式と異つた新しい教育方式へ一歩進みつゝあるといふことに注意しなければならぬ。かくしてこの青年學校制度の成立により勤勞青年の教育組織は一段と整備し、男子は尋常小學校卒業後實に七年以上、女子も五年以上、年齢にして男子十九歳、女子十七歳頃までを一元的に教育する組織が確立したのである。又その後の數量的な發展にも著しいものがあつて、例へば上の第一三表に示されてゐる如く、昭和十年創設以後の青年學校數及び生徒數の増加は、これが實業補習學校及び青年訓練所の單なる併合でないことを物語つてゐる。このことは昭和九年迄の實業補習學校、青年訓練所の生徒數がその數年前から殆んど停滯的狀態にあつたことと比較するとき明瞭であらう。

かくして昭和十四年四月二十六日青年學校令が改正され、男子青年學校の就學義

務が規定されたのである。即ち満十二歳より十九歳迄の男子青年のうち、小學校在學者、中學校在學者又は四年修了者、師範學校第一部在學者又は二年修了者、實業學校在學者又は四年修了者以外の者は全部保護者に於て就學させる義務が課せられたのである。これは單に勤勞に従事する青年に對するばかりでなく、同時にまた我が國全青年に對する義務就學規定ともなるのであつて、かくの如き劃期的な制度が成立したことは、昭和十二年以後我が國の國家體制の急激な轉回に伴つて青年就中勤勞青年全般の教育を國家自らが運営してこれを國家建設の根基としようとする積極的態度の現れに他ならぬのであつて、國家が勤勞青年の教育に對して明確な方策を提出したものととして解さるべきである。これは勤勞青年教育體制の近代的最高完成體であると同時に、更にこれを地盤として新しい見地から建設への再出發をする必要に迫られてゐるのである。

第三節 青年團の發達

青年教育問題の發生を明かにする爲には更に進んで青年團の發達に關して考察することが必要である。我が國の青年團は從來から農村の青年團であるとさへ言はれてゐるのであつて、青年團は農村生活の中にその地歩を占めて來たのである。現在の青年團の由來を訪ねて古くより各地に存在してゐた若者連の仲間にも遡ることも出来るであらう。併し今こゝではそれは問題とせず、所謂社會教育の一機關としての青年團、即ち團體的修練を通じて近代的な教養を獲得する機關としての形を明かにして來たのは何時頃からであるか、又それは如何にして發展して來たかを考察するのである。

近代的な青年團體がその姿を現すに至つたのは明治中期以後であつて、當時青年會等の名を以て呼ばれるものが各地方に於て徐々に發生しつゝあつた。これは勿論古來存在してゐた若者、若衆、若連中等と呼ばれるものと直接つながりを持つものであらうが、重要なことはこれ等の青年の團體が近代生活の中に次第にその形態を革めて來たといふことである。封建の世に於てこそ強固であつたこれ等の若者仲間もそのまゝでは近代的な自治生活の中に在つて、その組織、内容に多くの矛盾を持たざるを得ない。そこで現象的にはこれ等の仲間の存在がもたらす弊害の除去とか團體の改造とかを通じて次第に新しい青年の團結が生れつゝあつたのである。この場合に明治二十年代に確立した地方自治制度との關聯は見逃してはならないであらう。此の頃に至つて近代生活の方向もほゞ定まり、その生活に必要な教養も亦明かにせられて來たのであつて、それに伴つて舊態の改善を圖る道もついて來た。かくして地方青年の團體的生活及びそれを通じての教養の形態が近代化されて行つたのである。

この青年の團體は日清、日露の兩戰役の時期を通じて急激に發展した。此の時代は我が國近代社會の躍進期であつて、あらゆる部面に飛躍が見られた時代であるが、これに伴つて青年の團體的活動も急速に轉回を遂げたのである。殊に戰時に於ける青年の銃後活動には目ざましいものがあつたとされる。内務省は明治三十九年訓令を發してこの青年團體の活動を戰時のみに終らしむべきでなく、今後益々これによつて地方改良の實を擧げしむる様に獎勵すべきことを地方長官に要望してゐる。更に又文部省に於ては、當時重要な政策であつた實業補習教育振興の目的の下に、明治三十五年實業補習學校規程を改正し、實業補習學校を出来るだけ簡易に設置し得る如くしたのであるが、これと並行して同時に青年團體に對して補習教育を行ふことを獎勵したのである。即ち改正補習學校規程には修業年限、教授時數等に就ては止地の狀況、教科目の種類により適宜之を定め、或は數週、數ヶ月の短期間或は數

年の長期等任意とせられたのである。そこで青年團體の夜學或は講習等を以て實業補習學校の課程に充るといふ方法が多くとられたのである。かくして青年團體はこの方面にも亦新しい活動分野を次第に擴大して行つたのである。かくて明治四十年代に於ける青年の團體は目ざましい發展を遂げ、四十三年には文部大臣の名に於て全國優良青年團體八十二團體の表彰が行はれた。この時の審査標準が補習教育上の成績を第一として、風俗産業上の成績を第二としてあるのを見ても當時文部省の青年團體に對する指導方針が明かである。

かくて青年團體の普及發達に伴ひ、大正四年内務、文部兩省の劃期的な訓令が發せられたのである。それによれば第一に青年團體の設置が全國に普く、其の振興如何は國運の伸暢、地方の開發に影響する所大なるが故に、その指導に努めて、完全なる發達を遂げしむることを要望し、而してその嚮ふべき方向、一般的指導方針を提出してゐるのである。即ち青年團體は青年修養の機關たりと明瞭にその性格を規定し、その本旨は青年をして健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しむるにあるとしてゐる。その青年をして事業に當り實務に従ひ以て練習を積ましむるもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならずと青年指導の如何にあるべきかをも明瞭にしたのである。かくの如くして青年團體による青年指導の基本方策は確立されたのであつて、この後の青年團體はこの方向に沿つて順調に發達を遂げたのである。即ちこの訓令に伴つて發せられた通牒に於て組織、區域、指導者、援助者、維持等に就て指示されてゐるが、それによれば組織は十二年以上二十年未満の青年を以てすること、區域は市町村毎に設置することとし、場合によつては學區に設置するか支部を置くこと、指導者は市町村長小學校長を以てし、官公吏、學校職員、在郷軍人、神官僧侶その他の地方篤志家をして援助せしむること、維持に就ては團員自らの經費によること等の注意がある。かくの如き方針に基いて青年團體が整備されるに至つたのである。

次いで大正七年再び青年團體の健全發達に資すべき要項が内務、文部兩省の訓令によつて發せられてゐる。即ちこれは大正四年の訓令の線に沿つてその具體的な指導方針を提出したものと云へよう。それには六つの要項を擧げてゐるが、第一に補習教育の普及徹底を圖るべきこと、第二に公民的性格の陶冶、第三に讀書指導に關すること、第四に身體の鍛鍊、第五に指導者の養成、第六に指導援助に當る者の注意事項等が述べられてゐる。これは修養團體としての青年團體が何をなすべきかを規定したものであり、これによつて青年團體の性格は益々明確になつて來たのである。

更に大正九年内務文部兩省よりの訓令「青年團體ノ内容整理並實質改善方」に於て特に自主自立以て大いに其の力を展べしむるは團體の本旨に頼みて頗る緊要の事に屬すとして、其の組織を自治的ならしむる爲に團體の事を統ぶる者は團員中より推舉せしむるを本則とする如く指導すべきことが望まれた。而して小學校長、市町村長、其他官公吏等、又篤志家有力者は顧問の地位にあつて指導盡力すること、かく自治的な青年の團體たらしむる爲に團員の年齢も最高二十五歳まであげてよいことを指定した。この大正九年の訓令は青年團體の組織改造に關するものとも言ふべきであつてその方向は青年自らの團體たらしむるといふことであつたのである。これを以て所謂青年團體の自治が確立し、青年自らの力により修養すべき青年自らの團體としての青年團體の形が完成を見た。此の年十一月二十二日 皇太子殿下はこの青年團體に對して令旨を賜はり、直接青年に對してその嚮ふべき所をお示し遊ばされた。

此の間に於て青年團體の全國的な統一聯絡組織も確立し來り、大正五年青年團體中央部が設けられ、この中央部の盡力により明治神宮御造營工事青年團勞力奉仕作業、日本青年館建設等の事業相次いで成就し、大正十三年大日本聯合青年團體が結成され、全國青年團體の聯絡を緊密ならしむることになつたのである。大正十五年には女子青年團體に對す



る訓令も發せられ、聯合女子青年團が結成され、男子と全く同様な組織指導方針を以て進むことになった。この頃を以て青年團はほゞ發展の頂點に達したと見ることが出来る。大正九年男子青年團正團員は二百七十萬を數へてゐるが、その後大正末期より昭和に入つてもこの數には大なる變化は見られない。又、女子青年團も大正十五年以後百五十萬を突破したが、その後に於ける數の上には大きな發展は示されて居ない。これは現在の形態の青年團の普及が限界に達したことを物語つてゐるといへよう。

かくして最近に至つて青年團の内容改善の方策が再び考慮されるに至つた。即ち新しい國民生活の展開に對應してこれを如何に指導するかが問題となりつゝある。この方向への動きは昭和十二年大日本聯合青年團を大日本青年團と改稱し從來主として聯絡機關たりしこの中央本部を指導機關たらしめようとし、更に昭和十六年一月大日本青年團を結成して少年團、青年團、女子青年團を統合し、これ等を國民學校、青年學校と不離一體のものたらしめ、國民學校長、青年學校長を以て團長とし、以て青年教育を擔當する學校、青年團の全面に互つて一元の方策を實施せんとするに至つてゐるのである。

第四節 青年教育の課題

以上の考察によつて我々は現在青年教育の問題が如何なる歴史的專情の下に於て發生し、且つそれが我が國教育に於て如何なる位置を占める課題であるかを明瞭ならしめたのである。即ち現在の我が國は既に初等基礎教育の普及を完成し、更にこの地盤の上に中等教育、青年學校教育、青年團指導等を夫々發展させ、其後新しい事態の下に於て現れて來た重要な課題に當面するに至つてゐるのである。

これを農村青年の教育に就て考察するならば、國民學校初等科を修了した農村青年の爲の教育機關としては種々あるが、初等教育機關の一部として國民學校高等科があり、中等教育として中學校、高等女學校、農業學校があり、又勤勞青年の爲の教育機關として青年學校がある。これ等は近代的學校教育方式をとつたものとして整備され、近代的な機會均等の原則の下に一樣に開放せられてゐる。更に農村男女青年の修養團體として青年團があつて、學校と並行して青年の重要な教育の場所となつてゐる。これ等は前述の如く夫々に整備されて一つの限界に到達して居り、これを同様な方向に追求してもそれ以上に著しい發展を豫想することが出来得ないのである。今將に我が國に課せられてゐるのはこれ等の諸教育機關を如何にして新しい國民生活の展開に沿つて再編成すべきかといふ問題であつて、我々は現在の青年層教育の構造をその根本から吟味せねばならなくなつて來てゐるのである。これが今日の所謂青年教育問題の本體をなすものであつて、我が國が現在世界史の中に於て果しつゝある役割を今後遂行完成させる爲に必要とする新しい建設的姿態の一つたらしむべく努めなければならぬのである。我が國が今後確立すべき教育體制は所謂青年大衆としてその實際生活に於て現場に直接活躍する青年の爲の教育組織を中心とするものでなければならぬ。それは將に展開せられんとしつゝある國民生活の體制が全青年層に對して高い教養と能力とを切實に求めてゐることから考へても當然である。青年教育は當然この青年層の組織に即して構成さるべきものである。かくの如き事情から青年教育の新しい構成が問題となつて來たのであつて、従つてそこでは從來とかく顧られなかつた一般の大衆青年が中心的な對象となつてゐる。併しこの問題は單に從來教育組織の中に入つてゐなかつた所の青年を在來の方途に於て組織しようとするのではなく、全然新しい教育方策を教育の全面に對して要求してゐ

るのである。即ち現下の青年教育問題は勤勞青年層に對する教育編成を契機として展開し、廣く青年全層を對象とする教育改革問題にまで發展してゐるものなのである。かくてそれは現存の中等以上の諸教育機關をそのまま認め、これ等が何れも一定年齢の青年層を對象としてゐるといふ限りに於て總括して考へ、この點に青年教育の問題を捉へようとするのは全く異つてゐる。又實業補習學校以來傳統されて來てゐる所の正規の學校教育と體系を異にする青年大衆の教育といふ意味に限定して青年教育を考へる立場とも異なるのである。然らずして現在の段階に於ては問題を一層根本的な國民生活の編成に還元して新なる構想の上に全青年の教育機構を問題とすることが必要とされてゐるのである。

かくの如き青年教育の問題を考察する爲には、我々は全く新たな態度を要求されるのであつて、從來の如き教育觀念ではこの問題を處理する方策を發見し得ないであらう。新たな態度とは一切の教育を新なる國民生活の中に置いて考察することであつて、こゝに對象となつてゐる青年の大部分が勤勞青年であることから考へてもかゝる態度なしにはこの問題を考察することは到底不可能なことは明かである。従つて問題は單に末梢的な所に在るのでなく、實に以上の如く深い教育考察に於ける全面的な革新的態度を要求してゐるのである。我々はかくの如き見地に立つて現在の農村青年教育體制に於て一應完成して居る諸々の教育機關がかゝる編成の下に於て如何になるかを問題とするのである。即ちそれ等の教育機關は夫々の機能に於て農村の種々な實踐的生活者を生み出しつゝあるが、しかし實踐的生活者の教育としてそれ等は果して萬全といひ得るか否かを検討せねばならぬ。

第一に高等小學校であるが、これは昭和十年に於て全國に二萬八千七百七十七校設けられて居り、尋常小學校卒業者の約六割以上を收容するに至つてゐる。併し乍らこれは尋常小學校の延長にしか過ぎず、その教育は所謂國民普通

教育であつて農業生活者といふ一つの職能者の教育として立てられてゐるのではない。たゞこの年齢の者が未だ農業労働力として左程要求されてゐない關係上かゝる普及状態を示してゐるとも云へるのであつて、これを以て直ちにこの學校の現在の如き教育が農村青年教育として適切であると考へることは出來ない。今若しこれを實踐的生活者としての青年を對象とする教育の立場から考へるならば、その目的、内容、方法等に於て根本的な改革を必要とすることは勿論で、この教育も農村生活に基く教育編成の立場から改めて検討せられなくてはならぬ。

農村の多くの青年が教育を受ける青年學校は形の上では從來の農業補習學校と青年訓練所との合體の結果出來たもので、全國學校數は昭和十年に於て一萬六千六百八十一校を數へ農村青年の最も重要な教育機關である。この學校の意義は勤勞青年の教育機關として職能者たる青年層全般に廣く結び付かんとしてゐる處に在ると言はねばならぬ。それにも拘らずこれも亦、生活外教育としての方式をとる所謂正系の諸學校が實踐的生活者の教育としての機能を果し得ぬため謂はばその間隙を補ふものとして成立したといふ實業補習學校以來の傳統を免れてゐない。即ち農業補習學校は小學校以上の正規の教育を受け得ぬ青年に對して初等教育の補習をなし、併せて職業に必要な教養を與へる學校として成立したものである。然るに今や國民生活の新なる展開の時機に直面してこの學校のもつ意味も新に認識せられ、全教育組織に於けるかゝる傍系的な位置も改めて検討されなければならぬ。否かゝる實踐的生活者を正しく考慮した生活體制に於てはかゝる勤勞青年の教育こそ中核的なものとせらるべきである。青年學校の義務制はかゝる教育組織全般の構造的變化の契機として考へらるべきであらう。從來の學校形態をそのまま正系のものとして、唯これに收容せられざる青年大衆の教養の水準を高めるといふ考へで青年學校を設け、これに強制的

に入學せしめるといふのでは今後の青年教育の問題は見失はれて了ふのである。

農村青年の一部の者は中學校、高等女學校に入學する。これ亦前述の如き明治以來の傳統の上に築き上げられて、昭和十年に於ける全國學校數は中學校五百五十七校、高等女學校九百七十四校(實科高等女學校も含む)を數へ、農村青年をも入學せしめその教育の一端を擔當してゐる。併しこれ等の學校の教育は高等普通教育であつて、農村生活者の教育として立てられてはゐない。勿論それが農村生活に必要な或る教養を與へてゐることは事實であつて、現にこの學校に入るに足る資産と能力とを有する少數の者がこの教育を受け、農村の中堅的人物となつてゐる。しかし問題は中學校、高等女學校の教育を單にかゝるものとして認めることからは生じないのであつて、これ等に農村生活者の教育機關としての機能をも發揮せしめようとした際に初めてそこにこの學校の持つ意義が見えて來るのである。即ち、現にこれ等の高等普通教育機關がもつ意義を生活の領域に基く教育編成の立場から改めて検討せねばならぬのである。

實業に就く者の爲の教育機關としては實業學校があるが、この中農村青年の教育の場所として重要なものは農業學校である。これも亦明治以來漸次發達して來て、昭和十年に於て全國學校數は三百六十一校を數へ、農村中堅人物の養成を目的として教育を行つてゐる。併しこれも生活外教育としての學校教育の形態を脱することが出來ぬためその教育は農村の實踐的生活者として指導的役割を果す青年を養成するのに多くの困難が感ぜられてゐる。従つてこの學校も亦實際的農村生活者の形成といふ立場から全般的に考へ直される必要に迫られてゐる。かくの如き検討を加へて初めて農村中堅青年の養成機關としての機能がより明確になされることであらう。

かゝる従來の農業學校、農業補習學校の教育の缺陷に鑑みて、又一方では農村更生運動の機運に乗じて新興農村

教育機關が昭和の初め頃から擡頭して來た。國民高等學校、農民福音學校、農村青年共働學校、農士學校、農民講道館、農民道場等がそれであつて、これ等は何れも農村の郷土生活に深く根を下した教育によつて農村の中堅人物を作らうとする點に於て共通である。而してこれ等には熱風の形態によるものが多いことが注目せられる。これは全國劃一的な組織による青年教育が農村生活に十分根を下すことが出來なかつた缺陷を指摘してゐる。即ち従來の學校教育に對し一つの反省を與へ、又その問題解決の一つの方途を示したものととして注目せられる。併し乍ら従來の教育組織をそのままとして、その傍でかゝる教育形態を強調するのみでは問題は解決されぬ。かゝる新興農村教育機關の意義も全般的な青年教育問題の地盤の上で改めて検討せらるべきである。

最後に青年團は、前述の如く農業補習學校と密接な聯繫を保つて發達して來て、今日では青年學校と不離一體の關係に置かれてゐる。その單位團數は昭和十一年に於て男女合せて二萬九千六百八、農村男女青年の修養機關として重要な位置を占めるに至つてゐる。これに就ても今後は生活領域に基く教育組織の一環としての位置と、それに適應した活動とが改めて探求せらるべきである。單なる地域的組織による一般的な修養團體としての性格を離れて農村生活の構成に基いた教育組織に相應しい新しい性格を附與することが當面の問題として重要である。

以上述べた如く諸々の教育機關が農村青年教育構造の有機要素として夫々の機能を發揮して、而もそれ等が全體として農村といふ生活領域に於けるあらゆる實踐者を形成して行くが如く編成されることが望ましいのである。青年教育問題は今後かくの如き見地から考察さるべきものであらう。

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題

第一節 青年人口の移動と教育組織の問題

我々は前章に於て青年教育問題の發生とその歴史に就て考察し今後には生活の構成に基く教育編成が考へられねばならぬことを述べたのである。かく考へて来るならば、現在我々がもつてゐる教育組織は青年の生活構成の點から改めて見直されねばならぬ時期に立ち至つてゐることは明かである。我が國に於ける國民の、而して特にその中に於ける青年の生活構成は緻密なる研究に依つて漸次明かにされ、又同時に新に建設されて行くべきもので、今遽かにその全貌を捉へることは困難であらうが、少くともかゝる方向を目指して青年教育の體制就中教育組織の問題が考察せらるべきである。以下この青年の生活構成の見地から教育組織に對して問題として提出せられ得る重要な點を簡単に指摘して見よう。

こゝで先づ我々は從來の義務教育終了即ち尋常小學校卒業後に於ける農村青年の教育組織をその生活構成の見地から問題とするのであるが、その場合第一に重要な問題として青年の生活領域の移動即ち所謂離村現象がある。これはそれ自身教育の問題ではないにしても、少くとも現在に於て青年教育を考へて行く上に無視することの出來ぬ重要な問題であつて、先づこれを教育の分野に聯關させて考察することが必要なのである。

農村は一つの地域的職能的な生活集團であるから、離村の問題は生活する場所の變化であると同時に又職能の移

動でもあるので、この問題は教育組織を考へて行く上に閉却することの出來ぬ一つの重要な現象である。それは農村に於て高等小學校の教育を卒るや否や相當多くの者が直ちに離村し、更に青年學校に入つた者も半途で退學して離村する者がかなり多くあるといふが如き現狀を眺めるならば明かなことであつて、敢へてこゝでその事實を指摘する迄もないことである。それにも拘らず從來かゝる問題は教育外の事柄としてあまり顧られなかつたのである。

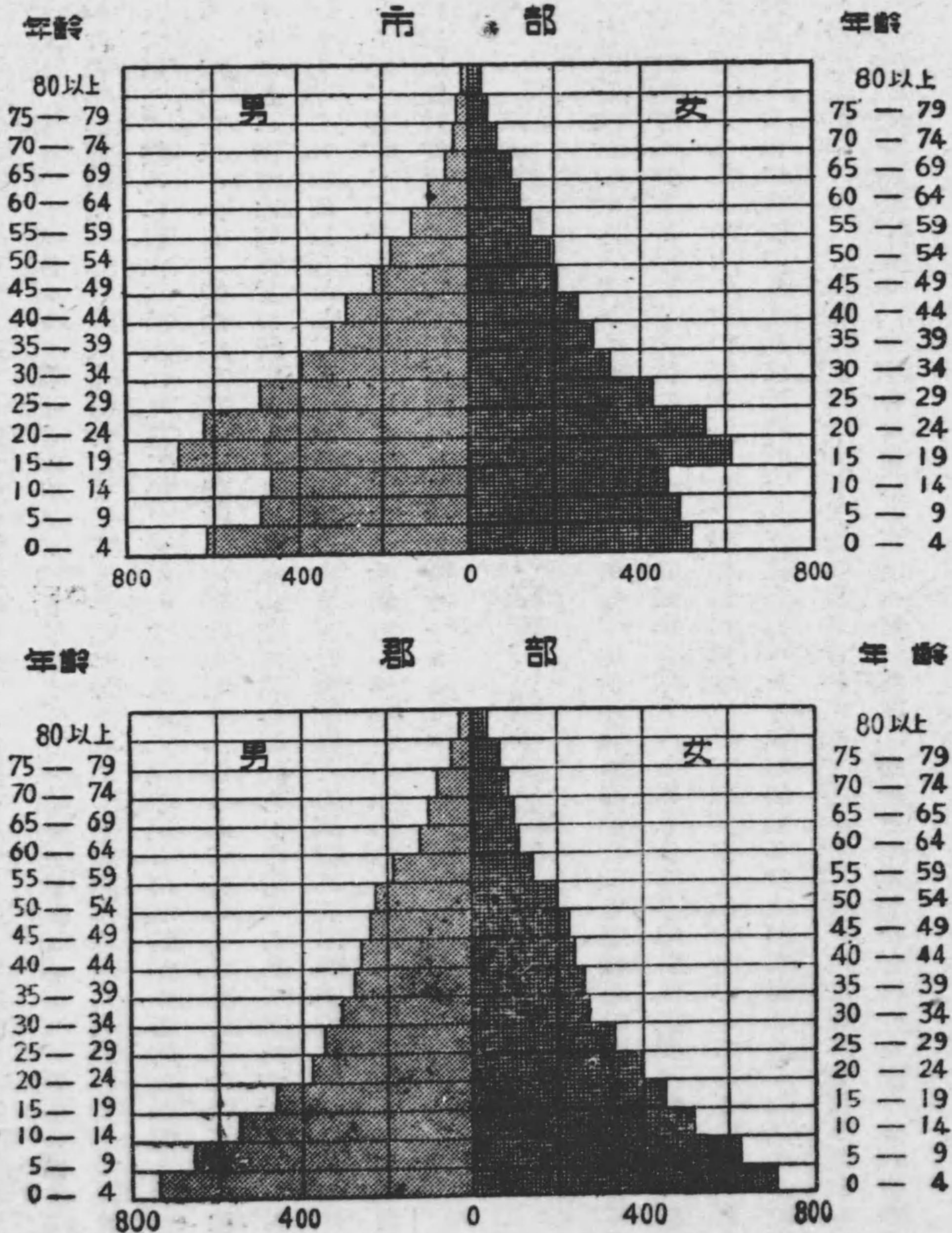
第一四表

道府縣	道府縣外ニ居住シタルコトナキ者	道府縣外ニ居住シタル者	道府縣	道府縣外ニ居住シタルコトナキ者	道府縣外ニ居住シタル者
北海道	90.1	9.9	滋賀	52.3	47.7
青森	89.4	10.6	京都	77.8	22.2
岩手	85.3	14.7	大阪	71.8	28.2
宮城	85.3	14.7	兵庫	67.1	32.9
秋田	79.9	20.1	奈良	53.3	46.7
山形	76.6	23.4	和歌山	67.7	32.3
福島	74.6	25.4	鳥取	62.6	37.4
茨城	68.9	31.1	島根	68.3	31.7
栃木	61.4	38.6	岡山	72.0	28.0
群馬	67.4	32.6	廣島	70.5	29.5
埼玉	66.4	33.6	山口	75.6	24.4
千葉	69.7	30.3	徳島	61.7	38.3
東京	78.0	22.0	香愛	63.7	36.3
神奈川	68.0	32.0	高知	66.8	33.2
新潟	71.5	28.5	福岡	74.8	25.2
富山	61.9	38.1	佐賀	82.7	17.3
石川	60.9	39.1	長崎	64.3	35.7
福井	64.9	35.1	熊本	77.7	22.3
山梨	63.6	36.4	大分	79.8	20.2
長野	63.8	36.2	宮崎	73.9	26.1
岐阜	61.2	38.8	鹿児島	81.8	18.2
静岡	76.9	23.1	鹿兒島	70.7	29.3
愛知	81.6	18.4	沖繩	85.3	14.7
三重	62.4	37.6	計	72.9	27.1

註 道府縣外ニ居住シタルコトナキ者中ニ一年未満道府縣外ニ居住シタルコトナル者ヲ含ム

然るに今や新しい國家體制確立の過程に於て、勞働力配置の問題が重大となると共に青年大衆を對象とする青年教育に於てはこの問題を度外視することは最早許されなくなつて來たのである。否か、生活領域の移動の問題をも包含した青年の全生活の構成を地盤と

第一圖



して青年教育全般の問題が考へられなければならないようになって來てゐる。先の第一四表の如き青年の移動状況に關する全国的な調査は、かゝる事實が教育問題の考察に如何に重要であるかを物語るものといへよう。

即ち全國移動率は二七%であるが、府縣別に見ると著しい所では四八%にも達せんとしてゐる。かゝる離村の問題は従來は主として都會憧憬といふが如き農村青年の思想上の問題として見られて來たが、現在では新しい國民の生活構成の見地から見られることとなりその意味も考へ直されねばならぬ現状となつて來た。かゝる青年の離村の結果は次の第一圖の如き農村人口の年齢構成の形を生み出し、農村の養育院化といふが如き言葉で問題視せられて來たのであるが、今や我々はかゝる問題を超越して青年生活の計畫的編成へと、而してそれと不可分に結び付いた教育組織の方策へと進まんとする段階に立つてゐるのである。

かくの如き離村の事實を従來の教育組織との關聯に於て見るならばどうであらうか。従來の人口移動の研究によると、青年人口の移動は十四、五歳—二十一、二歳が最も多いとせられてゐる。尋常小學校を卒業した者の中極く少數の者がこの時期に直ちに離村する。併し乍らこれは極く僅かであつて、大部分の者は直ちに高等小學校に入學する。而してこの二年乃至三年の教育を終るとその中から多くの離村者が出る。これは高等小學校卒業でひと先づ國民として必要な教育は終つたといふ世間一般の考へ方があるためと、一つには都市商工業部門に於ける雇傭條件が高等小學校卒業といふ教育程度を要求する場合が多いことによるのである。かくして高等小學校卒業者の中から卒業直後又その後數年に亙つて離村者が生ずるのである。この他農村に於ては一部特殊の青年が中等學校へ進んでゐるが、この卒業者の中からも相當多くの離村者が生じ、優質人口の離村といふが如き言葉で従來問題視されて來てゐる。かくの如くして農村に生れそこに於て教育せられた青年人口がいよゝ生産年齢に達した曉に都市へ吸

收せられて了ふといふ現象は、疲弊せる農村が都市のために自らの負擔に於て生産人口を教育する不合理として論議せられて來た。併し乍ら從來に於てはそれは各人の生活進路の自由主義的な決定であつて、教育の關する所ではなく、學校は青年が如何なる生活に入る場合にも役立ち得るが如き極めて一般的な基礎的教養を興へて置けばよいと考へられて來た。然るに現在は國家の教育に於て青年の生活構成に基く教育再組織が中心的な課題となつて來てゐるのであつて、從來のかゝる傍觀的な放任主義的な態度は否定されんとしてゐるのである。今後には生活領域を移動することに就ては適格者の選定——これは從來職業指導の問題として考へられて來たが——といふ原則が積極的に取り上げられねばならぬし、又移動の時期の如きも教育組織との關聯に於て計畫的に考へられなければならぬであらう。要するに今後の青年教育に於ては生活領域の移動といふが如き事實も教育問題の中に織り込んで生活構成に基いた計畫性ある教育組織が考へらるべきものであらう。

第二節 農村青年の教育程度に關する問題

以上我々は實際生活の面から青年の生活構成を問題とし、生活領域の移動と教育組織との關係を考察して來た。次に我々は農村青年の尋常小學校卒業後の生活を教育の面から見ることにしよう。即ち現在我々がもつてゐるが如き教育組織の置かれてゐることによつて青年の生活が如何に構成されて來てゐるかを考察してみよう。而して現在の教育組織といふものは青年の生活構成を地盤として見られるときに如何なる意味が附與され、如何なる位置づけがなされるかを明かにしよう。此處で問題とすることは農村青年の尋常小學校卒業後に於ける教育が現在まで如何になされて來たかといふ點である。今これを要約して言へば、尋常小學校を卒業した者はその中一部の中等學校進

第一五表

教育程度 年次	尋常小學校 程度	高等小學校 程度	青年學校 程度	中等學校 程度	專門學校 及 大學程度	計
昭和 7 年	30.08	34.06	18.82	13.70	3.34	100.00
8	27.94	35.03	19.52	13.72	3.79	100.00
9	26.13	35.88	19.92	13.84	4.23	100.00
10	24.90	36.74	20.26	13.67	4.43	100.00
11	22.00	31.70	28.50	13.17	4.63	100.00
12	15.18	32.32	34.09	14.31	4.10	100.00
13	14.45	32.11	35.45	13.98	4.01	100.00
14	13.18	29.68	39.43	13.82	3.89	100.00

學者を除いて多くの者が高等小學校に入學し、又更に青年學校に入學する。又それと同時に青年團に入つて團體的訓練を受ける。大體このやうにして農村青年の生活は教育によつて規制せられて來てゐるのであるが、その結果我々は上の第一五表に見る如き青年の教育程度別構成をもつに至つたのである。これは全國的な青年の教育事情に關する調査に據るもので或一定年齢層の青年の教育程度別構成を示すものであるが、現在までなされて來た青年教育の事實の一つの斷面を示すものとして極めて興味あるものである。まづその累年比較に就て見よう。

第一は尋常小學校程度の者であるが、これは毎年次第に減少の傾向にあり、特に昭和十二年に於て著しく減少してゐる。かゝる現象は要するに六ヶ年の小學校を以て學校教育から離れ去る人々が年々著しく減少しつゝある事實を示すもので、國民一般の教育程度が既に尋常小學校以上に高まつて來たことを證明してゐる。第二の高等小學校程度の者は昭和十年までは年々増加して來てゐるが、これを頂點として以後減少の一途を辿りつゝある。これは昭和十年から青年學校の制度が布かれて、從來は高等小學校卒業を以て學窓から離れてゐた人々が更にその上に青年學校の教育を受けるに至つた爲で、この

傾向は國民の教育程度が今や高等小學校の線を越えて更に一步高まらんとする形勢にあることを現してゐるといへる。第三は青年學校程度の者であるが、これは昭和十年までは僅か宛の増加であるが、昭和十一年より著しい増加を示しはじめ、この教育程度の所にのみ上昇傾向が現れてゐることが大いに注意を惹く。次に中等學校程度の者は一三%から一四%であつて年々殆んど變化を示してゐないといつてよい。最後は専門學校及大學程度の者であるがこれは年々大體三乃至四%で、最近二、三年は少しく減少の傾向さへ示して來てゐる。かくの如く全國青年の教育程度の累年比較を試みると、青年學校への集中傾向が最も大きな問題として現れて來てゐることが注目せられるのである。

以上によつて我々は、從來の如き教育組織が置かれてゐることによつて全國青年の教育程度別構成が如何に作り上げられて來たかを知り得たのである。而してこれによつて見ると、要するに從來の尋常小學校卒業以後に於ける青年の教育としては高等小學校と青年學校とが中心の重要性を持つて居り、これに次いで中等諸學校が相當の役割を果してゐることが明かである。ところで以上は全國的な状況であるが、これは都市農村の別なく一様に云ひ得る傾向であらうか。我々がこゝに問題としてゐるのは農村青年の教育なのであるが、農村のみに就て見ると何等かの特殊な傾向が存してゐるかどうか、次にこの點に就て見よう。そこで以上の調査に於ける市郡部別の教育程度別構成に就て見ると次の第一六表の如くで、これによつて農村に於ける状態を十分推察することが出来る。

これによつてまづ昭和十四年に於ける市部と郡部とを比較すると、尋常小學校程度の者は市部の一七・五一%に對して郡部は一〇・八七%で遙かに少く、尋常小學校のみで教育を終る者が農村には割合に少いことを示してゐる。第二の高等小學校程度と、第三の青年學校程度とを關係させてみると、市部と郡部とが全く逆の傾向にあることが

第一六表

市郡別	尋常小學校程度	高等小學校程度	青年學校程度	中等學校程度	専門學校及大學程度	計
昭和7年 全國部	30.08	34.06	18.82	13.70	3.34	100.00
昭和7年 全市郡	35.21	33.28	3.65	21.30	6.56	100.00
昭和7年 郡部	28.86	34.24	22.44	11.89	2.57	100.00
昭和14年 全國部	13.18	29.63	39.43	13.82	3.89	100.00
昭和14年 全市郡	17.51	33.08	18.44	22.75	8.22	100.00
昭和14年 郡部	10.87	27.86	50.63	9.06	1.58	100.00

注目せられる。即ち、高等小學校程度に於ては郡部の比率が少しく低く、反對に青年學校程度に於ては市部の一八・四四%に對して郡部は五〇・六三%で實に二倍以上の高率を示してゐる。先に國民の教育程度が高等小學校の線を越えて更に高まらんとしてゐると述べたが、これはかくの如く主として農村に於ける傾向であつて、これによつても農村に於て青年學校が如何に重要な地位に置かれてゐるかが明かである。次に中等學校程度の者は市部の二二・七五%に對して郡部は九・〇六%にすぎない。更に専門學校程度以上となると、市部の八・二二%に對して郡部はわづかに一・五八%であつて、農村に於てはこの程度の教育を受ける者は極めて一部少數の者に限られてゐることを示してゐる。かくの如き昭和十四年に於ける市部及び郡部に於ける青年の教育状況を昭和七年に於けるそれと比較して見るならば、我が國の青年教育がどんな方向に向つて進展しつゝあるかが明かである。即ち、青年學校を中心に押し出すことによつて全體の教育の構成が大きく轉回しつゝあるのである。

要するに今日我が國に於ける農村青年教育に於ては高等小學校と青年學校とが極めて重要な位置を占めて居り、これに次いで中等諸學校が相當重要な役割を果してゐるといふ現状であることが察せられるのであつて、今後に於ける農村青年

第一七表

類別	年次	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7
		和度	和度	和度	和度	和度	和度
尋常科卒業者	男	661,732	655,732	645,470	629,100	693,846	746,517
	女	623,916	621,220	616,430	603,868	664,595	716,728
	計	1,285,648	1,276,952	1,261,900	1,232,968	1,358,441	1,463,245
高等科入學者	男	462,700	456,389	448,028	437,533	484,947	526,348
	女	297,426	296,814	302,319	299,236	342,053	374,130
	計	760,126	753,203	750,347	736,769	827,000	900,478
進學率	男	69.92	69.60	69.41	69.55	69.89	70.51
	女	47.67	47.78	49.04	49.55	51.47	52.20
	計	59.12	58.98	59.46	59.76	60.88	61.54

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題

示したもので、これによると男子では四七・九一%から八二・五五%まで女子では二九・七七%から七三・二五%までの間の様々の比率が見られ、全国に於ける進學率は男子七〇・七八%、女子五三・〇一%となつてゐる。これによつて見ると、男女いづれの場合も東京、愛知、京都、大阪の如き大都市の存する府縣に於ける高等科進學率の特に低いところが注目せられる。これに對して農村的府縣に於ける高等科進學率は概して高いといふ傾向があるといへる。以上は極めて間接的な方法による考察であるが、前述の全國青年の教育程度別構成に於て郡部の方が市部よりも尋常小學校卒業以下の者の割合が少いといふ事實と關聯させて考へるならば、農村に於て特に高等小學校への進學率が高いといふことは確かに事實であるといへやう。かく見て來ると、高等小學校のもつ農村青年の教育に於ける役割には極めて大なるものがあると云ふべきである。

さて此處で高等小學校の教育を制度としての點から一應

の教育組織の問題も當然かゝる現實の地盤の上に立つて考へらるべきものであらう。農村青年の教養が現在如何なる場所になされてゐるかに就ての一般的傾向は以上によつて十分明かとなつたと思ふが、尙國民學校高等科、青年學校、中等學校のもつ農村青年の教育の場所としての重要性を他の面から明かにして見やう。以下これ等諸學校に就て更に詳細な考察を進めて行かう。

第三節 國民學校高等科の問題

最近我が國に於ては尋常小學校卒業者の中大部分の者が高等小學校に進學すると言はれてゐるが、果してそれはどの位の割合になつてゐるであらうか。次の第一七表は全国に於けるその進學率を昭和二年以降について示したものであるが、これによると男子は約七〇%女子は約五〇%で、その比率は年々に高まりつゝある。この事實は今日國民一般の教育程度が既に尋常小學校以上に高まつて來たことを示すと共に、高等小學校の教育の問題の重要性を明かにしてゐるといへやう。

昭8	和度	昭9	和度
744,406		752,892	
717,780		725,965	
1,462,186		1,479,857	
526,491		532,866	
380,691		385,326	
907,172		918,192	
70.73		70.78	
53.04		53.00	
62.04		62.11	

これは全國的な状態であるが、然らば農村に於てはどうであらうか。我々の問題としてゐるのは農村青年の教育なのであるから、農村についてこの進學状態を知ることが必要である。然るに、農村だけに就ての統計の據るべきものはないので、止むを得ず都市の多い府縣と然らざる府縣とを比較することによつて推察することにしやう。次の第一八表は尋常小學校卒業者の高等小學校入學率を府縣別に

道府縣	昭和9年度 尋常科卒業者		昭和10年度 高等科入學者		高等科進學率		道府縣	昭和9年度 尋常科卒業者		昭和10年度 高等科入學者		高等科進學率	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子		男子	女子	男子	女子	男子	女子
北海道	37,069	34,887	27,970	17,762	75.45	50.91	道南	7,895	7,694	5,981	4,458	75.88	57.94
青森	11,043	10,092	7,343	4,036	66.49	39.99	道北	15,461	14,797	8,813	6,868	57.00	46.14
岩手	12,437	11,809	9,821	6,622	78.97	56.08	道東	35,135	32,836	19,204	12,070	54.66	36.76
宮城	15,080	14,516	12,432	9,893	82.44	68.15	道南	29,302	27,986	20,998	15,396	71.66	55.01
秋田	12,651	11,926	9,619	5,911	76.03	49.56	道北	7,062	6,732	4,975	4,044	70.45	60.07
山形	13,647	12,993	10,751	7,049	78.78	54.25	道東	10,061	9,552	6,816	5,224	67.86	54.69
福島	18,941	18,629	13,885	10,916	73.31	58.17	道南	5,947	5,662	4,756	3,551	79.97	62.72
茨城	17,948	17,512	14,407	11,215	80.27	64.04	道北	8,557	8,077	6,729	4,764	78.64	58.98
栃木	14,758	14,699	10,334	8,604	70.02	58.53	道東	14,218	14,109	10,825	8,784	76.14	62.26
群馬	14,264	13,933	10,514	7,640	73.71	54.83	道南	20,204	19,732	16,224	13,746	80.30	69.66
千葉	17,524	16,605	12,155	8,719	69.36	52.51	道北	13,115	12,629	10,439	9,249	79.60	73.25
東京	16,379	15,986	11,628	9,004	70.99	56.32	道東	8,610	8,126	5,793	4,522	67.28	45.80
神奈川	51,518	50,495	24,684	20,318	47.91	40.24	道南	9,241	8,888	6,315	5,062	68.34	56.95
新潟	18,548	17,641	13,263	9,994	71.51	57.22	道北	14,104	13,734	10,842	7,999	76.87	58.24
富山	24,262	24,091	15,523	7,172	63.98	29.77	道東	7,958	7,684	5,209	3,510	76.87	45.68
石川	9,098	8,758	5,779	3,593	63.52	41.03	道南	29,405	27,991	21,746	16,340	73.95	58.38
福井	8,208	8,003	6,013	3,809	73.26	47.59	道北	8,207	8,266	5,248	4,400	63.94	53.23
山梨	7,325	6,959	5,536	2,764	75.58	39.72	道東	14,775	14,306	11,501	8,347	77.84	58.35
長野	7,982	7,818	6,101	3,897	76.43	49.85	道南	16,332	15,327	11,527	7,722	70.58	50.81
岐阜	20,134	19,510	14,996	10,615	74.48	54.41	道北	11,207	11,256	8,953	7,325	79.89	65.08
愛知	14,453	14,261	11,295	8,004	78.15	56.13	道東	9,303	8,939	6,806	4,330	73.16	48.45
三重	22,709	22,190	17,454	13,208	76.86	55.02	道南	20,457	20,001	16,038	12,271	78.40	61.35
滋賀	28,929	28,586	19,159	12,644	66.21	44.23	道北	7,501	7,048	5,048	3,642	67.30	51.67
京都	13,757	13,511	11,357	8,256	82.55	61.11	道東	752,721	726,782	532,811	385,269	70.78	53.01

願てみよう。言ふ迄もなく高等小學校は小學校令によつて規定せられた小學校の一種であつて、尋常小學校に接続する修業年限二年乃至三年の學校である。而してその大部分は尋常小學校と併置せられて居り、先に見た如く尋常小學校卒業者の大多數を入學せしめる所の大衆教育機關である。その教育の目的とする所は小學校令第一條に「兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定められてゐる如く所謂國民普通教育であつて、一切の教科目は國民一般に必要な基礎的陶冶を興へるといふ目標の下に整へられてゐるのである。かくの如き高等小學校が先に見た如く尋常小學校卒業者の男子の中七〇%女子の中五〇%を收容して教育してゐるのである。而してそれ等の者は一部少數の上級學校進學者を除いては殆んど大部分が卒業後直ちに實務に就くのである。かく此の學校の教育の實情を見るとき、我々はこの學校が依然として尋常小學校の延長として國民普通教育を興へる學校であつてよいかどうかを疑問とせざるを得ない。固より高等小學校に於ては尋常小學校の教科目の他に實業(農業、工業、商業の二科目又は數科目)を置くことに定められて居り、又最近この學校の教育を實務化する傾向が見えてゐるが、その教育の實質は何といつても矢張り國民普通教育であつて、直ちに實務に就く者に適切なものであるとは言へないのである。尋常小學校を卒業した男女の六〇%以上を收容し、而も實際生活への教育をなさねばならぬ此の學校の現實の姿を見るとき、先づ教育の目的規定に就て、更に又全教育組織の中に於てこの學校が占むべき位置に就て、尙一層の根本的な洞察を必要とするものゝ如く思はれるのである。

第一九表

年次	農業補習學校數	同生徒數	學校數增加率	生徒數增加率
大正元年	5,530	229,037	42.72	24.67
5	7,063	369,886	54.56	39.84
10	10,791	662,798	83.36	71.39
昭和元年	12,945	928,443	100.00	100.00
2	12,943	966,515	99.98	104.10
3	12,791	947,518	98.81	102.05
4	12,684	977,214	97.98	105.25
5	12,630	1,016,797	97.57	109.52
6	12,381	1,000,363	95.64	107.75
7	12,330	990,856	95.25	106.72
8	12,160	967,767	93.94	104.24
9	12,391	970,706	95.72	104.55

第四節 青年學校の問題

農業に従事する勤勞青年の教育機關としては古くより實業補習學校が設置せられて來た。農業補習學校は實業補習學校の約八〇%を占めて來たのであつて、實業補習教育機關は農村に於て先づその地歩を占めたと言ふことが出来る。上にその年々の學校數と生徒數とを第一九表として示して見よう。

其の後かゝる農村青年の教育は青年學校に受け繼がれてゐるが昭和十年の青年學校制度の確立以後に於けるこの教育の發展は前章第一三表に示した學校數及び生徒數の状態によつて見ても明らかである。それを職業科目別にみたものが次の第二〇表及び第二一表である。第二〇表は職業科目別學校數であり、第二一表は職業

科目別生徒數である。尙、第二一表に於て同一生徒が二つ以上の職業科を履修する場合はそれ〴〵に計上してあることに注意されたい。

これによつて見ると學校數に於て農業のみを課するものが男子六八・二%、女子八〇%ある。生徒數に就て見ると男子四九・一八%、女子六三・〇九%である。以て此の學校が農村青年の教育機關として如何に重要なものであるかを知るべきである。その結果は先にも示した全國青年の教育程度別構成に於けるが如く農村青年の五〇%以上の

第二〇表

職業科目	男子		女子	
	實數	百分比	實數	百分比
農業ヲ課スルモノ	12,068	68.2	11,067	80.0
工業ヲ課スルモノ	1,532	8.7	541	3.9
商業ヲ課スルモノ	1,149	6.5	431	3.1
水産ヲ課スルモノ	392	2.2	197	1.4
農業工業ヲ課スルモノ	171	1.0	159	1.1
農業商業ヲ課スルモノ	753	4.3	485	3.5
農業水産ヲ課スルモノ	501	2.8	319	2.3
農業商業水産ヲ課スルモノ	110	0.6	56	0.4
農業商業工業ヲ課スルモノ	208	1.2	81	0.6
農業工業水産ヲ課スルモノ	26	0.1	9	0.1
農業商業工業水産ヲ課スルモノ	60	0.3	11	0.1
商業工業ヲ課スルモノ	515	2.9	109	0.8
商業工業水産ヲ課スルモノ	30	0.2	5	0.1
商業水産ヲ課スルモノ	45	0.2	14	0.1
工業水産ヲ課スルモノ	3	0.1	5	0.1
其他	124	0.7	337	2.4
合計	17,687	100.0	13,826	100.0

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題

者が青年學校本科及び研究科の教育を受けるに至つてゐるのである。而してこの率が年々高まつて行くことは明白であつて、昭和二十年を以て義務教育制度完成の曉には著しく多數の農村勤勞青年が此處に收容せられることとなる。

かゝる國家に於ける青年大衆の教育といふ重大なる役割を果すべきものとして、現在制度化されてゐるが如き青年學校の形態が置かれたのである。その教育の目的とする所は青年學校令第一條によれば「男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムル」に在るのである。即ち既に職業生活に入つてゐる勤勞青年に對して職業に必要な教養及び國防的訓練を興へて有能な國民たらしめんとする所にこの學校の教育の目標が置かれ

第二二表

道府縣別	農學校	工學校	商學校	商船學校	水產學校	職業學校	中學校	高等學校	師範學校	計
文部省直轄	3	1					2	3		6
北海道	3	2	8		2	11	20	36	3	86
青森	3	2	3		1	5	5	13	2	34
岩手	7	1	5		1	2	7	17	2	42
宮城	8	2	5		1	3	11	29	2	61
秋田	3	2	2				6	14	2	29
山形	4	3	3			6	7	12	2	37
福島	7	2	7			5	12	19	2	54
茨城	12	1	4			6	11	19	2	55
栃木	7	4	9			13	10	12	2	57
群馬	6	3	3			9	9	13	2	45
埼玉	14	2	11			5	8	20	2	62
千葉	27		9		2	8	15	23	2	86
神奈川	7	17	75			38	56	84	3	280
新潟	5	3	8			10	16	31	2	75
富山	15	4	11	1	1	7	15	25	3	81
石川	2	2	5			5	7	14	2	43
山梨	4	2	4		1	1	10	12	2	33
長野	4	1	2				6	11	2	27
岐阜	5	3	3				5	8	2	26
長野	27	1	9			3	14	30	2	86
山梨	10	3	4			8	9	15	2	51
静岡	13	2	13		1	11	12	32	3	87
愛知	10	6	18			6	19	30	3	92
三重	9	5	7	1	1	1	9	16	2	51
滋賀	3	1	5			3	6	14	2	34
京都	8	4	10			4	14	21	2	63
大阪	3	13	33	1		59	19	34	3	165
兵庫	7	2	18			8	20	39	3	97
奈良	5	2	2			9	8	9	2	37
和歌山	6	2	9			6	9	12	2	46
鳥取	4	1	2	1		1	5	7	2	22
島根	11	2	2	1	1	5	6	7	2	37
岡山	8	3	12	1		7	12	32	2	77
広島	13	4	11	1		4	20	48	2	103
山口	4	5	9	1		6	15	23	2	65
徳島	4	1	3			3	8	9	2	30
香川	5	1	7	1		2	8	13	2	37
愛媛	7	1	3				9	17	2	42
高松	2	1	2				5	8	2	20
福岡	15	7	10			17	25	33	3	110
佐賀	5	2	4		1	4	7	10	2	35
長門	1		5		1	4	12	14	2	39
熊本	12	4	6			8	11	28	2	71
大分	6	5	4			4	11	19	2	51
宮崎	7	1	3	1		1	7	11	2	32
鹿児島	9	4	6		1	7	15	24	2	69
沖縄	1	1	1		2	1	4	4	2	16
計	361	142	395	10	17	326	557	974	102	2,884
一府縣平均	7.7	3.0	8.4	0.2	0.4	6.9	11.9	20.8	2.2	61.2

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題

第二一表

職業科目	男子		女子	
	實數	百分比	實數	百分比
農業	1,084,403	49.18	582,292	63.09
工業	531,782	24.12	200,164	21.69
商業	487,230	22.10	90,738	9.83
水産	70,237	3.19	17,253	1.87
其他	31,060	1.41	32,495	3.52
計	2,204,712	100.00	922,942	100.00

てゐるのである。而してこの學校は普通科と本科とに分れ、普通科は二ヶ年で尋常小學校卒業者を入學せしめ、本科は男子五ヶ年女子三ヶ年で普通科の修了者及び高等小學校の卒業者を入學せしめる。又本科の上に一年以上の研究科を設けることも出来ることとなつてゐる。

要するに青年學校はその教育目標に於て、組織或は内容の點に於て從來の學校觀念から見て極めて特異な學校形態として中等諸學校の中に大きく登場して來たのである。併し乍らその極めて重大な教育的役割に適應した位置が果して與へられてゐるかどうか、又内容的に十分整備されてゐるかどうかに就ては今後尙解決さるべき大きな問題が残つてゐるといへやう。即ち國家の産業の第一線に立つ而も全國青年の八割に該當する勤勞青年大衆を包容してこれに國家的教育を與へる重要な教育機關としての此の學校が全教育組織の中に於て占める位置が現在の如き傍系的なものであつてよいかどうかは第一に問題であらう。更にまた、農村に於て農業生活者として生活してゐる青年の教育に相應しい職能教育として此の學校が果して組織されてゐるか否かも大きな問題である。我々はこの學校が現に果しつゝある重大な機能に基いてこれ等の問題を根本的に検討して見なければならぬ。

第五節 中等學校の問題

先に全國青年の教育程度別構成によつて明かにした如く、農村青年の教育に於ては中等諸學校が國民學校高等科

及び青年學校に次いで重要な位置を占めてゐる。國民學校高等科、青年學校以外の中等教育機關としては高等普通

教育を爲す所の中學校及び高等女學校を根幹として、實業學校、師範學校が置かれてゐるが、この中に於て如何なる學校が農村青年の教育機關として重要な意義を持つてあらうか。まづこの點を明かにするためこれ等の中等學校が全國に於て如何に發達してゐるかを府縣別にしらべて見よう。即ち第二二表の如くである。

一府縣平均學校數によつて明かな如く中等諸學校の中では全國的に農業學校、商業學校、中學校、高等女學校の四者が發達してゐるが、府縣別の數の配分から考へればこれ等は中等教育機關として重要な役割をもつてゐることが推察せられる。これ等諸中等教育機關の中で農村青年の教育にとつて最も重要なものは、中學校、高等女學校、農業學校の三者であるといつてよい。以下これ等の學校の夫々に就て農村青年の教育機關としての重要性を明かにして行かう。

まづ第一に農業學校であるが、最初にこの學校數及び生徒數の變遷を示すならば次の第二三表の如くである。これによつて見ると、大正年代から昭和へかけて學校數、生徒數共に漸次増加の一途を辿つて來つゝあることが明かである。かくして現在に於て農業學校は、農村青年に對する重要な教育機關としてその役割を果してゐるのである。農業學校の教育の目的とする所は、實業學校令第一條に定むる所の「實業學校ハ實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス」といふ實業學校一般の目的によつて規定せられてゐる。而して更にその目的を明確にしたものとしては、昭和五年の文部省訓令に「中等實業教育ハ各種實業ニ従事スル中堅人物ノ養成ヲ目的トスルモノナレバ」とあるのであつて、これを農業學校に就て云へば農村に於ける農業實務家の中に於て中堅たる人物を養成することがその教育の目的である。かゝる目的規定による教育機關として

第二三表

年次	學校數			生徒總數	學校數 增加率	生徒數 增加率
	甲種	乙種	計			
大正元年	82	167	249	28,830	73.67	49.31
5	81	192	273	38,313	80.77	65.53
10	115	209	324	48,870	95.86	83.58
昭和元年	187	151	338	58,469	100.00	100.00
2	206	125	331	60,602	97.93	103.65
3	220	115	335	64,340	99.11	110.04
4	230	109	339	65,435	100.30	111.91
5	232	103	335	65,703	99.11	112.37
6	232	102	334	64,519	98.82	110.35
7	236	98	334	64,395	98.82	110.14
8	240	96	336	66,227	99.41	113.27
9	246	94	340	70,294	100.59	120.22
10	249	112	361	76,454	106.80	130.76
11	255	110	365	80,514	107.99	137.71

農業學校は尋常小學校卒業者を入學せしめる場合は二年乃至五年、高等小學校卒業者を入學せしめる場合は二年乃至三年の修業年限を以て男女青年の教育に當つてゐるのである。然らばこの學校は農村生活者の教育として現在どのやうな役割を果してゐるか。その一端を示す事實として男子については第二四表、女子については第二五表の如き統計をあげることが出来る。

この表は農業學校卒業者の従事する職業關係を甲種乙種の別に従つて示したものである。これによると、男子の卒業者に於ては農業實務に携る者は甲種では約四九%乙種では七一%であつて、この現状では未だ農業學校本來の目的が十分に果されてゐるとは云ひ得ないのである。併し乍ら多少廣く見て農業關係の公職、農業上級學校へ進む者も農村生活者として考へれば、

甲種では約六七%乙種では七六%がこれに當るのであつて、この學校が農村生活者に對して教育の場所を提供する意義は決して失はれてはゐないのである。とはいへこの學校の教育を農業實務者の教育として一層能率高きものと

第二四表

職業關係	甲種程度	乙種程度
農業ノ實務ニ従事セル者	48.89	71.09
其ノ他ノ實務ニ従事セル者	5.97	7.33
農業關係ノ公職ニ従事セル者	16.39	4.05
其ノ他ノ公職ニ従事セル者	11.76	5.27
農業上級學校在學者	1.51	0.69
其ノ他ノ上級學校在學者	0.96	0.25
現役服務中ノ者	1.89	2.40
海外渡航中ノ者	1.06	0.59
其ノ他ノ者	3.36	2.61
不死	1.60	0.96
計	100.00	100.00

第二五表

職業關係	甲種程度	乙種程度
農業ノ實務ニ従事セル者	65.25	68.81
其ノ他ノ實務ニ従事セル者	21.97	11.80
學校教員タル者	2.22	1.32
上海級學校在學者	0.99	0.69
海外渡航中ノ者	0.11	0.27
其ノ他ノ者	6.30	11.22
不死	0.22	1.33
計	100.00	100.00

することに努力すべきは當然で、昭和五年文部省が農業學校規程の改正を行つた趣旨もこの點に在るといへよう。即ち、「簡易ニシテ實際的ナル農村子弟教育ハ今日ノ急務」であるとの趣旨に基いて尋常小學校卒業者を入れる修業年限二年の

學校を新に認め、それによつて従來實務者の教育としての機能をよりよく果してゐる乙種農學校の普及發達を圖らんとしてゐる。更に又實習を重視したこと、夜間教授を認めその場合の實習として家庭實習その他の方法を主張したこと、卒業者に對する研究指導施設をなさしめんとしたこと等は、すべて農業學校の教養を農村生活の實際に即さしめ特に農業實務者の教育に意を用ひんとしてゐることを示してゐる。この他注目すべきことは特殊組織による農村教育機關を極めて自由な態度に立つて認めたことである。これは當時農村に於ける熱風的な特色をもつた教育

施設として國民高等學校、農士學校、農民道場等が勃興して來た新しい機運に鑑みて、益々これを助成せんと企圖してなされたものなのである。要するに現在は農業學校の教育を自由な形式によつて廣く普及せしめることが一般に要望されてゐるといつてよい。尙、農業學校がもつ女子中等教育機關としての重要性にも十分注意しなければならぬ。女子の農業學校教育に關しては大正十年の農業學校規程に於てはじめて規定せられてゐるが、要するにこの教育は農村に於ける家庭の善良な主婦を教育することを目的とするもので、高等女學校より一層農村生活を地盤としてゐる點に特色があるといへよう。昭和十五年の状態では、甲種農業學校二七二校の中獨立の女子の學校が十二校、この他女子部として設けられてゐるものが四十七校あり、乙種では一〇九校の中の大多數のものが女子部を設けてゐる。

要するに農業學校は農村男女青年の教育機關として極めて重要な意義を持つたものである。而してその教育は種種の點より考へて單に農村の指導的地位に立つ人物となるべき者にのみ與へらるべきものでなくして、農村に住み農業に従事する一般の男女青年にとつて必要なものとなつて來てゐる。これは農業學校そのもの、伸びて行きつゝある方向から見ても、又一般に青年の教育程度が高等小學校以上に高まり來つゝあることから考へても極めて當然の事態であるといつてよい。かく見て來ると農業學校を農村の男女青年の教育機關として全教育組織の中に如何に位置づけるかが當面の大きな問題であるといはなければならぬ。

第二に重要なのは男子青年に對する中學校の教育である。まづこの學校數及び生徒數の年々の變化を示すと次の第二六表の如くで、これも亦大正年間に大體量的な擴充を終つて、昭和に入つてからはあまり著しい變化は示して

第二七表

道府縣別	實 數				百 分 比			
	第一種	第二種	第一種 第二種ノ 區別ナキ モノ	計	第一種	第二種	第一種 第二種ノ 區別ナキ モノ	計
文部省			179	179			100.00	100.00
直轄道	756	1,351		2,107	35.88	64.12		100.00
北海道	223	326		549	40.62	59.38		100.00
青森	183	340		523	34.99	65.01		100.00
岩手	202	339	546	1,087	18.58	31.19	50.23	100.00
宮城	295	293		588	50.17	49.83		100.00
秋田	674	40		714	94.40	5.60		100.00
山形	338	796		1,134	29.81	70.19		100.00
福島	313	686		999	31.33	68.67		100.00
茨城	279	587		866	32.22	67.78		100.00
栃木	264	456		720	36.67	63.33		100.00
群馬	201	658		859	23.40	76.60		100.00
埼玉	415	777	116	1,308	31.73	59.40	8.87	100.00
東京	182	5,560	205	5,947	3.06	93.49	3.45	100.00
神奈川	250	1,323		1,573	15.89	84.11		100.00
新潟	346	551	335	1,232	28.08	44.72	27.19	100.00
富山	341	384		725	47.03	52.97		100.00
石川	232	466		698	33.24	66.76		100.00
福井	106	390		496	21.37	78.63		100.00
山梨	141	358		499	28.26	71.74		100.00
長野	433	1,043		1,476	29.34	70.66		100.00
岐阜	150	485		635	23.62	76.38		100.00
静岡	339	891		1,230	27.56	72.44		100.00
愛知	434	1,684		2,118	20.49	79.51		100.00
三重	178	598		776	22.94	77.06		100.00
滋賀	158	268		426	37.09	62.91		100.00
京都	218	911	354	1,483	14.70	61.43	23.87	100.00
大阪	2,076	690		2,766	75.05	24.94		100.00
兵庫	618	1,836	122	2,576	23.99	71.27	4.74	100.00
奈良	254	445		699	36.34	63.66		100.00

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題

第二六表

年 次	學校數	生徒總數	學校數	生徒數
			增加率	增加率
大正元年	314	132,599	60.62	41.87
5	322	150,511	62.16	47.52
10	385	194,416	74.32	61.39
昭和元年	518	316,702	100.00	100.00
2	532	331,618	102.70	104.71
3	546	343,679	105.41	108.52
4	555	348,550	107.14	110.06
5	557	345,648	107.53	109.14
6	558	336,143	107.72	106.14
7	558	329,417	107.72	104.01
8	554	327,220	106.95	103.32
9	555	330,948	107.14	104.50
10	557	340,588	107.53	107.54

のたう。

中學校の教育の目的に關しては中學校令第一條によつて「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス」と規定せられてゐる。尋常小學校卒業者を入學せしめて五年の教育をなす本科を主體として、その他一年以内の補習科、特別の必要ある場合に於ては二年の豫科を置くことが出来る。元來我が國の中學校は卒業後高等教育を受けんとする者の教育と社會の實務に就かんとする者の教育との二重の任務をもつて來たが、昭和六年の中學校令施行規則の改正はこの二つの要求に適應することをこの學校の教育方針として明示したのであつた。即ち第四學年或は第三學年以上に於ける第一種第二種の兩課程の編制がそれであつて、こ

れによつて中學校のもつ二重の任務を果さしめようとしたのである。今この方針が全國に於て如何に具體化されてゐるかを見る爲昭和十年度に於ける第五學年在學生徒の第一種第二種別を府縣別に示してみると、次の第二七表の如くである。

全國では第一種が二割八分、第二種が六割六分といふ割合であるが、地方によつてこの課程別生徒數の配分にはかなりの相異のあることがわかる。これは各地方の中學校教育のもつ特色を示すものとして注目すべきである。か

第二八表

年次	上級學校 入學者	受験準備 中ノ者	職業 従事者	其ノ他	計
昭和 3年	20,021	9,088	13,896	7,141	50,146
	39.93	18.12	27.71	14.24	100.00
4	20,944	10,990	16,592	5,516	54,042
	38.75	20.34	30.70	10.21	100.00
5	20,623	13,348	16,860	5,257	56,088
	36.77	23.80	30.05	9.37	100.00
6	20,148	15,386	18,699	4,151	58,384
	34.51	26.35	32.03	7.11	100.00
7	20,092	15,346	19,967	4,190	59,595
	33.72	25.75	33.50	7.03	100.00
8	20,808	16,229	19,657	3,707	60,401
	34.45	26.87	32.54	6.14	100.00
9	19,864	16,379	19,599	3,533	59,375
	33.45	27.59	33.01	5.95	100.00
10	19,267	15,918	17,532	3,762	56,479
	34.12	28.18	31.04	6.66	100.00

於て占めてゐる位置にも一つの問題が存してゐるといふべきである。

最後に農村女子の教育の場所として重要な役割を果してゐる高等女學校について見よう。高等女學校は尋常小學

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題

和歌山	252	491		743	33.92	66.08		100.00
鳥取	200	376		576	34.72	65.28		100.00
島根	217	353		570	38.07	61.93		100.00
岡山	655	338		993	65.96	34.04		100.00
広島	256	1,520		1,776	14.41	85.59		100.00
山口	246	584	267	1,097	22.42	53.24	24.34	100.00
徳島	242	453		695	34.82	65.18		100.00
香川	225	480		705	31.92	68.08		100.00
愛媛	91	362	426	879	10.35	41.18	48.47	100.00
高知	41	346		387	10.59	89.41		100.00
福岡	808	2,166	215	3,189	25.34	67.92	6.74	100.00
佐賀	182	575		757	24.04	75.96		100.00
長崎	299	521	292	1,112	26.89	46.85	26.26	100.00
熊本	312	898		1,210	25.79	74.21		100.00
大分	328	634		962	34.10	65.90		100.00
宮崎	60	488		548	10.95	89.05		100.00
鹿兒島	358	1,053	69	1,480	24.19	71.15	4.66	100.00
沖縄	173	204		377	45.89	54.11		100.00
計	15,544	36,374	3,126	55,044	28.24	66.08	5.68	100.00

くの如く二つの課程を設置するに至つたのは、最近中學校の教育を完成教育たらしめんとする要求が高まつて來た事情に基づくのであるが、次にその一端を示す所の事實として卒業者の卒業後に於ける動向を窺つてみると第二八表の如くである。

これは昭和三年以後に於ける各年度の卒業者の翌年三月一日に於ける状況を示すもので、卒業者の一年後の状態をあらはすに止るが、これによつても中學校の教育の果しつゝある機能がほゞ如何なるものであるかを察することが出來やう。即ち卒業者の中直ちに上級學校に入學する者が約三分の一、直ちに職業に従事する者が約三分の一であるが、前者は年々いくらかづつ減少し、反對に後者はいくらか増加の傾向にあるといへる。以上は全国的な状態であるが、これも地方によつて著しい相異の在ることは當然

校を卒業せる女子を入學せしめて四年又は五年の教育（高等小學校卒業で三年のものも認められてゐるが今日一校も存在せぬ）をなす學校である。但しその實科に於ては尋常小學校卒業者を入れる場合は四年、高等小學校一年修了者を入れる場合は三年又高等小學校卒業者を入れる場合は二年の教育をなすこととなつてゐる。その發達の有様を學校數及び生徒數によつて示すと次の第三〇表の如くである。

かくして高等女學校は女子の教育機關として重要なものとなつて來てゐるが、その目的とする所は高等女學校令に「女子ニ須要ナル高等普通教育」と明示せられてゐる如く、要するに良き家庭婦人の教養を與へることがその教

第二九表

道府縣	卒業生數	職業従事者數	卒業生 100中 職業従事者
北海道	2,006	902	44.97
青森	561	270	48.13
岩手	507	271	53.45
宮城	1,098	320	29.14
秋田	562	246	43.77
山形	753	224	29.75
福島	1,181	479	40.56
茨城	1,012	489	48.32
栃木	938	388	36.03
群馬	764	364	47.64
埼玉	797	255	31.99
千葉	1,320	739	55.98
東京	6,170	625	10.13
神奈川	1,619	453	27.98
新潟	1,301	364	27.98
富山	744	294	39.52
石川	743	207	27.86
福井	554	198	35.74
山梨	454	204	44.93
長野	1,570	817	52.04
岐阜	782	225	28.77
靜岡	1,273	441	34.64
愛知	2,124	533	25.09
三重	838	287	34.25
滋賀	384	115	29.95
京都	1,453	256	10.74
大阪	2,790	831	29.78
兵庫	2,600	816	31.38
奈良	711	255	35.86
和歌山	845	353	41.78

取根	541	250	46.21
根山	539	158	29.31
山島	1,125	329	29.24
島口	1,867	645	34.55
徳島	1,183	320	27.05
香川	715	295	41.26
愛媛	689	247	35.85
高知	898	191	21.27
福岡	387	89	23.00
佐賀	3,343	1,196	35.78
長門	852	208	24.41
熊本	1,130	225	19.92
大分	1,203	315	26.18
宮崎	1,029	362	35.17
鹿兒島	530	87	16.42
沖繩	1,463	317	21.67
計	355	77	21.69
	56,303	17,532	31.14

育の目標である。而してこの學校の教育は完成教育を目的としてゐるのであつて、これを男子の中學校と比較すればその現實に果してゐる機能には大なる差異のあることが知られる。かくの如き家庭婦人の教育としての高等女學校の教育を一層普及させる趣旨によつて實科高等女學校及び高等女學校實科の制度が行はれてゐる。即ちこれは從來の高等女學校が主として家政に關する學科目を修めようとする者にとつて未だ十分でない點があつたのに鑑みて明治四十三年に制定されたものでこれによつて地方に於ても高等女學校を設置することを容易ならしめ、地方

の女子の有する教育的必要を充さんとしたのである。従つて現在この種の學校は何れかといへば地方に於てよりよく發達してゐるのであつて、農村女子青年の教育機關として相當重要な役割を果して來たのである。要するに青年學校といひ高等女學校といひ又農業學校といふも、何れも女子の教育機關としては農村に於ける男子のよき協力者たる家庭の主婦を教育することを主たる目標とするものであつて、かゝる趣旨から考へて今後この教育を量的質的に擴充することが重要な問題となる。而してそのためにはかゝる機能をもつたこれ等の學校が女子青年に對する全

年次	學校數		計	生徒數		計	學校數 增加率	生徒數 增加率
	高等學校	實科高等學校		高等學校	實科高等學校			
大正元年	209	90	299	64,871	10,257	75,128	34.69	23.03
5	229	149	378	80,767	21,198	101,965	43.85	31.26
10	417	163	580	154,470	22,338	176,808	67.29	54.20
昭和元年	663	199	862	299,463	26,745	326,208	100.00	100.00
2	697	201	898	315,765	27,813	343,578	104.18	105.32
3	733	207	940	331,757	27,512	359,269	109.05	110.13
4	757	213	970	339,669	28,057	367,726	112.53	112.73
5	770	205	975	341,574	27,425	368,999	113.11	113.12
6	776	204	980	336,478	26,147	362,625	113.69	111.16
7	781	182	963	336,751	24,988	361,739	111.72	110.89
8	790	185	975	347,180	24,627	371,807	113.11	113.98
9	788	182	970	363,544	25,391	388,935	112.53	119.23
10	794	180	974	383,861	28,265	412,126	112.99	126.34

教育組織の中に於て如何なる位置を占むべきかを改めて検討することが必要である。

第六節 農村青年團の問題

以上農村青年の爲の學校教育に就て見た。次に青年團の問題に就て考察しよう。我が國の青年團の發生とその歴

第三一表

創立年代	團數	百分比
明治19年以前	26	0.19
20年—29年	209	1.53
30年—39年	1,087	7.94
40年—44年	3,413	24.93
大正元年—5年	3,723	27.20
6年—10年	3,076	22.47
11年—14年	996	7.28
昭和元年—5年	639	4.67
不明	519	3.79
計	13,688	100.00

史に就ては前に述べた如くであるが、以下その問題の考察に入るに先立ち、まづ明治以來の發展の姿を示すものとして青年團の創立年代をしらべて見よう。第三一表は昭和五年の青年團基本調査に據るものであるが、全國一萬三千六百八十八を數へる單位團の中七四・六〇%が明治四十年から大正十年の間に創立されてゐることがわかる。

これによつて我々は現在の青年團がおよそ如何なる時期に於て最もよく伸びてゐるかを窺ひ知ることが出来るのである。又、各地の處女會に端を發した女子青年團も男子の青年團の發達に伴ひ、漸次全國的な普及を見るに至つた。かくて現在全國に於ける單位團の數は男女合はせて三萬に垂んとしてゐるのであるが、最近に於ける變遷を知る爲次に大正十五年以降の團數と團員數とを示して見ると次の第三二表の如くである。

これによると現在我が國に於て青年團の團體活動を通じて教養を獲得してゐる青年は男子約二百五十萬、女子百五十萬を數へるわけであるが、その中の大部分を占めるものは農村の青年であるといつてよい。次の第三三表によつてその事情を明かにすることが出来る。

これは昭和十年の全國青年團基本調査及び十三年以降の地方團現況調査に據るもので市郡部別の團員數及びその比率を示してゐる。昭和十年の調査は都市の少い十縣に就て調べたものでその爲全體の團員數も少いが、これに

年次	團體數			正團員數			團體數 增加率	正團員數 增加率
	男子	女子	計	男子	女子	計		
昭和元年	14,915	10,851	25,766	2,570,455	1,241,282	3,811,737	100.00	100.00
2	15,210	12,647	27,857	2,595,422	1,477,863	4,073,285	108.12	106.86
3	15,295	13,043	28,338	2,534,326	1,514,459	4,048,785	109.98	106.22
4	15,144	13,322	28,466	2,553,192	1,550,460	4,103,652	110.48	107.66
5	15,202	13,225	28,427	2,495,708	1,567,123	4,062,831	110.33	106.59
6	15,365	13,394	28,759	2,518,173	1,534,125	4,052,298	111.62	106.31
7	15,300	13,378	28,678	2,497,166	1,522,041	4,019,207	111.30	105.44
8	15,440	13,468	28,908	2,488,113	1,512,682	4,000,795	112.19	104.96
9	15,469	13,537	29,006	2,456,505	1,507,778	3,964,283	112.57	104.00
10	15,719	13,909	29,628	2,450,427	1,528,071	3,978,498	114.99	104.37
11	15,806	13,802	29,608	2,442,924	1,501,433	3,944,357	114.91	103.48

於ては郡部は實に九五・二一%の多きを占めてゐる。しかし全國的に調べればもう少し市部の團員が多いのであつて、それは十三年以降の調査によつて知られる。但し十五年度の調査は朝鮮の全團員數が市部の方に數へられてゐる關係上市部の割合が大分多くなつてゐるので、これは例外と見れば、全國に於ける狀況は大體郡部八〇%以上市部二〇%以下と見て差支へなからう。ともかく青年學校生徒數をも凌駕する二百萬近くの農村男子青年が加入してゐるといふ此の事實は青年團の役割の大きさを示して餘りあるものといへよう。

然らばこれ等の青年は如何なる青年であるか。次にその年齢、職業、教育程度を問題として見よう。次の三つの

第三三表

年次	實數			百分比		
	市部	郡部	計	市部	郡部	計
昭和10年	15,111	300,568	315,679	4.79	95.21	100.00
13	406,197	1,895,748	2,301,945	17.65	82.35	100.00
14	467,642	2,145,032	2,612,674	17.89	82.11	100.00
15	692,865	1,905,469	2,598,334	26.67	73.33	100.00

第二章 農村青年教育に於ける教育組織の問題

第三四表

年齢	昭和10年
15才以下	4.7
16—20	49.9
21—25	41.4
26—30	3.4
31才以上	0.2
不明	0.4
計	100.00

第三五表

職業	昭和5年	昭和10年
農業	70.3	65.1
商業	8.8	9.6
工業	7.8	10.9
漁業	5.4	6.6
無職	0.8	0.7
其他	5.9	6.4
不明	1.0	0.7
計	100.00	100.00

第三六表

學歷	昭和10年
尋常科	9.7
高等科	33.6
青年學校	48.3
中等學校	6.1
專門學校	0.3
其他	0.9
不明	1.1
計	100.00

表は昭和十年の全國青年團基本調査に於ける郡部團員數に關する統計に據つたものである。これによつてまづ年齢の配分を見ると、十五歳以下の者は殆んどないことが明かである。最も多いのは青年學校本科に大體相當する十六歳以上二十歳以下の者でこれが四九・九%即ち約半數を占めてゐるが、二十一歳以上二十五歳以下といふ丁年を過ぎた者も四一・四%でこれに次いで多く、兩方を合せて結局十六歳以上二十五歳以下の者によつて全體の九一%が占められてゐるわけである。

次に職業に就て見ると農業が多いのは當然であるが、商工業の者も多少入つてゐる點に注意すべく、更に又無業が極めて少く一%に充たぬのは學生生徒が青年團員でないことを物語るものとして注意すべき點であらう。こゝに青年團の社會教育機關としての性格が如實に現れてゐる。尙昭和五

年の基本調査と比較して十年に於ては農業が減じて商工業が増加してゐることは一つの傾向を示すものとして注意すべきである。次に教育程度に就て見ると青年學校程度（在學、半途退學、卒業）が最も多く四八・三%これに次いで高等小學校程度が三三・六%で、この兩者を以て八一%が占められてゐる。この他中等學校以上の者が六%以上含まれてゐることは注目すべきである。かゝる團員の教育程度別を一瞥して直ちに問題として考へられることは補習教育の發達助成を中心とする従来の青年團の行き方である。それは團員の教育程度が一般に低かつた過去の青年團の社會教育的な一つの機能として要求せられたことであつて、團員の半数以上の者がその教育程度に於て青年學校以上に在る現在に於ては改めて検討さるべき點である。昭和十四年以後に於ける青年學校義務制の實施に伴ひ青年團の性格も當然一變しなければならぬ。即ちこの制度の實施と共に農村青年層全般が中等教育の線に於て再編成されることになるのであつて、青年團に於ける青年指導もかくの如き新なる教育編成の地盤の上に位置せしめて改めて検討せらるべきである。青年學校が義務制となり、こゝに於てすべての青年が組織的に學校教育を受けるといふことを考へるだけでも、従来の青年團の指導方式は大きな轉回を必要とすることが明かである。従来の青年團がとかく學校教育方式に捉はれてゐたことから今や脱出すべきであつて、青年指導の本質的機能である青年の具體的生活の中に於ける修練の通路としての集團的生活實踐に新なる問題を發見すべきである。

第七節 塾風教育の問題

最後に農村青年の教育機關として注目すべきは最近に勃興せる所謂塾風教育機關である。これを廣義に解すれば國民高等學校、農民福音學校、農村青年共働學校、農士學校、その他農民道場等の教育を擧げることが出來よう。

今これ等に就て簡單に考察しよう。

我が國に於ける國民高等學校運動は既に明治末年にデンマーク國民高等學校に關する紹介がなされて以來のものであるが、これが農村青年の教育機關として實際に姿を現すに至つたのは大正四年山形縣自治講習所の創立を以てはじめとする。而してこれが更に一段と飛躍して我が國農村に於ける青年教育機關の特殊なものとして注目せられるに至つたのは昭和に入つてからである。これは大正末期より昭和へかけて農村問題が喧しく論ぜられるに至つたことと並行してゐるのであつて、當時農村の疲弊を新なる教育に依つて克服せんとする社會的動向が現れて來たことによるのである。この山形縣自治講習所は、昭和八年山形縣立國民高等學校となつたのであるが、その教育の目的は次の如き創立趣旨によつて明かである。「抑も現代日本の深憂は農村の疲弊にある。之が匡救の爲めには政治的に、經濟的に、技術的に各種の農村救済策があり得るが、結局教育の力に俟たなければ其の根本的更生は覺束ないことは疑ひない所である。（中略）而して我が山形縣立國民高等學校は（中略）農業教育に劃期的革新を行ふべく自ら任じて生れ出でたものである。」かくてその教育の目標を農村中堅人物の養成に置き、かゝる人物とは農業、農村を熱愛し茲に安心立命する農民道念の權化でなくてはならぬとし、日本皇道主義を理想とする勤勞主義、鍛鍊主義、精神主義の教育を行はんとするものである。こゝに所謂日本古來の塾教育の精神を汲み人格的接觸を中心とする教育を行はんとする理由が在るのである。かゝる系統の教育機關として種々なものがあるが、日本國民高等學校、山陰國民高等學校、神風義塾等が主なものである。その入學資格は區々であるが、大體高等小學校卒業程度以上の者で年齢十五、六歳より二十歳以上までとなつて居り、課程によつて種々な規定がある。その修業年限も亦課程によ

り區々であるが、一年乃至二年程度で中には半年程度の課程もある。

その他のものも何れも農村疲弊を教育により根本的に克服せんとする考へ方に立つことは同様である。その中農民福音學校は基督教主義によるものであつて、矢張り大正末年より昭和のはじめに於て勃興したものである。而してその教育の形が短きは二、三日長きも二ヶ月を出でざる講習會式の基督教の傳道を伴つた農民教育であることに特色がある。即ち宗教的信念をもつた人物を農村に送ることが農村のあらゆる方面に於ける改造の中心であるとの趣旨に基くものである。

農村青年共働學校は現代の知識教育に反抗して労働による全人格的な教育を主張する。農村の疲弊は結局に於て知識偏重の教育の結果であるとし、かくて労働と教育、生活と教育を兩立させることが重要であるとし、校長より生徒まですべての共働生活を通じて高い眞理を自覺自認せしめんとする教育を行はんとするのである。入學資格としては理解のよい氣力盛んな先驅的青年といふことで、特に學歷を問はずその修業期間は五十日間である。要するにこれも亦農村生活の安定とそれに必要な農村中堅青年の養成を目標とするものである。尙これと同様の系統のものとして純眞學園、先驅者百姓道場の如きものがある。

以上述べた國民高等學校、農民福音學校、農村青年共働學校は何れも丁抹國民高等學校の根本精神を參考としてゐるものである。これ等に對して農士學校は純粹に東洋精神に立脚し、社稷を鎮むべき農士の養成を目的とするもので極めて特色あるものである。此處に於ては所謂「田舍武士」即ち頽廢文化の中毒を受けずに純潔な生活と確固たる信念とを持つた質樸剛健な農民の教育を志してゐるのである。而してかゝる農士こそ現代日本を振興させる力となるべきもので、この日本振興策の實現としての教育機關が農士學校であるとの信念に立つてゐるのである。入

學資格は中等學校卒業者及びそれ以上の學歷の者とし、修養期間は二ケ年となつてゐる。

その他農民講道館をはじめ、町村學校組合、農會等の經營による特殊な農村教育機關、農林省の原案による農民道場等はその教育方式に於て又その目標に於て夫々特殊の色合はもつてゐるが、その多くが熱風の形態をとり、師弟起臥を共にする人格的接觸を重んじ、窮極に於て農村中堅青年の養成を目指してゐる點に於ては共通のものを持つてゐる。

以上述べた如き特殊な農村青年教育機關が現代農村に與へた精神的効果は大なりといふべく、その普及の著しい點は大いに注目を要するのであつて、今後の農村青年教育の問題にも少からぬ示唆を與へてゐると言ふべきであらう。

第三章 農村青年教育に於ける教育内容の問題

第一節 國民學校高等科に於ける教育内容

前章に於て考察した所は、農村生活者としての青年に對して如何なる教育が編成されて居り、其處には如何なる問題があるかといふことであつた。かくの如き見地に立つ時、先づ第一に問題をもつてゐるのは國民學校高等科であり、續いて青年學校、農業學校である。その他の中等諸學校はかゝる見地に立てば何れも他の生活領域を目標として存在してゐるものであつて、農村青年教育問題との關係は比較的少い。唯中等諸學校の中で中學校、高等女學校に就ては、これが高等普通教育を授ける學校として總ての生活領域を目標として居り、而もその卒業者の中には農村生活者となる者がかなり多く存するといふ事實からその教育が特に問題となり得るのである。

農村青年教育に於ける教育内容の問題に於ても、右に擧げた諸學校に就て考察しなければならぬ。即ち先づ國民學校高等科、青年學校、農業學校に於ける教育内容の考察を基本となし、これに中學校、高等女學校に於けるそれに對する考慮をも加へて、それ等諸學校に於ける學科編成の方針を検討して農村生活者の教育内容に就て如何なる課題があるかといふことを概観してみたい。

先づ國民學校高等科であるが、前制の高等小學校から考察せねばならぬ。高等小學校の教科目に就ては、小學校令に修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業（農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科

第三七表

教科目	男子		女子	
	實數	百分比	實數	百分比
修身	4	6.90	4	6.67
國語	12	20.69	12	20.00
算術	8	13.79	8	13.33
國史	4	6.90	4	6.67
地理	4	6.90	4	6.67
理科	2	3.45	2	3.33
圖畫	2	3.45	2	3.33
手工	2	3.45	2	3.33
唱歌	6	10.34	6	10.00
體操	10	17.23	4	6.67
實業			8	13.33
計	58	100.00	60	100.00

目）と定められ、女兒の爲にはこの他に家事、裁縫が加へられてゐる。又土地の情況によつては外國語その他必要なる教科目を加へ得ることになつてゐる。高等小學校も尋常小學校と同じく初等普通教育を目的とするものであるからその教育内容の編成に當つて尋常小學校と特に異つた見地がとられてゐるわけではないのであるが、その異なる點を擧げれば、手工が尋常小學校の教科目では「土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得」となつてゐるのに對して高等小學校ではこれが必修になつて居り、又高等小學校では實業が加つて居り、女兒の爲には更に家事が一科目加つてゐる。この中實業が高等小學校の教科目中に加へられるに至つたのは明治四十年以來のことであつて、それ以後

に隨意科目となり或は必修科目となつて最近にまで至つてゐる。最近の教科目は大正十五年に改正されたものであつて、この時に出された文部省訓令第十號によれば高等小學校の兒童の卒業後の實際生活に一層適切ならしむる爲にこの實業を手工圖畫と共に必修せしめ、又女子には裁縫の他に家事を必修せしむることとしたのである。尙實業を課する際に於て適宜他の科目の教材を加味して教授することを認め、教材劃一の弊に陥らざることを注意してゐる。

次に以上の如き教科目に於てその何れに重點が置かれてゐるかを考察してみるために、第三七表によつて各教科に

配當されてゐる時間数を見てみよう。これによると男子で最も多数の時間が配當されてゐるのは國語、算術の所謂基礎的教科であつて二〇時間即ち三四・四八%であり、次に修身、國史、地理、理科の知識的教科に一六時間即ち二七・六%、實業に一〇時間一七・二三%、次は體操及藝能的教科に各六時間一〇・三四%となつてゐる。女子もほぼ同様であるが實業と家事裁縫が合はせて二〇%となつてゐる。かゝる各教科に對する時間配當は尋常小學校のそれと比較してどうであらうか。次の第三八表は尋常小學校に於ける時間配當である。

第三八表

教科目	男子		女子	
	實數	百分比	實數	百分比
修身	12	7.89	12	7.59
國語	64	42.10	64	40.51
算術	30	19.74	30	18.99
國史	4	2.63	4	2.53
地理	4	2.63	4	2.53
理科	6	3.95	6	3.80
畫	6	3.95	4	2.53
歌	10	6.58	10	6.33
操	16	10.53	16	10.13
縫			8	5.06
計	152	100.00	158	100.00

尋常小學校に於ても前と同様に分類してみると、基礎的教科に六一・八四%知識的教科に一七・一%藝能的教科及體操に夫々一〇・五三%となつてゐる。即ち尋常小學校に於てはその性質上基礎的教科が極めて多く六割以上を占めてゐる。藝能及體育は高等小學校の場合とほぼ同様であり知識的なのは少くなつてゐる。かくみると高等小學校は尋常小學校の基礎的教科を二六%だけ減じ、それを實業及び知識的教科に分けてゐると考へることが出来る。これからして高等小學校の教育内容は尋常小學校のその程度を稍進めると共に更に實業と知的なものを加へたものであると見られる。即ち各教科の内容は尋常科のそれを少しく精深なる程度となしたのみであるから、高等小學校の教育内容は尋常小學校の教育内容をいくらか深化したものと卒業後の實務生活に備へての實業とで出來上つてゐると考へられよう。要するに高等小學校の教科編成方針は普通教育を主眼

とするのであるが、果してかゝる方法で實際生活に適應した教育が十分に行へるか否かは問題である。次に現行の國民學校高等科の教育内容に就て考察してみよう。第三九表はその教科目及びそれに対する時間配當を示したものであるが、國民學校高等科の教育内容は五つの教科即ち國民科、實業科、理數科、體鍊科、藝能科から成つてゐる。而してその各教科が夫々科目に分れてゐるのである。科目は國民科は修身、國語、國史、地理、實業科は農業、工業、商業、水産の一科目又は數科目、理數科は算數及び理科、體鍊科は體操及び武道、藝能科は音楽、習字、圖畫、工作、家事、裁縫となつてゐる。その教授時數は各科目に就て示されてゐる。これを前制の高等小學校のそれと比較してみると、現行國民學校高等科では科目の上でそれを總括する教科が出來たといふ

第三九表

教科目	男子		女子	
	實數	百分比	實數	百分比
國民科	4	6.67	4	6.67
	8	13.33	8	13.33
	4	6.67	4	6.67
	4	6.67	4	6.67
實業科	10	16.66	4	6.67
	6	10.00	6	10.00
	4	6.67	4	6.67
	12	20.00	8	13.33
理數科	2	3.33	2	3.33
	2	3.33	2	3.33
	4	6.67	4	6.67
	10	16.66	10	16.66
體鍊科	60	100.00	60	100.00
藝能科				
計	60	100.00	60	100.00

ことその他に、武道といふ科目が加へられたこと、又従來國語の中に入れられてゐた習字が藝能科中に一科目として獨立したこと、唱歌、手工の名稱が夫々音楽、工作と改められたこと等はその教科目の種類の變化といふ事が出來

よう。その配當時間數に就ては男子に於て總時數が二時間増加してゐる。各科目別にその時數をみると、男子に於て増加してゐるは、體操武道を合せた體鍊科が十二時間となつて居り、前制の體操六時間に比して二倍となつてゐる。全體に對する割合も一〇%から二〇%になつてゐる。又先に述べた如く習字が獨立して二時間與へられてゐるが、これは從來國語の中でその位置を與へられたものであるから、むしろ形の上の變化といへよう。減じてゐるのは國語及算數で前者四時間、後者二時間を減じた。國語の四時間の減少の中、二時間は習字が獨立した爲と考へれば、二時間が實際に減じたわけである。かくみると現行國民學校高等科の教科編成で主なる變化は、前制の國語算術が各二時間減じ、これ等と新に加へた二時間とを體鍊科に廻してそこで六時間増加したといふことである。これは教科目の置き方、その時間配當に於ける根本方針の變化と稱すべき程のものでない。この點は女子に於ても亦同様である。結局國民學校高等科となつてもその教育内容編成の根本方針は依然として高等小學校と同様な態度でなされてゐるといふことが出來よう。

教育内容のかゝる編成方針は改めて検討さるべきものであつて、かくの如き教科編成が果してその兒童の卒業後の實際生活に適切であるといふことが出來ようか。先に述べた如く國民學校高等科は農村生活者の爲に設けられた學校でなく、所謂普通教育、國民教育として一般的な教育を目標としてゐる。従つてその教科も普通教育、基礎教育の爲のものが中心となつてゐる。それに實際生活を考慮した實業が加へられてゐるのであるが、併し具體的に農村生活者として以外に何處に國民としての生活があり得ようか。國民としての生活も、或は更に廣く東亞に於ける日本人としての生活も、それ等はすべて具體的にはその職能を通じて即ち農村といふ場面に於て仕事をして行く實踐者としての生活を通じて營まれて居るものであるといふことに注意すべきである。従つて農村に於ける國民學校

高等科は農村生活者としての教養を與へることを以て國民教育としての役割を果すべきであつて、此處に農村に於ける國民教育機關としての任務があるのである。

かくの如き見地から考へるならば、現在の農村に於ける國民學校高等科の教育内容が普通教育的教科を中心として、それに加ふるに僅かに實業科の農業を以て編成されてゐるといふことは決してかゝる學校の性質に適つたものとはいへないのである。事實今日の文教方針の下に於ては、教育内容一般が具體的な農村生活者の教育を考慮した上で編成されるといふことよりは寧ろ廣く國民生活の總てに應ずることを主眼としてゐるのである。

實際生活に即した教育内容の編成は唯單に現在の一般的諸教科の他に更に別に實際的職業的教科を加設するといふが如き方法を以てなされるものではないのである。すべての教育内容が具體的實踐生活の中からとり出されて來て其處に獨特な構成がなされなければならぬのである。即ち如何なる生活が現實の生活であり、その生活の内容となつてゐるのは如何なる知識内容であり技術であるかが明かにされ、その基礎の上に再編成されねばならない。

具體的生活に於て實際に働いてゐる知識技能は決して常に體系化され一般化された所の知識體系ではあり得ないのであつて、現在の教科編成の方針がこの體系化された知識の簡易化されたもの、程度を低めたものを以てするといふ傾向にあることも根本的に再検討せらるべきものである。今後新なる方針に立つて教育内容を實際生活に適應させる爲には、先づ教科の内容を解體させ、それ等を生活の中から新に構成して來るより以外に方法はあり得ないのである。

第二節 農業學校に於ける教育内容

農業學校の學科目に就ては、現在農業學校規定中第八條に定められてゐる。それに據れば農業學校の學科目は修身、公民科、國語、歴史、地理、數學、物理及化學、博物、體操（武道を含む）並びに農業に關する學科目及實習といふことになつてゐる。尙土地の状況等によつては簿記、圖畫、手工、外國語、工業、商業、水産其の他の學科目を加設することが出来ることになつてゐる。女子に就ては修身、公民科、國語、歴史、地理、數學、理科、家事及裁縫、體操並びに農業に關する學科目及實習となつて居り、外に簿記、圖畫、音樂、手藝其の他の學科目を加設することが出来る。

農業に關する學科目は作物、園藝、土壤、肥料、作物病蟲害、畜産、家畜生理、農産製造、養蠶、養蠶生理、蠶病、製絲、農業經濟、造林、森林保護、森林利用、森林數學、森林經理、農林工學、獸醫其の他必要なる事項より選擇して之を定めることになつてゐる。女子に就ては耕種、園藝、畜産、農産製造、養蠶、製絲その他女子に適當なるものとなつてゐる。

これ等の學科の毎週の教授時數は實習を除いて二十四時以内と定められてゐる。而して實習の教授時數に就ては學科の種類、土地の情況等に依り適宜之を定めることになつてゐる。又體操の教授時數は前記二十四時間の制限によらないことが出来るし、低學年又は實習を課せざる期間その他特別の必要ある場合は學科の教授時數を三十時迄増加することが出来る。

以上農業學校に於ける現行の學科課程の概略を見たのであるが、これによつて農業學校に於ける教育内容編成の

基本方針に就て考察してみたい。現行の學科編成は大體昭和五年實業學校諸規程によつて規定されたのであつて、その中特に農業學校に關するものを擧げてみよう。この時の改正の主なるものを擧げると、まづ新に公民科が法制經濟に代つて特設せられてゐる。それに就ては昭和五年文部省訓令第十號に説明があるのであつて、それによれば實業學校の卒業者は卒業後直に實務に就くを原則とするを以て、國民、公民としての教養を興ふるの必要上前回の大正九年の改正に於て法制經濟を加へたのであるが、その後の經過をみればこの科目の教授が多少概念的に流るゝの傾向があつた爲尙一層實際的の知識を授くるの必要上公民科として特設したのである。殊に普通選舉の實施後に於てこれによつて公民教育の徹底を期したものである。又、從來特設科目たりし歴史、地理を昭和十二年必修科目たらしめたのは、内外情勢の進展に伴ひ國體の本義を明徴ならしめ一層國民精神を作興するの必要から行はれたと説明されてある。この改正の時には同時に修身、公民科の教授要目に改正が加へられ、特に國語、歴史、地理の要目が制定されてゐるが、何れも同様な趣旨によるものである。又加設學科目中に工業、商業、水産が加つたのは昭和五年であつて、これは經濟現象の錯綜せる事態に應じて實業に對する理解を一層深からしむる爲に行はれたのである。次に必修科目と雖も修身、公民科、實業に關する學科目及實習以外に就ては、文部大臣の認可を受けて之を缺くことを得ることとしてあるのも昭和五年の改正によるのであつて、簡易にして實際的なる農村子弟教育に於ては普通學の素養を大體小學校卒業程度とし、主として實業に關する學科目及實習を課する學校をも認めることとしたのである。これは勿論例外的ではあるが、その運用宜しきを得て以て社會の要求に沿はんとしたものである。最後に注意すべき點は教授時數に就ての改正である。以前教授時數は實習を除いて三十時となつてゐたが、これ

を二十四時としたのは、從來動もすれば知識の注入に重きが置かれ、生徒の獨創的氣魄を喪はしめ、負擔過重の弊を招きたる爲主として知識の教授を行ふ時間を減少したのである。これにより教室内の講義を午前中に止め、午後には體育、實習、實驗等の時間に充て、尙一層の教育的効果を擧げんとしたものである。

以上現在の學科編成方針に就て注意すべき點をあげれば、第一は公民科、歴史、地理等の實業以外の諸學科が次第に増加して來たこと及びそれ等の學科の内容に就て詳細に規定されたことである。これは國民一般の生活事情の變化に伴ふものであつて、實業學校にかゝる實業以外の諸學科が必要とされて來た所以は十分に研究すべき專柄である。次に専門の農學的學科以外に他の實業に關する學科を加へて來たことも亦生活の面が次第に廣くなりつゝあるのに伴つた改正であり、前と同様な生活事情の變化に基いたものである。而して時間の配當に於て知識的學科に對する重味を減らして實習を重んじたといふことも亦重要な考へ方の現れであつて、これによつて出來得る限り教育内容の具體化を圖らんとしたものと解することが出来る。

これ等の點は現在に於て重要視されてゐる方針であるが、農業學校が農業實務に携はる者を教育する施設たることを考ふる時、かゝる方向への考へ方が益々強調されて、その教育目標たる農業實務者の生活内容が事實如何に變化しつゝあるかを十分に考慮した教育内容が編成さるべきである。この場合も亦高等小學校と同じく單に二、三の學科を増減したり、時間配當を變更したりすることにとゞまらず、より根本的な生活内容の検討の上に立つてその教育編成をなすことが必要であらう。

第三節 中學校及高等女學校に於ける教育内容

中學校の學科目は修身、公民科、國語漢文、歴史、地理、外國語、數學、理科、實業、圖畫、音樂、作業科、體操となつてゐる。而して第四學年若しくは第三學年以上にあつては第一種、第二種の課程を編成して生徒をしてその何れか一方を選修せしむることになつてゐるが、こゝで農村青年教育の見地から問題にするのは第一種課程に於ける學科内容である。何となれば、第一種課程は生徒卒業徒の情況より察して社會の實務に携はる者多きを考へ、それ等の者の生活を考慮して設けられたものであつて、土地の情況によつて農村青年の爲の教育機關としてもその機能を發揮すべく豫想されてゐるのである。そこでこの第一種課程に就てその學科編成をみると、修身、公民科、國語漢文、歴史、地理、理科、作業科、體操の他に國語漢文、外國語、數學、理科、圖畫、音樂の中適宜數科目及實業を増課して編成することになつてゐる。實業は土地の情況に應じて農業工業若しくは商業を課し、又はこれを適宜分合して教授することゝしてある。中學校に於てかく實業を課したことに就ては昭和六年の訓令第二號によつて實業學校に於けるが如く實業を専門的に授くるの趣旨にあらざることが述べられてゐる。即ち普通教育の一事項として實業に關する常識、實際生活の理解を得しむるといふのである。

高等女學校及び實科高等女學校の農村女子青年教育上に占むる地位から見ても、その學科編成を問題にする必要があらう。高等女學校の學科目は、修身、公民科、國語、外國語、歴史、地理、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操であり、實科高等女學校の學科目は修業年限により多少の差異はあるが、修身、公民科、國語、歴史、地理、數學、理科及家事、裁縫、圖畫、唱歌、實業、體操等である。こゝでは特にその農村青年に對する役割の上からより重要な意味をもつ實科高等女學校を問題とし、その四學年編制の場合の各科目に對する時間配當を次の第四〇表

第四〇表

教 科 目	實 數	百分比
身 科	6	5.26
民 語	2	1.76
國 語	22	19.30
地 理	6	5.26
數 學	9	7.90
理 科	13	11.40
家 事	32	28.07
裁 縫	3	2.63
畫 業	3	2.63
歌 業	6	5.26
操 業	12	10.53
計	114	100.00

によつて示してみる。

高等女學校及び實科高等女學校は農村女子教育機關として重要な位置を占むるものであつて、これは教育内容の編成にも問題を提供してゐる。前述の如くこれ等女子の學校は中學校と異り、大部分の女子にとつては完成教育機關としてあるものであつて、こゝにその教育内容編成に於て女子の將來の生活に最も適應した所ものを課する必要があるのである。特に實科高等女學校の農村に於ける役割に就ては前章に於て述べた如くかなり重要なものがあるのである。實科高等女學校が制度として設けられたのは既に明治四十三年であつて、その學科課程に於て普通學科の他特に裁縫に重きを置き、實業を加へたのである。かく實業を加へたことは、女子をして家事を重んじ勤勞を厭はざる美風を保持し、中産の家庭に生育したる女子にして其の主婦たるの道を失ふことなからしめんとするの目的に出でたものである。

以上中學校と高等女學校に就て述べた如き方針によつて、農村教育の立場より中學校第一種課程及び高等女學校の教育内容を編成せんとするならば、結局高等普通教育としての諸學科に農業とか裁縫を加へてその學科課程を構成することになるわけである。此の教育内容編成の方針は他の諸學校に於けると同様な原則に立つてゐるものであつて、所謂普通教育の内容と職業に基く教育内容との兩者を並立せしめてゐるものである。中學校第一種課程及び高等女學校の教育内容の問題に就ても依然として此處に問題があるのであつて、若しかくの如く諸多の學科を生活一般に必要なものとして立てるならば、そこに全體としての統一は益々失はれて來るであらう。事實、實科高等女

學校の各學科に對する現在の時間配當に於ても見らるゝ如く、如何に實業、裁縫を重要なりと認めても、これに對する配當時間は一定限度以上に出ることを得ないのであつて、この程度の時間を以てその生徒の實際生活を考慮した教育が果されたとするならば、これは未だ十分に女子の實務生活を考慮したものといふことが出来ない。かくの如き點に對する考察こそ中等教育に於ける内容編成上の重要問題であらねばならぬ。

第四節 青年學校に於ける教育内容

青年學校に於ける教育内容編成の方針は、從來の諸學校に於て傳統されてゐた所のそれとは大いに異つてゐるのである。即ちこの學校の教授及訓練科目は青年學校令に據れば、男子にあつては、修身及公民科、普通學科、職業科、教練科の四科目、女子にあつては修身及公民科、普通學科、職業科、家庭科、體操科の五科目となつてゐる。この各科目に配當されてゐる時間數は次の第四一表及び第四二表の如くである。即ち第四一表は男子、第四二表は女子のそれである。

かくの如き科目の編成方針に就ては昭和十年文部省訓令第二號にその説明が見られるのであつて、科目は青年教育上須要なる事項に就き概括的に區分したること、各科目の内容に就ては土地の情況に應じて適切なる事項を選択し男女青年の實際的生活に有用ならしむること、之が運用に就ては徒らに理論のみに偏することなく實際的素養の啓培を旨とし常に各科目相互の聯絡裨補に力めること等が述べられてゐる。又教授及訓練時間の配當に關しては各年に實施すべき最低限度を示し、これ以上に就ては土地の情況により適宜之を増加して適當なる標準を定めて教育

第四一表

科目	本科一・二年		本科三年—五年	
	修身及公民科	40	9.53	60
普通學科	100	23.81	270	50.00
職業科	140	33.33		
家庭科	140	33.33	210	38.89
計	420	100.00	540	100.00

第四二表

科目	本科一年—三年	
	修身及公民科	60
普通學科	150	23.81
職業科	330	52.38
家庭科		
體操科	90	14.29
計	630	100.00

すべきことが求められてゐる。これはこの學校が所謂勤勞大衆青年を教育對象とし、これ等の青年は業務の餘暇に於て修學するものなる故、學校の組織、内容は通常の學校に比して著しく簡易自由を旨とし、以て地方の情況、青年の境遇等に適應せしむるといふ青年學校教育に於ける一貫せる方針の教育内容編成上に現れたものといふことが出来る。

次に各科目の内容を各科目の教授及訓練要旨並びに要目によつて明かにしてみたい。先づ修身及公民科は道德の要領並に日常生活に適切な法制上經濟上及社會上の事項、女子にありては尙特に婦徳の涵養に資すべき事項を授くるのであるが、修身と公民科の二科にあらすして渾然たる一科であり、これ等多種多様の教材を成るべく統一的なる題目の下に綜合し更に之を一層基本的なるものに歸せしめんことに力めてゐるのである。而してこれ等の綜合的な題目は夫等相互の内的聯關と、生徒の生活環境との關係に留意し、その排列に於ては相關聯せる事項にして後に來るものは先のものゝ發展たるやうに注意せられてゐる。

普通學科は國語及國史に關する事項、地理、數學、理科、音樂等に關する事項に就て授けるのであるが、この場合合成るべく各事項を生活に關聯せしめ、各事項の綜合に留意して授けることが求められてゐる。従つて科別を立てず綜合的な題目の下に生活經驗の諸相が學習せらるゝ如く編成されてゐる。その綜合的な題目は本科第一學年郷土、

第二學年祖國、家庭と科學、第三學年近代日本、自然界の理法、第四學年東洋、宇宙と地球、第五學年世界、産業となつてゐる。所で此の綜合題目以外に各學年には大體、講讀、作文、習字の三つがあり、これは上級學年では讀書、要領記述となつてゐる。又この他に數學、音樂、自由研究が普通學科の一部として掲げられてゐる。要するにこれによると從來教科目として掲げてあつた國語、數學、音樂は夫々普通學科に於ける一つの教科として綜合題目以外に存せしめるといふことになつて居る。併しこの場合國語、數學、音樂に就てもかなり綜合的な取扱をなさんとする意圖が見えてゐる。例へば數學は一般的教材との聯絡を保つと共に特に職業に關聯せしめて之を課することとしてあるが如き、又算術、代數、幾何の別に捉はるゝことなく、夫等を自在に活用せしむべしといふが如きである。本科に於て授けらるべき普通學科の内容は以上の如きものである。普通科に於ては以上とは多少異つた編成の方針が示されてゐて綜合題目が設けられず、講讀、作文、習字及び數學と音樂と實地修練との四つによつて構成されて居り、この中講讀の教材に於ては從來の教科たる歴史、地理、理科の内容が採らるべきことが求められてゐる。かくの如き點も本科のそれとは異つた學科内容の編成に關する新しい方針といふことが出来る。

職業科は農業、工業、商業、水産その他の職業の中に就き土地の情況に適切な事項を授けるのであるが、要目は農、工、商、水産の四つの領域に就て示されてゐる。土地の事情により二種以上の職業を併せ課する場合はこの中より適切な事項を選び實施要目を定めること、又要目以外の職業を課する場合には適切な實施要目を定めるところ等が求められてゐる。今上の四つの主要領域に就ての要目の中で、必要な農業に就て見ると、その教育内容は農業全般に亙るのであつて、これを作物、蔬菜、果樹、花卉、作物の保護、土壤、肥料、養蠶、畜産、農産

加工、林業、農業經營の十二の部門に區分して教材が示されてある。これを教育するに當つては實施要目を作成するのであるが、その場合これ等を別箇に扱ふことなく其の連絡綜合に力め、又特に實習を通じて知識を修得せしめることが要望されてゐる。これが職業科農業の内容である。

女子に於ける家庭科は家事、裁縫及手藝に就き、土地の情況に應じて家庭生活の實際に適切な事項を授くるのであるが、この場合特に家庭科として家事、裁縫を統合したのは實際生活に即して堅實なる家庭生活を営むの能力を啓培することを眼目としてゐるのである。而して教材はこれを學年に配當せず、唯衣服、食物、住居、衛生、看護、育兒、敬老、一家の經濟の諸部門に區分して示し、實施に當つては土地の情況季節の關係に應じて適宜取捨選擇し適當に教材を排列すべきこと、教材の取扱に關しては生徒の體驗に基き實驗實習を重んじて教授訓練をなすこと等が注意せられてゐる。

以上に各學科の内容を簡単に説明したのであるが、これによつて青年學校の學科編成が他の諸學校とは著しく異つた基本方針の下になされてゐることが明かである。即ち各學科を通じて何れも實際生活へ適合せしむるといふ見地から教材の綜合的提出が試みられてゐることは特に注目すべき點である。更に各學科の編成のみならず、各學科相互の間にも特に聯絡裨補に力めることが強調力説せられてゐるのである。例へば修身公民科と、普通學科、職業科、教練科等との聯絡が特に注意されてゐるが如きである。

更に時間配當にあらはれた所を以てみても、この學校の教育内容編成に於ける方針は從來の諸學校とは著しい差異を示してゐるのである。即ち男子に就ては、これを本科一、二年の所でみると、修身及公民科や普通學科の如き從來の知識學科と基礎的學科を含んだものに三三%が配當されると共に職業科、教練科にも同じくそれだけ配當さ

れてゐて、前述の高等小學校に於ける教育とは如何にその内容が異つてゐるかを物語つてゐるのである。女子に於てもこの傾向は極めて明かである。かくの如きは青年學校の教育内容が勤勞青年を對象として最も具體的直接的であらねばならぬ所から必然的に要求された所の方針であつて、こゝにかくの如き青年學校の學科の構成に於て何が中核とならねばならぬかが暗示されて居るのである。

以上述べた如く青年學校に於ける學科編成が、從來の諸學校の編成方針に捉はれることなく、かなり自由になされてゐることは、教育内容編成上の見地からみて一歩進んだ態度であると考へられる。けれどもそれはあくまで全體格的な考へ方に於て一歩進めたといふ程度であつて、その具體的な編成方針に關しては依然として種々の問題が残されてゐるといはねばなるまい。例へば修身及公民科、普通學科、職業科、教練科、家庭科といふ四乃至五の學科によつて教育内容を編成するといふ方針、或は各學科内に於ける教材の綜合的編成の具體的方針等に就ては未だ尙多くの問題が含まれてゐるといはねばなるまい。これ等の教育内容を編成するに當つて何を中心として教材を綜合するかといふことに就ては、更に具體的に生活構成を分析した後に初めて出て來る問題であつて、それ等の點に就ては今後の課題に屬するといへよう。

第五節 諸學校の教育内容編成に關する根本問題

以上高等小學校、青年學校、農業學校、中學校、高等女學校に於ける教育内容の編成が如何なる方針の下になされて居るかを見て來たのであるが、次に我々はこれ等諸學校の教育内容編成についての問題を提出し、以て農村の

青年教育に於ける教育内容は如何なる見地によつて問題とされねばならぬかを考察して見たい。

我々は高等小學校、中學校、高等女學校、農業學校の教育内容編成の方針に關して、何れも實務生活者を教育する爲の内容が二元的に考へられてゐるといふ事實を見たのである。即ち一般的な教養に加ふるに職業的教養を以て實務生活者のための教養が成立してゐるとなすのである。所謂一般陶冶の内容と實務陶冶の内容とが平面的に置かれてゐる教育内容に於ける二つの分野を成すと考へられてゐる點を指摘したのである。この根本的な考へ方の上に學科編成が行はれてゐるのであつて、そこに一般陶冶の爲の學科と職業陶冶の爲の學科と二種類の學科が存在し、恰もこの兩者を併せることによつて實務生活者を教育する學科内容が成立するが如くに考へられてゐるのである。

我々は陶冶内容を問題とする場合に、一般陶冶、職業陶冶の二つの方面から考へることを否定するものでない。唯一般に必要な生活の内容といはれるものも、具體的には夫々の人間の仕事に於て生かされ、働かされてゐるといふこと、その生活内容の働く地盤は最も具體的な日常の仕事であるといふことを注意したのである。そこではあらゆる陶冶内容がすべて具體的な農業生活の中に生かされ働いてゐる如きものでなければならぬのである。この見地から現在の諸學校に於ける教育内容は見直さるべきであつて、單に國民たる何人にも必要な教養といふが如き考へ方ではなく、その教養が實際には如何なる具體的な生活の場所に於て働くものにとり必要なものであるかといふことがまづ問題とされねばならぬ。かゝる問題は決して單に學科を加除廢合したり各學科に對する時間配當に多少變更を加へたりすることではないのである。

農村の青年教育に於ける教育内容の問題はかくて結局農村生活者の具體的な生活活動が如何なるものであるかの分析にはじまらねばならぬ。現在はかゝる生活分析が何處の分野に於てもなされて居るとは言へないのであつて、か

かる生活分析が根本的系統的になされて教育内容提出の基礎とならねばならぬ。かくの如き生活分析は、單なる従来の農業的技術或は生産活動の分析にとゞまつてはならないのであつて、それは生活構成の全體に互つて廣くなされるべきものである。農村生活者の生活内容はあらゆる面に於て農村的な雰囲気の中にその位置を占めてゐるのである。言語、風俗、習慣、道德、その他一切の文化は農村生活といふ地盤の上に一つの構造的聯關を形作つてゐるのであつて、これ等が具體的な仕事を中核として如何なる構造をもつてゐるかを明かにすることが當面の問題でなければならぬ。このことは併し乍ら農村に於ける具體的な生活が單に農業的なものゝみに依つて出來上つてゐるといふことではないのであつて、農村の生活も廣く國家生活の一つの部面を擔當してゐるものであり、更に廣くは世界的な生活とも關係をもつてゐるのである。唯その場合にこれ等の國家的な世界的な生活聯關はあくまで具體的な職業生活に於て意味があるのである。それを通じて人間は國家的な世界的な生活聯關の中に入ることが出来る。或は又家族的な生活といふものも同様であつて、家族といふ形成生活は具體的には如何なる場所に於ても同様なものでは有り得ないのであつて、それは農村に於ては農村的な具體的な構造をもつて現れて來るのであり、都會に於ては都會的な構造をもつて現れて來るのである。かくの如く如何なる生活内容も皆農村に於ては農村的生活を地盤として構成されて居るのである。而してかくの如き夫々の生活構成に於て諸々の教養がそのあり場所をもつてゐるのであり、これ等の生活内容が全體として一つの具體的な生活を形成してゐるといふことが出來よう。かゝる農村生活の構成を明かにして、そこに於ける諸々の教養の所在を探求し、かくてはじめて農村生活に必要な教育内容が提出されるのである。現在の教育内容編成に對する批判も、實はかゝる地盤の上に立つてはじめて正當になさるべきであ

つて、現在の學科の考へ方のみに極限せられてゐては到底根本問題は解決され得ないであらう。今後なされるべきことは現在の學科によつて提出されてゐる諸教育内容が抑々如何なる生活に必要であるか、農村生活の構成の何處に位置せしめらるゝものであるかを明かにすることであり、更に基本的にはこれ等の學科の基礎をなす實際生活の内容が如何なるものであるかを分析することであらう。即ち現在の學科内容を實際の生活に還元し、生活内容として指定し、その上でこれ等を如何に教育内容たらしむるかに就て考へ直すことがなされねばならぬ。

第六節 青年團に於ける指導内容の問題

農村青年教育に於ける教育内容の問題として最後に青年團に於ける指導内容に就て考察しよう。昭和十年の基本調査に於ては、單位團の事業種別を修養、體育、社會、産業、娛樂の五部門に分けて、夫々の部門でなされてゐる事業内容の種類に就て事業別に頻數が出されて居る。これによつて五つの部門の中どの部門が最も頻數が多いかを全體に對する割合によつて示して見ると上の第四三表の如くである。

第四三表

事業種別	百分比
修養的事業	31.99
體育的事業	25.22
産業的事業	17.22
社會的事業	20.13
娛樂的事業	5.44

即ち、修養的事業と體育的事業がその主たるものであり、社會的事業がこれに次いでゐる。然らば各部門で如何なる事が行はれてゐるかを次に調べてみよう。最も多きを占める修養的事業の内容は次の第四四表の如くであるが、これ等の中には内容の明かでないものがかかり多いことに注意すべきである。講演會、講習會、見學旅行、讀書會、座談會等は形式はわかつてゐるけれどもその内容が如何なるものであるかが明かにされなければ青年團の修養的事業が何であるかは實は明瞭にならぬのである。従つてこゝで注意すべきは如何なる形式に

第四四表

項目	比率
講習會	10.08
講演會	9.93
辯論會	9.50
報發刊會	8.18
修養會	6.96
視察見學會	6.59
月例會	6.17
研究發表會	4.62
青年學校後援會	3.97
讀書會	3.89
敬老會	3.29
社佛開參拜會	2.79
座談會	2.75
巡回文庫會	2.54
教育映畫會	2.26
圖書雜誌購讀會	2.24
講話會	1.81
展覽會	1.69
早起會	1.55
各種式典參列會	0.97
義士勵教會	0.95
蓄書員藝會	0.83
文團文令會	0.71
青年親會	0.60
青懇文庫會	0.51
體驗發表會	0.43
青年紀念會	0.43
青年紀念會	0.34
青年紀念會	0.26
青年紀念會	0.24
青年紀念會	0.21
青年紀念會	0.07
青年紀念會	1.69

せよ、その形式の下に行はれる事業は農村青年生活の構造の中に具體的な位置を占めてゐなければならぬといふことである。又この外修養的事業として明瞭なものをこの表からあげてみると、敬老會、早起會、義士會、神社佛閣參拜各種式典參列、敬神會、勸語奉讀式その他多くのものがある。これ等は多く農村青年の生活の中にある事柄であつて、これ等を通じてその修養を積むといふことは望ましいことである。併し一般にこゝにあげられた所の諸活動はまだ多少とも彼等の日常の實踐生活からは離れてゐる傾向がみられるのであつて、日常の仕事とは何等か別箇な活動とされてゐる觀がある。即ち年數回の行事としてのみ行はれてゐるものが多い。農村青年が團體活動を通じて修養をなすべき分野は單に以上の如きものにとどまらず、その實踐的生活の中にこそ無限に豊富に見出されるのであつて、所謂彼等の職能的生活を通じて深いものを獲得すべきであらう。

次に第四五表によつて體育的事業に就て見ると、競技會、運動會、劍道等が多く、その他遠足、登山、柔道、角力等が主な内容であるが、これ等も断片的に或は年に一回等と行事的に行はれるのではなく、日常的な不斷の活動の

第四八表

項目	比率
映畫會	24.18
盆踊會	15.48
娛樂會	10.71
演藝會	5.77
音樂會	5.61
慰安會	2.93
和歌、俳句會	2.68
鄉土舞踊會	2.43
演劇會	2.17
園藝會	1.59
詩吟會	1.51
趣味會	1.34
鄉土藝術會	1.34
諸曲隊	1.26
鼓行會	1.17
文藝誌發會	1.17
茶話會	1.17
同人雜誌會	1.17
文藝展覽會	1.09
書畫會	1.00
浪曲會	0.92
談會	0.92
餘興會	0.84
觀賞會	0.84
音樂研究會	0.75
生花會	0.75
民話會	0.67
納涼會	0.67
劍舞會	0.59
歌留多會	0.50
其他	6.78

第四八表に示す如き娛樂的な事業として行はれてゐることも亦同様に考へられるのであつて、單に娛樂として實

第四七表

項目	比率
農事視察會	15.69
品評會	13.65
研究會	11.70
講習會	8.00
農産物品評會	7.95
一人一研究	7.66
共同試作田會	4.70
展覽會	3.96
産業調査會	3.22
種子配布會	2.96
講演會	2.77
農事技藝會	1.90
農事座談會	1.85
共同購入會	1.85
共同作業會	1.80
講話會	1.66
害蟲驅除會	1.58
農事調査會	0.90
農事講習會	0.85
農事獎勵技藝會	0.77
開拓事業會	0.74
開墾事業會	0.53
共同購入販賣會	0.45
懇談會	0.40
一坪農園勵會	0.40
産業獎勵勵會	0.40
植付田會	0.26
苗木採種會	0.21
副業研究會	0.18
肥料造成會	0.16
共同漁撈會	0.13
共同販賣會	0.13
共同販賣會	0.11
栽苗配付會	0.08
其他	0.40

ものとして又單に産業上の事業として思ひ付的に相互に連絡なく行はれ勝ちな現狀に存するのであつて、今後はあらゆる事業が夫々生活の諸方面の教養を高め、それ等が全體として農村の生活者の教養を作りあげる如く綜合的に組織されることが望ましいのである。

第四六表

項目	比率
道路修繕	17.52
公益事業	13.46
入營兵送迎	8.35
神社墓地清掃	8.17
警備	7.47
在營兵慰問	7.04
在營兵家族慰問	4.28
指導標設置	3.35
祭典	3.12
風紀取締	2.94
火災豫防	2.72
除雪作業	1.92
衛生	1.74
義捐金募集	1.56
青年團關係	1.45
慶弔	1.29
小學校庭修理	1.22
出席獎勵會	1.20
功勞者表彰會	1.18
國旗掲揚臺設置	1.11
共同理髮	1.11
公德箱設置	0.97
賣藥配付	0.97
非常召集	0.93
防空演習	0.91
貯蓄金	0.77
揭示板活用	0.54
村勢調査	0.43
危險物除去	0.38
交通整理	0.36
美化作業	0.36
移民獎勵	0.14
史蹟調查	0.09
旅客接待	0.07
軍隊演習	0.02
其他	0.86

第四六表によれば社會的事業の部門には主として社會奉仕的な事業内容を含んでゐるのであるが、これは第四七表に示されてゐる産業的事業とも合せて、廣く農村生活の中に於ける諸々の生活内容が豊富に青年團の活動事項を提出し得ることを物語つてゐる。これ等の諸活動が青年團により積極的に營まれて、これを通じて青年が生活の中に諸方面の教養を獲得して行くのは、學校の教育方式では望まれない點である。問題はこれ等が單に社會奉仕的な

第四五表

項目	比率
競技會	15.85
運動會	12.74
劍道	12.09
體道	8.69
柔道	6.80
遠足	6.65
選士派遣	5.89
角力	5.79
登山	5.77
寒稽古	4.39
體育講習	2.32
水泳	1.86
行軍	1.85
支部對抗	1.25
體操	0.98
體育獎勵	0.87
自轉車行軍	0.85
野球	0.78
體格檢査	0.64
海水浴	0.49
スキー	0.47
野營	0.36
庭球	0.35
マラソン	0.27
卓球	0.22
スケート	0.18
共同訓練	0.01
其他	1.59

中に生かされて農村青年の具體的な生活の一つの要素となることが望ましいのである。

踐生活の外に置かれるのでなく、寧ろこれを構成する一要素として取り込まれ、實踐生活に活力を與へそれをより發展せしめる力として働かしめることが望ましいのである。こゝにあげられた各種の娛樂は何れもさういふものとして行はれて行くことの出来るものであつて、かゝる見地が立てられる時、生活全體を潑刺として活氣づける要素となるであらう。

第四章 農村青年教育に於ける教育者の問題

第一節 國民學校高等科に於ける教育者の問題

本章では前述の如き我が國農村青年の教育を擔當してゐる諸學校及び青年團に於ける教育者、指導者の現状とその問題を考察する。まづ最初に諸學校の教員に就て考察しよう。農村青年に對する教育機關の主なるものとしては前述の如く國民學校高等科、農業學校、中學校、高等女學校、青年學校を擧げることが出来る。これ等の學校の教員に就ては文部省が夫々その資格を定めてゐる。但し特別の場合にはこの資格を所有せぬ者でも教員たることを得ることとなつてゐる。各學校に於ける教員編成はこれに基いて夫々の教員を採用することに依つてなされてゐる。

第一に國民學校高等科の教員であるが、その資格は師範學校の卒業者若しくはこれと同等以上の教養を持つ者とされてゐる。この師範學校で與へられる教育は如何なるものか。師範學校には第一部及び第二部があり、第一部に於ては高等小學校二年卒業者を入學せしめ、五ヶ年の修業年限であつて、その教育内容は修身、公民科、教育、國語、漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、實業、圖畫、手工、音樂、體操となつてゐる。女子に於ては實業がなく、これに代つて家事裁縫が入つてゐる。第二部は中等學校卒業を入學資格とし、修業年限は二ヶ年で、その學科目はほぼ第一部と同様である。この學科目中實業の一部として農業も課せられるのである。尙各科目に於てその科

第 四 九 表

道府縣	本科正教員	専科正教員	準教員	代用教員	計	男子	女子
北海道	91.03	4.10		4.87	100.00	93.65	6.35
青森	87.68	5.75	0.33	6.24	100.00	91.95	8.05
岩手	91.61	4.46	0.14	3.79	100.00	92.42	7.58
宮城	92.72	4.51	0.23	2.54	100.00	81.97	18.03
秋田	93.83	3.41	0.13	2.63	100.00	96.59	3.41
山形	96.31	2.24	0.13	1.32	100.00	90.51	9.49
福島	89.59	6.39	0.35	3.67	100.00	93.70	6.30
茨城	94.43	4.20	0.46	0.91	100.00	93.89	6.11
栃木	89.60	7.74	0.12	2.54	100.00	84.16	15.84
群馬	95.10	3.48		1.42	100.00	85.94	14.06
埼玉	93.26	3.93	0.11	2.70	100.00	95.06	4.94
千葉	96.85	1.89	0.21	1.05	100.00	91.90	8.10
東京都	76.21	11.62	0.10	12.07	100.00	74.06	25.94
神奈川県	81.44	9.18	0.20	9.18	100.00	80.34	19.66
新潟	94.02	2.94		3.04	100.00	95.10	4.90
富山	93.97	4.25	0.18	1.60	100.00	89.54	10.46
石川	96.16	2.88		0.96	100.00	90.03	9.91
福井	96.80	1.14		2.06	100.00	97.48	2.52
山梨	89.89	6.81		3.30	100.00	94.73	5.27
長野	90.28	4.33	0.49	4.90	100.00	96.98	3.02
岐阜	95.49	2.37		2.14	100.00	97.29	2.71
静岡県	92.03	5.29		2.68	100.00	86.25	13.75
愛知県	85.80	10.20	0.07	3.93	100.00	88.67	11.33
三重	91.77	5.12	0.11	3.00	100.00	93.21	6.79
滋賀	95.51	3.45		1.04	100.00	97.41	2.59
京都	83.28	11.07		5.65	100.00	87.40	12.60
大阪	83.93	10.03		6.04	100.00	84.51	15.49
兵庫	84.13	13.36	0.05	2.46	100.00	87.41	12.59
奈良	89.17	4.73		6.10	100.00	90.16	9.84
和歌山	93.34	3.24		3.42	100.00	92.63	7.37
鳥取	90.80	6.44		2.76	100.00	92.87	7.13
島根	96.50	2.10		1.40	100.00	98.25	1.75
岡山	92.40	3.52	0.33	3.75	100.00	94.27	5.73
広島	91.27	6.30		2.43	100.00	88.90	11.10

第四章 農村青年教育に於ける教育者の問題

目の教授法が授けられることになつてゐる。而してその教育の要旨に於ては特に順良、信愛、威重の徳性を涵養することが注意せられ、國民たるの志操を振起し、身體を強健ならしむることが要望せられてゐる。これが師範學校教育の主要である。而してこれを標準として師範學校を卒業せざる者に對しても檢定によつてその資格が與へられるが、その檢定は學力、性行、身體に就て行はれることになつてゐる。此の教員檢定によつて與へられる資格では本科訓導たるの資格の外に専科訓導、准訓導がある。専科訓導は體操、武道、音樂、習字、圖畫、工作、裁縫、家事、農業、工業、商業、水産、外國語の一科目若しくは數科目を教授する者であつて、檢定によつて資格が與へられるが、その標準はやはり師範學校生徒に授くる各科目の程度に準ずるのである。准訓導は本科訓導を助くる者であり、その資格も右に準じて與へられる。尙特別の事情ある場合は免許狀を有しない者をして准訓導の職務を行はしむることが出来ることになつてゐる。

これ等各種の教員によつて農村に於ける國民學校高等科の教員編成は如何になされてゐるか。以下統計の都合上前制の高等小學校に於ける數字によつてその概略を考察しよう。高等小學校に於ては學級數に等しい員數の本科正教員を置くことに定められて居り、その他教科目、教授時數、兒童數等に應じて必要な員數の本科正教員又は専科正教員を置くことになつてゐる。かゝる規定によつて各學校に於ける教員の編成が行はれてゐるわけであるが、次に第四九表として全國各府縣に於ける高等小學校の教員種別及び男女別を百分比によつて示して見よう。これによると農村が特に多いと認められる縣では二、三の例外を除いて一般に女子の高等小學校教員の少いことが示されてゐる。大都市のある府縣或は都市の多い府縣に於てはこれに反して女子の教員の比率が高いのである。又資格別に就て見ると農村的な府縣に於ける高等小學校の教員は本科正教員が多く、専科教員は少く、代用教員も亦全國平

山德	83.61	13.36	0.20	2.83	100.00	80.78	19.22
香愛	93.07	3.85		3.08	100.00	90.77	9.23
高福	92.65	5.84		1.51	100.00	86.06	13.94
佐長	92.99	4.18		2.83	100.00	93.21	6.79
熊大	93.22	2.82		3.96	100.00	89.55	10.45
宮鹿	86.57	7.63	0.06	5.74	100.00	77.41	22.59
兒	94.60	2.70	1.16	1.54	100.00	73.22	26.78
沖	87.56	7.65		4.79	100.00	84.95	15.05
計	94.90	1.51		3.59	100.00	96.79	3.21
	85.36	11.01	0.26	3.37	100.00	90.28	9.72
	81.51	12.72	0.80	4.97	100.00	90.26	9.74
	63.28	30.22	0.22	6.28	100.00	82.61	17.39
	86.98	9.89		3.13	100.00	97.40	2.60
	88.62	7.32	0.13	3.93	100.00	88.80	11.20

均に比して少いことが見られる。

以上のことから農村に於ける高等小學校の教員構成の質及び量に就て推察し得るのであるが、この現状には種々の問題がある。即ち第一に教員の資格は師範學校の教育を受けた者、或はそれを標準としてそれと同等以上の學歷の所有者、或は學力を有すると認められた者がこれを得ることになつてゐる。その標準たる師範學校教育で農村教育者たる爲に必要な教養が果して如何程與へられてゐるであらうか。今農村教育者たる爲の教育を師範學校に就て特に取り出して言へば、實業科の中の農業であらうが、これは第一部課程に於て第一學年から第五學年まで合計して週八一二時間を課してゐる。その他、地理に於て昭和六年より地方研究を課して、地方の行政、經濟、産業、交通、社會等に關する沿革及び情勢を與へることになつてゐるのは、地方の實情をより具體的に知らしめ、郷土に即した教育を施し得る素地を作るものである。その他の科目に關しては殆んど都市農村の區別はなく一般的に取扱はれてゐるのである。師範學校の教育に於て農村青年教育者たるの教養を考ふるに、その教育があまりに一般的であつて、農村の教育者を如何にして養成するか

といふが如き問題が十分に考慮されるに至つて居ないと云つてよい。この點に就ては師範學校の教育方針にも改善を要するものが存するのであつて、農村の青年教育者が如何なる素養をもつべきかを、農村青年に對する生活指導者としての教員の地位から吟味するといふが如きことになるならば師範教育の一つの革新をもたらずであらう。かくの如く考へるとき、教員構成としては女子教員の割合が少いこと、代用教員の比較的多くないことは望ましいことであるとしても、質的に見て眞に農村に適した教員がそこに編成せられてゐるかが問題とさるべきであらう。尙女子教員の割合に關しては女子生徒の教育といふ點からの考慮も必要とせられるであらう。今後に於ては、本科訓導、専科訓導の別の如きもその地域の生活を基本とする新たな見地から考へ直さるべきものがあるのである。即ち何れにしても現在の教員構成はその資格の規定を具體的な農村生活を地盤として考へるといふ見地に立つて居らぬのであつて、唯僅かに教科目の中に農村教育者のためのものを加へてゐる程度に過ぎないのである。これ等は今後大いなる問題とさるべき點であつて、農村青年生活の諸々の方向に沿ふて適切な教育が與へられる如く、それに應じて特殊な素養を有する教員が適當な位置に置かれることが望ましく、それ等が全體として農村青年の教育を擔當する如く教員の構成がなされねばならぬであらう。

第二節 青年學校に於ける教育者の問題

次に青年學校の教員に就ては青年學校教員資格規程によつて標準が示されてゐる。これによると青年學校の教員

たることを得る者は、青年學校教員養成所を卒業したる者、實業學校の教員たることを得る資格を有する者、小學校本科正教員又は小學校專科正教員の免許狀を有する者、文部大臣の指定したる者であつて、この他職業、家事又は裁縫に關する特別の知識技能を有する者は地方長官の認可を受け青年學校の教員となることが出来ることになつてゐる。又青年學校には生徒の教育を擔任せしむる爲指導者を置くことが出来る。尙この他に以上の資格を有しない者を教員として採用することが出来ることになつてゐるが、これを指導員と稱してゐる。これ等の規定に於て注意すべきは、職業、家事、裁縫に關する特別の知識技能を有する者は地方長官の認可を受けて青年學校の教員となることを得ることである。これは青年學校の教育を生徒の職業生活の實際に結合せしむるといふこの學校本來の趣旨に出たものである。

第五〇表

府縣別	比率	府縣別	比率
北海道	77.78	滋賀	4.07
青森	64.63	京都	16.33
岩手	15.43	大阪	22.81
宮城	8.02	兵庫	6.37
秋田	17.74	奈良	20.09
山形	0.73	和歌山	15.49
福島	26.55	鳥取	15.54
茨城	23.18	根山	3.55
栃木	22.27	岡山	0.44
群馬	12.32	廣島	14.77
千代田	—	山口	8.68
東京	21.22	徳島	14.51
神奈川	5.37	香川	11.45
新潟	3.85	愛媛	13.20
富山	35.29	高知	8.18
石川	23.98	岡賀	8.67
福山	6.32	崎本	2.86
山梨	9.25	分崎	9.27
長野	—	島	7.08
岐阜	0.92	鹿兒	10.54
静岡	14.00	鹿兒	2.61
愛知	9.81	鹿兒	3.80
三重	11.13	鹿兒	28.37
	15.27	計	19.58

は二ヶ年、その學科目は修身及公民科、教育、國語、國史、職業科並に體操、女子にあつては以上の他に家事裁縫

青年學校教員資格の標準となつてゐる青年學校教員養成所は尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年以上の實業學校又は之と同等の實業學校を卒業せる者、師範學校、中學校、又は高等女學校を卒業した者等を入學せしめ、修業年限

を課することになつてゐる。職業科は農村青年學校教員たる者に就ては當然農業が中心となつてゐる。又以上の學科目の他に地理、數學、理科、音樂、圖畫、其の他必要な學科目を加設することが出来る。

以上が青年學校教員の資格及び教員養成の大體であるが、これ等の教員によつて現在如何に青年學校の教員が構成されてゐるか。まづ全般的な傾向として注意すべきことは専任教員を設置せざる學校がかなり多いことである。

即ち昭和十五年の統計に據ると、専任教員を置かざる學校は全國の學校の一九・五八%であるが、府縣別にこれを表示すると右の第五〇表の如くである。これによつて見るとこの點に就て各府縣の方針の區々であることが明かであるが、農村的な府縣のうち一般にかゝる學校の多い所が見受けられる。これは青年學校が大部分小學校に併置されてゐて、その小學校の教員によつて教育がなされてゐることを物語るものである。従つて青年學校の教員には實質的には非常に多くの小學校の教員が含まれてゐることに注意すべきである。この事實は青年學校の教員編成に就て大きな問題が存することを示してゐる。

次に昭和十五年度に於ける全國青年學校教員の男女別の割合を見ると上の第五一表の如くである。全国的に見て女教員は一二・九一%であつて、その割合は先に見た高等小學校の一・二〇%よりは多くなつてゐる。これを専任教員だけに就てみると女教員の割合が更に多くなつて、全國で三〇・三二%を占めてゐる。これが町村立の學校に於て

は又更に高く、この場合の女教員の割合は三四・五三%となつてゐる。これは農村に於ける青年學校の女子生徒に

第五一表

	男子	女子	計
専任教員(公私立總括)	87.09	12.91	100.00
専任教員(公私立總括)	69.68	30.32	100.00
専任教員(町村立)	65.47	34.53	100.00

第五二表

	學校長	教諭	助教諭	指導員 其他	計
専任兼任教員 (公私立總括)	8.61	17.86	30.89	42.64	100.00
専任教員 (公私立總括)	2.48	44.44	32.07	21.01	100.00
専任教員 (町村立)	1.54	44.68	37.16	16.62	100.00

の本旨に沿つて生かし、かくして生徒の生活全體を指導し得るが如き十分なる適格者たるものが緊要であつて、かかる點に於て現在の指導員が果して如何なる状態にあるかは尙研究を要すべき事柄であらう。

對する教育の一面を教員構成が物語つてゐるのであつて注目すべきことである。

次に第五二表によると青年學校では資格を有しない指導員その他が相當の數に上つてゐることが注目すべき點である。即ち全教員に對する割合から云ふならば、指導員その他が全國では實に四二・六四%を占めて居り、そのうち指導員のみでも三六・三〇%を占めてゐるのである。専任教員だけに就てみても全國で指導員その他が二一・〇一%であつてかなりな數にのぼつてゐることがわかる。これを町村立の學校に限ると一六・六一%となつて、いくらか少くなつてゐる。これも種々な問題を含むのであつて、指導員が如何なる教養をもつ者であるか、如何なる教育に携はるかを十分考慮して論ぜらるべきことであらう。必ずしも資格を有しないが故に教員として不適格であるといふことは言へないであらう。むしろかくの如く廣く指導員といふ形で、職業生活に於て實際的教養を積んで來た者を教員の中に加へることが出来れば、これによつて青年學校の教育の本旨に適つた教員構成が得られることとなるであらう。併し乍らかかる指導員は教育者としての教養を具へ、その實務生活に關する實地の素養を青年學校

第三節 中等學校に於ける教育者の問題

農業學校に關しては實業學校一般に就て規定された教員資格に従ふのであつて、即ち學位を有する者、大學を卒業したる者、大學に於て試験に合格し學士と稱することを得る者、又は官立學校の卒業者にして學士と稱することを得る者、文部大臣の指定したる者である。文部大臣の指定したる者といふのは別に文部大臣が各學校別にその卒業者に對して指定したる者を指すのである。又檢定は學力、性行、身體に就て行ふのであつて、夫々學科目別に檢定がなされる。その學科目は、農業に關しては耕種、蠶業、畜産、農藝化學、農業經濟、林業、獸醫、農場實習、蠶業實習、林業實習、蹄鐵實習と定められてゐる。この檢定を受ける者に就ては又その資格が規定されてゐるのであつて、試験檢定を受け得る者に就ては主としてその學力の上から、無試験檢定を受ける者に就てはその學歷、經驗の上から資格が定められてゐる。

農業學校の教員を養成する機關として東京農業教育專門學校があるが、これは農業科教員たるに必要な教養が如何なるものであるかの一面を示してゐる。これは中學校卒業者及びこれと同等以上の學力を有する者を入學せしめ、修業年限三ヶ年であつて、その學科目及び毎週教授時數三學年合計は次の第五三表及び第五四表の如くである。第五三表は講義の部、第五四表は實驗實習の部である。選擇科目と隨意科目とは除外した。かかる教育を受けることによつて農業科教員たるの資格が得られるのである。尙東京農業教育專門學校は昭和十六年度の入學者より四ヶ年の修業年限となつたのであるが、こゝでは三年制のものに據つた。

第五三表

學 科 目	教授時數
修身及國史	6
公民科論	2
教育	13
心理	4
論	1
哲學概論及行政學	2
農學教育	4
農村教育	2
社會學	4
法學	4
經濟學	4
農業經營學	4
農業政策學	4
農業氣象學	4
物理及氣學	10
生物學概論	4
農業工學	4
土壤及肥料	4
作物園藝	8
作物病害	2
養蠶及製糸	2
畜產	4
森林	6
水產	3
農產加工	3
英語	4
體操	16
計	12
特別講義	150
不定時	不定時

第五四表

學 科 目	教授時數
農業實驗	6
農藝化學實驗	4
農業實習	12
暑期實習	自七月十一日至九月十日 2
教育實習	不定時
農村經營演習	不定時
計	24

合、それによつて擔當せられる教育全體が農業生活者の教育として有機的に働き得ることは望めないと言へよう。教員中に全然別個な生活地盤をもつ者があれば、それだけ農村生活を地盤とする教育の統一的な機能を十分に現し難くなるのではあるまいか。

中學校、高等女學校の教員には主として高等師範學校及び女子高等師範學校で教育された者がなることになつて

居り、その他に檢定によつて教員資格を與へることになつてゐる。高等師範學校は文科、理科に分れ、文科に於ては、修身、教育學、心理學、論理學、國語漢文、英語、地理、歴史、法制經濟、哲學、言語學、數學、體操を課し、理科に於ては修身、教育學、心理學、論理學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、農學、地理、天文氣象、圖畫、手工、國語、體操を課し、中學校、師範學校の卒業者若しくはこれと同等以上と認められる者を入學せしめて三ヶ年の教育をするのである。女子高等師範學校は文科、理科、家事科の三つに分れ、他に東京女子高等師範學校には體操科が置かれてある。文科の學科目は修身、教育、國語、漢文、歴史、地理、外國語、家事、音樂、體操となつて居り、理科の學科目は修身、教育、數學、物理、化學、礦物及地質、植物、動物、生理及衛生、外國語、家事、圖畫及手工、音樂、體操となつてゐる。家事科に於ては修身、教育、理科、家事、裁縫、手藝、手工、園藝、圖畫、國語、外國語、數學、音樂、體操を課することとなつてゐる。以上簡單に見た所によつても中等學校教員の教養が如何なるものとせられてゐるかを察知し得る。尙この教養を標準として檢定によつて教員資格を與へることは他の學校の場合と同様であるが、檢定による資格は學科目別に與へられ、無試験檢定と試験檢定がある。以上中等學校教員資格の概略を見たのであるが、かくの如き所謂一般的な教養のみで地方の情況に適合した教育を十分に行ひ得るか否かが極めて問題であることは既に屢述べた如くである。

第四節 諸學校の教育者に關する根本問題

以上で農村青年教育に關係をもつた諸學校に於ける教育者の資格及びその標準となつてゐる教養を見たのである

が、その何れもが學校に於て與へられる教養を中心として考へられてゐることに注意すべきである。僅かに青年學校に於てかなり廣い見地から教員を求め得る規定が特にあるのみである。かくの如き教員資格に就ての考へ方は果して眞に農村青年の教育者たり得るが如き適格者をその任に置き得るであらうか。かくの如き考へ方に基いてなされた教員編成が果して有機的な全體として農村生活者たる青年の教育に當ることが出来るのであらうか。或は國民學校高等科に於ける教員の如く單に一般的教養を積んだ上に多少の農業に關する教育を受けた者が教育に當る場合、そこに農村青年の教育が十分行はれ得るであらうか。尤も實際には國民學校高等科の教員はその多くが農村出身者であることによつてこの點はいくらか救はれるであらう。これに對して實業學校その他特に中學校、高等女學校に於ける教員は各學校のもつ地域的な特質に適合することに於て未だ十分ならざるものがある。その生活地盤の如何を問はず單にその擔當する學科に就て知識を持つといふことによつてのみ農村青年を收容する學校で教職に就く資格が與へられるといふことは決して優れた教員編成とは言へないであらう。

これに就ては農村青年の教育者を今後如何にして養成するかが大きな問題となるのであつて、それは師範學校に於て大正十四年以降とられ昭和六年に更に一步を進めた所の地方の實情に理解を與へる方策、或は青年學校がその教員を實務生活者の範圍から採用すべく職業、家事、裁縫等に特別の知識技能を有する者は地方長官の認可により資格を與へて教員となすことを得るといふ廣い見地、更に又指導者を置くことを認める方策、又事實多數の指導員が實際生活の體驗をその教授に生かしてゐること等々に十分その改革の方向が暗示せられてゐるのである。

第五節 青年團に於ける指導者の問題

最後に青年團の指導者に就て考察しよう。青年團の指導者に就ては特別に規定はないのであつて、成るべく正團員を以て之に充てることといふ注意があるのみである。次に昭和五年及び十年の全國青年團基本調査により郡部に於ける團長の年齢を見ると次の第五五表に示す如くである。

第五五表

年 度	昭和5年	昭和10年
19歳以下	0.3	—
20—24	30.7	17.3
25—29	21.8	34.2
30—34	8.5	8.2
35—39	9.6	6.4
40—44	11.8	11.7
45—49	7.3	10.2
50—54	4.0	5.2
55—59	2.6	2.9
60歳以上	2.8	3.4
不明	0.6	0.5
計	100.0	100.0

るのである。次に同じく郡部青年團の團長の職業に就てみると次の第五六表の如くである。

こゝで最も多いのは農業の三五・二%で、次いで學校長教職員の一・二六・一%である。この學校長教職員の比較的多いことは青年團と學校との關係の密接なことを物語るものである。又町村長官公吏員も比較的多く一七・三%となつてゐる。その他に多いのは議員其の他の名譽職、商業、産業團體役職員等である。これを大正十五年、昭和五年と比較して見ると、注意すべき傾向が見られる。即ち比較的多いものゝうち、學校長教職員、町村長官公吏員、商

まづ昭和十年に於ける年齢配分を見ると、二十歳より二十九歳迄の者が約半数即ち、五一・五%で三十歳代の者一四・六%四十歳代の者二一・九%となつてゐる。これを昭和五年と比較すると十年に於ては年齢の高い者がその率を増してゐる。即ち二十歳より二十四歳の所は三〇・七%から一七・三%に減じて居り、これに反して二十五歳より二十九歳の所では二一・八%から三四・二%に激増してゐる。その他三十歳代及び四十歳より四十四歳の所ではいくらか減少してゐるが、それ以上の年齢では多少づゝ増加してゐ

第五六表

職業	大正15年	昭和5年	昭和10年
農業	29.4	34.3	35.2
農學	34.0	29.7	26.1
教職	21.7	18.4	17.3
町官	5.0	4.6	3.9
商	1.8	2.5	3.1
工業	1.5	1.8	1.6
銀行	0.6	1.1	5.7
業主	0.8	1.6	3.2
議員	1.0	1.2	0.3
名譽	0.8	0.9	0.2
産役	0.3	0.8	0.1
水産	0.8	0.9	1.1
醫師	1.6	1.8	1.6
軍	0.7	0.4	0.6
宗教	100.0	100.0	100.0
其ノ他			
不明			
計			

業等は減じてゐるが、農業、工鑛業、議員其の他名譽職、産業團體役員等はかなり増加してゐる。これ等の年齢、職業に於ける傾向は大いに注目すべきことであつて、一般に青年團が如何なる方向へその歩を進めてゐるかを窺ふに足るものである。

以上は團長に就てあるが、その他の副團長及び指導者に就ては昭和五年の基本調査に於ける郡部青年團の表によつて見ると、上の第五七表の如くである。

第五七表

職業	副團長	指導者
農業	47.5	14.6
農學	25.1	58.4
教職	7.4	14.2
町官	6.2	2.1
商	4.0	1.2
工業	1.5	1.0
銀行	0.4	1.1
業主	1.5	1.1
議員	2.0	0.9
名譽	0.2	0.3
産役	0.8	1.3
水産	0.5	1.0
醫師	1.8	1.1
軍	1.1	1.7
宗教	100.0	100.0
其ノ他		
不明		
計		

これによれば副團長では農業最も多く四七・五%これに次いで學校長教職員二五・一%でこの兩者が斷然多く、又指導者は學校長教職員が五八・四%と六割近くを占め、農業が一四・六%

第五八表

地位	昭和5年			昭和10年
	團長	副團長	指導者	團長
關係有無				
關係アル者	62.9	45.7	68.9	52.8
關係ナキ者	31.4	43.6	23.9	34.0
不明	5.7	10.7	7.2	13.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

でこれに次ぎ、町村長官公吏員が一四・二%となつてゐる。この三者で指導者の八七・二%が占められて居り、その他は何れも一%内外から二%に過ぎない。この割合によつて青年團の指導者が學校教育と如何に關係が深いかを

知るべきである。尙團長、副團長及び指導者の青年學校(昭和五年は青年訓練所)との關係をみると上の第五八表の如くである。

團長は昭和十年に於て關係ある者五二・八%となつて居り半数以上である。これを昭和五年に於ける訓練所との關係と比較して見ると、關係ある者が約一〇%減じてゐる。又昭和五年に於ける副團長と訓練所との關係は關係ある者四五・七%で、その他の指導者は六八・九%が關係ある者となつてゐる。

青年團の指導者の現状は大體以上であるが、團が青年の具體的生活に基礎を置く所の修練のための團體たる性格を明かにするならば、その指導者に就ても明瞭な方策がとられねばならぬ。それは單に現在學校の教員であるといふ理由だけでは不十分であつて、青年と共にその生活をお営むことにより農村青年の生活全般に互つての教養を高めることが出来る者でなければならぬであらう。かゝる

指導者を發見し養成して行くこと、この點に今後青年團は大きな課題をもつてゐるのである。

總括

總括

以上我々は農村に於ける青年教育の諸問題を考察して來たのである。まづ第一章に於て我が國に於ける青年教育の問題は如何なる歴史的事情の下に於て發生して來たものであるか、又この問題は我が國教育に於て如何なる地位を占めるかを考察した。即ち我が國の教育は現在初等基礎教育の普及を完成し、更にこの地盤の上に青年教育としての中等學校教育、青年學校教育、青年團指導等を夫々發展させ、最近の新しい事態の下に於て現れた重要な課題に當面するに至つてゐることを見て來た。而して農村に於ける青年教育の問題も亦かくの如き我が國青年教育問題の一部門として取扱はるべきことを明かにして來たのである。即ち現在農村青年の教育機關として夫々の役割を果しつゝある諸種の學校、青年團等を如何にして再編成するかの問題であり、換言すれば我が國農村青年層の全般に對する綜合的教育編成の方策がまづ問題とされねばならぬことを見て來たのである。

かくして農村に於ける青年教育の問題はまづ第一に農村といふ生活領域に於けるあらゆる實踐者の教育を如何なる組織を以てなすかといふ生活構成に基く教育組織の問題となるのである。かくて第二章に於て我々は現在の學校組織の問題をかゝる見地から検討して、そこに如何なる課題があるか、即ち農村青年の生活構成に基いた教育編成をなす場合その教育を擔當してゐる諸學校及び青年團等の教育組織は如何なる點に於て改革されねばならぬかを考察したのである。かくしてそこでは現在農村青年の教育機關としての機能を果しつゝある國民學校高等科、中等教育機關としての中學校、高等女學校、又特に農業學校、更に勤勞青年の教育機關としての青年學校等の諸學校教育機關、或は青年團等が夫々独自の機能を果しつゝ而も全體として農年青年の教育に有機的統一を保たしむるが如き方策がとられねばならないことを明かにした。即ち諸々の教育機關が夫々その中に包含せんとする青年の生活事情を明確に把握し、これに緊密に適合した教育を行ふが如くに構成せられねばならぬことをみたのである。

かくの如く諸種の教育機關が夫々その包含する青年の生活事情に適合した教育を行ふ爲には、その教育内容、方法等に於てもそれに相應するが如き改革が要求されるであらう。この點に就て考察したのが第三章及び第四章であつて、こゝに於ては教育内容、教育者に就て現在の教育機關には如何なる問題が存在してゐるかを分析したのである。即ち第三章に於ては現在の農村に於ける各種の青年教育機關がその教育内容編成に就て如何なる方針をとつてゐるか、就中その中心をなす學科編成に關して如何なる方針がとられてゐるかを検討しつゝそこにある問題を究明した。かくして從來の學科編成の方針に捉はるゝことなく、それ等を一應解體して全く別箇な見地から即ち青年の具體的な生活構造に基いて教育の内容を再編成する必要があること、換言すれば青年の具體的な生活活動の分析に基き教育内容編成の方針が樹立されねばならぬことを見たのである。

又第四章に於ては現在農村青年に對する各種の教育機關に於ける教育者は如何なる教養をもつてゐるか、それ等の教育者は如何にして養成されてゐるか等を検討したのである。而してそこに於ては現在の如き教育者の教養乃至教員養成に對する基本的觀念が根本的に改めらるべきことを知つたのである。即ち學校教育によつて與へらるゝ専門的知識を中心とする教養のみでは、眞に農村青年の生活全體に對する指導が行はれ難いこと、従つて今後の農村青年教育の擔當者は生活の指導者として自らがまづ優れた農村生活者たることが要求されてゐるのであつて、かくの如き教育者を如何にして編成するか、又如何にして養成するかが今後の課題でなければならぬことを考察したのである。

かくしてこれ等の基本的な考察によつて何れの問題も農村青年の生活事情を地盤として解決さるべきことが明か

となつたのである。即ち農村に於ける青年教育問題の解決は農村生活に對する深い洞察と高い理解の上に可能であつて、單に一般的な教育改善の態度で考察することは許されないことを知つた。農村は農村として独自の生活構成を所有して居り、その独自の生活構成が我國の社會的、産業的、文化的な生活構成の有機要素として働いてゐるのである。この點の十分なる認識が必要であつて、青年の教育も同様にこの農村といふ独自の生活領域に於ける生活者を養成して、以て全體としての我が國青年教育の一分野を擔當するものであることをこの問題の考察の根底に置かなければならない。かくて今後の農村青年教育問題の考察には何よりもまづ農村生活事情の分析理解がなされ、その上に立つ教育方策の提案がなされねばならぬ。

本論 農村に於ける青年教育の諸方策

序論

現在我が國の農村青年教育に於ける重要な問題に就ては總論に於て概観した通りであるが、これに對して今後如何なる方策が講ぜらるべきであらうか。以下本論に於て此の點に就て考察して行きたい。既に述べた如く農村青年教育の方策は農村といふ具體的生活場面に於ける青年層の生活構成に基いて樹立さるべきであつた。かくの如き具體的な生活事情に基かない一般的抽象的な論議は農村青年の爲に眞に建設的な教育を用意することが出来ないのである。従つて我々が農村青年教育の諸方策を考察する態度は當然具體的な生活事情に基いて教育の編成を問題にするといふことでなければならぬ。然らばかゝる見地に立つて問題を考察して行くとは具體的には如何なることを意味するであらうか。現實には如何なる方法がとられねばならぬであらうか。

農村青年の教育編成に對する方策が農村青年層の生活構成に基いて考察さるべきならば、我々は第一に農村青年層の現實的な生活の構成が如何なるものかを捉へねばならぬ。然らばそれは如何にしてなされるのであるか。抑々農村といふ具體的な生活領域に於ける青年生活の構成とは如何なることを意味するのであるか。勿論それは我が國に於ける青年層といふ一定年齢層に共通な事實といふが如き抽象的一般的な青年生活の様態を意味しない。而して又單に農村の青年層に共通な事實といふことでもない。こゝに我々が農村青年層の生活構成といふのは青年層を農村の具體的な職能生活者として見た場合のその職能者としての生活のあり方である。言ひ換へれば、農業といふ仕

事を中心とした所の諸々の生活者たる農村青年層をその農業を中心とせる具體的な生活領域の中に位置せしめて、そこに於てその生活が如何なる構成をもつてゐるかを問題とするのである。

所でかくの如き農村青年層の生活構成を具體的に捉へようとすれば、それは結局一つの村、一つの部落に於てなされねばならない。勿論一つの村、一つの部落と雖も、日本に於ける一つの農村として置かれてゐるのであつて、一つの村が單獨に夫自體の生活を構成してゐるわけでない。従つて青年層のあり方もその方向から規定されて來ることは言ふまでもないことである。しかしその具體的なあり方は、村の生活、部落の生活を通じてのみ見られるのである。即ち村は一定の土地に成立した現實的な構造をもてる全一體である。かくてこの現實的な生活單位としての村、部落に於て農村青年層のあり方が具體的に表現されてゐる。

かくして我々は一つの村に於て農村青年層の現實的な生活事情を捉へようとしたのである。我々が先に總論に於て述べた所の農村青年の教育編成に必要な見地とはかくの如きことを言ふのであつて、我が國全般に互る農村青年の教育方策を樹立するに當つても、單に國家的な見地のみならず、以上の如き一つの村に於ける現實の生活事情を地盤とすることが必要である。而して又特に此の點が我が國に於て從來最も閑却せられてゐたのである。

以上の如き見地に立つて我々は千葉縣千葉郡白井村の青年教育の問題とその方策を考察して行つたのである。即ち白井村といふ現實の村に於て青年層の生活事情が如何にあるか、更にこれに基いて今後の教育方策は如何にあることが望ましいか等々を考察して行つたのである。さてかくの如き考察に當つて、我々は主として統計的な研究方法を用ひたけれども、單にそればかりではなかつた。統計的方法は青年層といふ一つの集團を取扱ひ、その集團として所有する所の性質を問題とする限り當然の方法といはれよう。即ち青年層といふ集團の生活構成を分析する方法

としては統計的方法を適切な方法と信じてこれを用ひたのである。併し現實の教育事情を分析するに當つては、かくの如き方法のみによることは不可能である場合もある。例へば教育内容の分析の如きは到底かゝる方法のみによつては行ひ得ないのである。その場合には後にその場所に於て述べる如きこれに適應した方法を用ひた。而して如何なる場合も白井村に行はれてゐる青年生活、教育の現實の理解が中心の問題であつて、この意味でこれを白井村青年教育調査と呼ぶことはあながち不當でないであらう。以下我々はこの調査に基いて、即ち現實の理解を地盤として村の青年教育に對する要求を考察して行かう。

以下本論に於て我々は次の如き順序で考察して行きたいと思ふ。先づ第一章に於ては白井村青年教育調査に於ける調査事項並に調査方法の概要に就て述べ、更にそれによつて明かにせられた村の生活及び教育に關する一般的状态の概観をなすこととする。次いで第二章以下に於て先に總論に於て論述した所の種々の問題に就て具體的に考察し、これに對する提案を行ふ。即ち第二章に於て先づ村に於ける學校組織全般の現状と問題を明かにし、これに對して今後の方策を提出する。第三章に於ては學校施設の問題として現在の學校の位置、數、建築、設備等の狀況を考察してこれに關する今後の方策の提案を試みる。次いで第四章に入つて教育内容の問題に移り、現在村の青年教育に於て如何なる教育内容の編成を行つてゐるかを新なる見地より検討し、これに基いて今後に於ける教育内容編成の方式を明かならしめる。次に第五章に於ては知能検査と學力検査の結果に就て考察して、現在の農村青年の知能、學力の状態を明かにし、これに依つて、教育内容、教育方法等に關する方策の参考に資することとする。第六章に進んでは更に視點を變へて村の青年の全般的な編成並びにこれに基く學校内部に於ける生徒編成の基本的方策

を考察し、併せてかゝる生徒編成に對應する所の教員編成に就ても根本的な方策を提出する。最後に第七章に於ては、村に於ける青年團及び女子青年團の現状を検討し、更に進んで青年團指導の問題に就て組織、指導者、指導内容、指導方法等種々の方向から考察し、これに關する今後の方策を提出することとする。

これが本論の構成の概略である。以下章を追ふて述べよう。

第一章 白井村青年教育調査及び村勢概要

第一節 調査地域及び調査方法

調査地域

こゝに白井村といふ一農村を調査地域として決定した事情は次の如くである。即ち一口に農村といふもその形態には種々あり、全くの山間にある農村も平地にある農村も又海に面した農村もあるわけである。或は又大都市に近い農村とか、それから遠く離れた農村もある。これ等は夫々種々の點で差異をもつてゐる。又、特殊な産業をもつてゐる農村もあらうし、その他氣候、風土、風俗習慣等も決して一樣でない。教育の考察に當つて、かくの如き諸の生活事情を等閑に附してはならない。従つて多くの種々の農村中の一農村の状態を以て我が國農村の全般を推すことは困難である。少くとも種々な形態の農村の代表的なものだけに就ても類型的な研究がなされなければならぬ。併しこれは現在我々が直ちに實行し得ることではないので、まづ差し當つて多くの農村のうちで比較的一般的形態をもつ農村をとらへて、日本農村の事情を見ようとしたのである。そこで出来るだけ特殊な事情をもたない所の平凡な地域といふことを第一の主眼點とし、且つ調査の便宜をも考慮して、結局千葉縣千葉郡白井村が選定されたわけである。

調査事項

以上の如き地域を選んで我々は以下の如き事項に就ての實地調査を行つた。即ち村の社會事情、經濟事情等を明かにする爲の村勢調査、青年の生活事情を究明するための青年生活調査、學校教育の現状を明かならしめる爲の學校調査、社會教育の實情を知る爲の社會教育調査の四調査を行つたのである。各調査の内容に就てその概略を述べよう。

一、村勢調査

(イ)沿革

村民の生活に關係の深い過去の出來事(移民、天變地異、更生運動等)

(ロ)自然

地勢

土地 地目別土地面積、地質

氣候 平均氣溫、降雨量、積雪量、時期

(ハ)戸口

戸數 本籍戸數、現住總戸數、字別現住戸數、職業別現住戸數、專業兼業別農家戸數、自小作別農家戸數、所有耕地面積別農家戸數、經營地面積別農家戸數、出入寄留戸數、分家戸數

人口 本籍人口、現住人口、字別現住人口、性別現住人口、年齢別現住人口、職業別現住人口、配偶關係別現住人口、夫及妻の年齢別現住人口、直接國稅額別現住人口、出入寄留人口、出生

數、死亡數

(ニ)産業

農業 生産價額、生産物種別、作付段別

養蠶業 生産價額、生産物種別、生産高

畜産業 生産價額、生産物種別

林業 生産價額、生産物種別

工業 生産價額、生産物種別

(ホ)財政 村有財産、村歳入科目別、村歳出科目別、諸稅負擔

(ヘ)交通 道路、交通機關

(ト)衛生 醫療施設、死因別統計、住居狀態

(チ)隣接市町村概況及關係

(リ)風俗習慣、神社佛閣、信仰狀態

二、青年生活調査

こゝで對象となつた青年は、昭和十三年四月一日現在に於て滿十二歳以上二十五歳未滿の青年男女である。而して、この年齢該當者にして現在村に在住する者は勿論、會て村に居住し現在は村に在住しない青年も調査の對象とした。その調査事項は次の如くである。

(イ)本人の身分に關する事項 性別、生年月日、現住地、出生地、世帯に於ける地位、配偶關係

(ロ)世帯に關する事項 本人の屬する世帯に關する事項である。但し現在他の土地に居住して他の世帯に屬する者に就ては、會て此の村に在住せる時の世帯に就て調査した。その事項は次の如くである。

世帯現在地、本籍、職業、世帯員數及本人との關係、直接國稅額

(ハ)現在の職業に関する事項 職業名、仕事の種類、収入、前借、年期及條件、労働場所及時間

(ニ)職業経歴に関する事項 現在迄に従事したことのある職業に就て次の如き事項を調査した。
職業名、仕事の種類、収入、就職してゐた期間、轉職理由

(ホ)學業に関する事項 學歴(卒業學校名、學業成績) 在學學校名及所在地、通學に要する時間、加入教養團體名、その團體に於ける地位

(ヘ)兵役關係

(ト)趣味娛樂、嗜好物(酒、煙草) 讀書、小遣等

(チ)健康状態

(リ)移動に関する事項(入村、離村、歸村) 移動時の年齢、年月日、理由、移動前の所在地、移動先

(ヌ)學力及知能検査 算術應用検査、書字力検査、一般知能検査

三、學校調査

白井村の青年教育を擔當する學校即ち村の高等小學校及び青年學校を中心とし、その他白井村の青年を入學せしめた村外の學校に就ての調査である。村外の學校に就ては、その種別、分布等に就て簡単に調べたのみである。調査項目は次の如くである。

(イ)種別分布 學校名、學校數、位置、沿革

(ロ)行政機構 法規、行政機關

(ハ)財政 歳入、歳出

(ニ)教育事務 種別

(ホ)建築 敷地、校舎、一般施設、教室、特別室、運動場、實習地(面積、配置、形、設備、構造等)

(ヘ)教職員 生年月日、性別、出生地、配偶關係、家族

資格、擔任、學歴、經歷

給與

(ト)編成單位 學級種別、學級數

(チ)生徒 在籍生徒數(性別、年齢別、學年別、學級別)

日々出席生徒數、長期缺席者、入退學者及その理由

(リ)學科課程 修業年限、學科目、教授要目、教授日數及時數、時間表

(ヌ)課外活動 種類、回数、場所、時間、生徒參加状態

(ル)教科書教具 種類、員數

(ヲ)特殊施設 種類、利用狀況

四、社會教育調査

白井村に於ける社會教育施設全般に就て調査した。併しその中心は現在この村では青年團及び女子青年團である。その他に就ては組織的なものは行はれてゐない。青年團及び女子青年團に關して次の如き項目に就て調査した。

(イ)組織、編成

青年生活調査票

番 號	調査者氏名	調査年月日	年	月	日				
本 人	姓名	性別	男	女	生年月日	年	月	日	
	現住地	出生地							
世帯・家族 地 位	配偶関係 及その年齢	有	才	無	才	死別	才	未 詳	
	現住地	職 業							
本 籍	直接関係								
	父	母	兄	姉	弟	妹	其 他	使用人	計
有	無	有	無	人	人	人	人	人	人
移 動 事 情	年齢	年月	移動・動機・理由	以前・居住地	移動先	世帯トノ連絡			
						送金	月	回	
						先方	月	回	
						便り	年	回	

職業名	仕事ノ類	勤務時間	学 校 名	学 成 年 限
収入	前 賃	通 時 間	所 在 地	通 時 間
年 期	年 俸	原 則	加 入 団 体	備 考
労働時間	労働時間	備 考	学 業 成 績	
職 名	仕事ノ種類	収入	期 間	轉 職 理由
嗜好及飲酒	酒 飲 ヲ	嗜 好	受 賞 賞 状	職 務 履 歴
	煙 草 喫 ヲ	嗜 好	職 務 履 歴	職 務 履 歴

調査期間は昭和十三年四月八日より同月二十一日迄で、都合十三日間を要した。此の調査の實施に當つては、當研究所より調査員が村に出張して實地調査を行つたのである。尙調査の指導に就ては、東京帝國大學助教海後宗臣、東京高等農林學校教授、文部省教育調査部囑託村上俊亮、國民精神文化研究所員伏見猛彌がこれに當つた。實地調査に就ては主として飯島篤信、矢口新、石田加都雄、外調査囑託たる東京帝國大學文學部教育學科學生がこれに當つた。

次に各調査に就てその調査の實施方法を簡単に述べよう。

一、村勢調査

この調査は調査員主としてこれに當り、大部分は村統計書により、又一部は實地觀察によりこれを行つた。

二、青年生活調査
この調査は調査員を中心とし、村の統計調査員の援助により行つたのであるが、その方法は次の如くである。

調査の方法

- (ロ) 財政 収入及支出
 - (ハ) 施設 圖書室、集會室、事務室等
 - (ニ) 職員 地位、職業
 - (ホ) 團員 團員數(年齢別、職業別、教育程度別) 入退團者數
 - (ヘ) 事業 種別、期間、場所
- 以上が白井村青年教育調査の内容概略である。

まづ第一に調査対象たる青年を如何にして捉へるかであるが、これには村の戸籍簿及び出入寄留簿を主なる材料とした。これに據つて村の青年のうち年齢該當者は全部抽出し、尙不十分の點は調査の進行により發見次第これを補ふこととした。

次にこの青年一人に對し一枚の調査票を作製し、これに調査事項の記入を行ふことにしたのである。その調査票は前掲の如きものである。その記入の方法は、研究所より出張せる調査員及び村の統計調査員が青年一人一人に質問しつゝこれに當ることとし、尙現在村に居住しない青年に就てはその近親者に質問して記入した。

又青年生活調査のうち青年の學力検査及び知能検査に就ては、村の學校に學者は學校の授業時間を借用して行ひ、然らざる青年に就ては四月十六日午後村の青年學校に參集を求め、その検査を行つた。

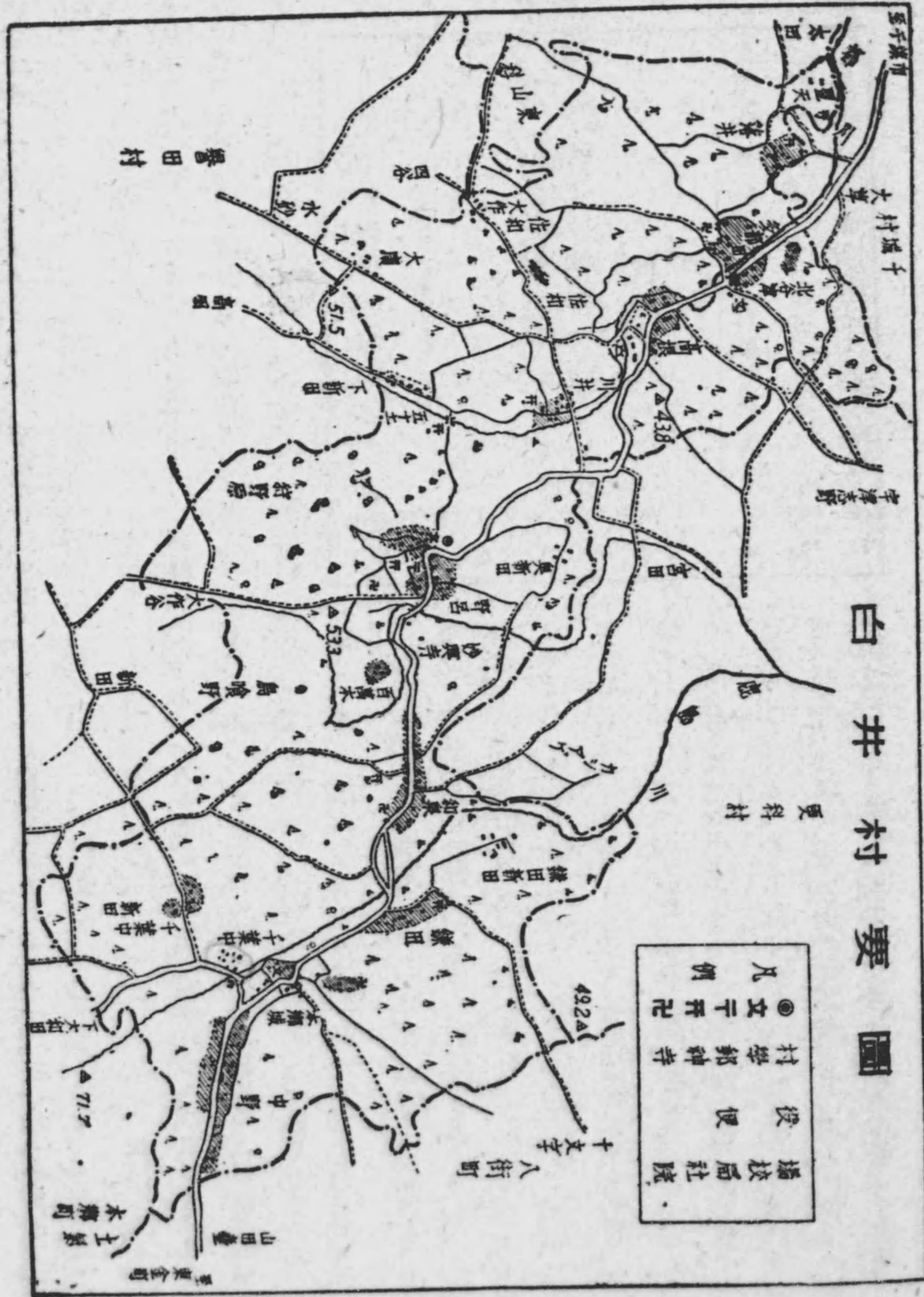
三、學校調査及び社會教育調査

學校調査は研究所より出張せる調査員主としてこれに當り、學校教員の援助により、概ね文書、統計等により調査を行つた。青年團に關しては、青年團長、支部長等に依頼して材料の提出を求め、調査員がこれに就て調査を行つた。尙その他の社會教育施設に就ても種々なる機關、例へば役場、農會等に於て材料を蒐集したのである。

第二節 白井村の概要

位置及地勢

調査地域たる白井村は千葉縣千葉郡の東南部にある。その東は印旛郡八街町及び山武郡土氣本郷町に接し、西は千葉郡千城村、南は同郡譽田村、北は同じく更科村に隣接してゐる。村は千葉市より東金町に至る縣道、所謂東金



第一章 白井村青年教育調査及び村勢概要

第六〇表

年次	本郷		千葉中		鎌田		泉和		野呂		五十土大	
	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数
昭和8	107	100.00	51	100.00	51	100.00	63	100.00	180	100.00	21	100.00
9	109	101.86	51	100.00	51	100.00	63	100.00	184	102.22	21	100.00
10												
11	112	104.57	51	100.00	50	98.03	63	100.00	182	101.11	22	104.76
12	112	104.67	51	100.00	50	98.03	62	98.41	184	102.22	22	104.76
年次	川井	佐和	高根	北谷津	多部田	計						
昭和8	35	100.00	20	100.00	74	100.00	24	100.00	83	100.00	709	100.00
9	35	100.00	20	100.00	74	100.00	24	100.00	84	101.20	716	100.98
10											715	100.84
11	32	91.42	20	100.00	71	95.94	26	108.33	78	93.97	707	99.71
12	32	91.42	20	100.00	72	97.29	26	108.33	74	89.15	705	99.43

第六一表

年次	本郷		千葉中		鎌田		泉和		野呂		五十土大	
	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数
昭和8	612	100.00	291	100.00	309	100.00	397	100.00	948	100.00	128	100.00
9	608	99.34	288	98.96	318	102.91	396	99.74	990	104.32	126	98.43
10												
11	595	97.22	297	102.06	318	102.91	403	101.51	1010	106.54	131	102.34
12	595	97.22	295	101.37	319	103.23	390	98.23	1026	108.22	134	104.68
年次	川井	佐和	高根	北谷津	多部田	計						
昭和8	201	100.00	116	100.00	418	100.00	146	100.00	453	100.00	4019	100.00
9	196	97.51	118	101.72	419	100.23	145	99.31	456	100.65	4060	100.51
10											4093	101.33
11	172	85.57	117	100.86	424	101.43	145	99.31	452	99.77	4064	100.61
12	172	85.57	114	98.27	422	100.95	143	97.94	442	97.57	4052	100.32

南に多部田の部落が街道の両側に散在してゐる。何れも大字となつてゐる。尙五十土、大廣は新しい部落で近年開墾されたといふことである。その戸数人口共に少い。

まづ部落別の戸数及び人口を調査し、更にこれに就て最近五年間の累年比較を示してみ

第五九表

字名	戸数		人口	
	實数	百分比	實数	百分比
本郷	112	15.89	595	14.69
千葉中	51	7.23	295	7.28
鎌田	50	7.09	319	7.87
泉和	62	8.79	390	9.62
野呂	184	26.10	1,026	25.33
五十土大	22	3.12	134	3.31
川井	32	4.54	172	4.24
佐和	20	2.84	114	2.81
高根	72	10.21	422	10.41
北谷津	26	3.69	143	3.53
多部田	74	10.50	442	10.91
計	705	100.00	4,052	100.00

部落

部落は概ね東金街道に沿つて散在してゐると言つてよい。東からまづ鹿島川の流域の豁けた所に千葉中、本郷、その稍西に街道を挟んで鎌田の各部落がある。これ等三つの部落を大字中野と呼んでゐる。鎌田の西方に街道に沿つて次々に大字和泉、大字野呂の部落がある。野呂はほゞ村の中央に當る。次に村の中央南、即ち都川が譽田村より白井村に入つた邊りそのつくる低地に小字五十土、小字大廣の部落あり併せて大字五十土と呼んでゐる。都川はこゝから北流し街道に沿つて西へ折れてゐるが、その附近に川井、その西方に佐和の兩大字部落がある。而してそれより西へ下流に高根、北谷津、稍

街道に沿つてゐて、東西約十二軒、南北は街道を挟んで最も狭き所約二軒といふ極めて細長い地形である。その面積は二三・七六方軒である。地形、地勢その他土地の様子は前頁の白井村要圖に示す如くである。

地勢は概ね丘陵をなしてゐるが、概して高くなく、その最も高き所も海拔七十米を出でない。東部にはその源を土氣本郷町に發して下流は印旛沼に注ぐ所の鹿島川の上流あり、南北に流れて狭い低地をつくつてゐる。中央部には同じく土氣高地に源を發する鹿島川の上流が南北に走つてゐる。又譽田村に源を發する都川の上流は村の中央から西部へかけて彎曲して走つてゐる。これ等の諸川が街道を挟む幾つかの狭い低地をつくつてゐるのである。

第六二表

年次	戸数		人口		一戸當リノ人口
	實數	増加指數	實數	増加指數	
大正 9年	718	106.70	4,097	97.45	5
14	717	106.54	4,050	96.34	5
昭和 3年	673	100.00	4,204	100.00	6
4	692	102.82	4,023	95.46	5
5	706	104.90	4,037	96.03	5
6	705	104.75	4,014	95.48	5
7	706	104.90	4,031	95.65	5
8	709	105.35	4,019	95.36	5
9	716	106.39	4,060	96.55	5
10	715	106.24	4,093	97.36	5
11	707	105.05	4,064	96.67	5
12	705	104.75	4,052	96.34	5

よう。第五九表は昭和十二年に於ける部落別戸口を示し、第六〇表及び第六一表は、夫々戸數及び人口の推移を示す。即ち第五九表によれば部落としては野呂最も大きく、戸數、人口共に村の四分の一以上を占め、本郷これにつき、以下多部田、高根、和泉、千葉中、鎌田といふ順である。これに比して五十土、大廣、川井、佐和、北谷津等は極めて小さい部落といへよう。又最近五年間の大體の傾向は何れの部落もさしたる變化はないといへようが、多部田の部落だけが戸數が一〇%以上減少してゐる。それに比して、人口は大して減少してゐないのである。人口の減少してゐるのは川井の部落である。一五%近くこの五年間に減少してゐるのである。

併し村全體としては大して増減はない様である。村全體の最近十年間の戸口累年比較は上の第六二表の如くである。これによつて見ると、近年に於て村としては著しい社會的な變化もなく、その點では平凡な状態を續けて來たであらうといふことが想像される。事實村には近年に於て特に社會的に變化を起す如き著しい現象はなかつたのである。次に男女別人口であるが、第六三表に見る如く男女の比は女稍多く、而してその比率は大體に於て累年變化はないのである。女子の比が高いのは日本農

第六三表

年次	性			性			女100ニ對スル男
	男子	女子	計	男子	女子	計	
昭和 3年	2,071	2,133	4,204	49.26	50.74	100.00	97.07
4	1,951	2,072	4,023	48.50	51.50	100.00	94.21
5	1,990	2,047	4,037	49.29	50.71	100.00	97.22
6	1,971	2,043	4,014	49.10	50.90	100.00	96.43
7	1,976	2,055	4,031	49.02	50.98	100.00	96.16
8	1,968	2,051	4,019	48.97	51.03	100.00	95.95
9	1,987	2,073	4,060	48.94	51.06	100.00	95.85
10	2,006	2,087	4,093	49.01	50.99	100.00	96.12
11	1,994	2,070	4,064	49.06	50.94	100.00	96.33
12	1,953	2,099	4,052	48.20	51.80	100.00	93.04

第六四表

府 縣	女100ニ對スル男子人口
京 川	109.25
神 奈	107.05
東 葉	97.84
神 城	97.94
千 木	97.04
茨 馬	95.45
栃 郡	97.26
群 玉	
埼	

村人口の一般的な状態であつて、都會人口に於てはその逆の状態を示してゐるのである。即ち、昭和十年國勢調査によつて關東地方各府縣の状態をみると第六四表の如くである。東京と神奈川の大都市を含む府縣は女に對して男の方が多くなつてゐるが、その他の諸縣は男が少い。つまりかゝる傾向は大體に於て農村の傾向と見て差支へないのである。

次に年齢別人口を調べて見る。大正九年、昭和五年、昭和十年の國勢調査によつて見ることにする。それ以外に村でこの種の調査を行つたことがないので統計の資料は得られなかつたのである。所で各年もその年齢段階を第五表の如く四段階として、その比率をとることにする。十四歳迄は高等小學校卒業迄であるから一段階とし、十五歳より五十九歳迄を生産年齢人口として普通取扱つてゐるが、我々は十二歳より二十四歳迄の青年を生活調査の對象とした關係上よりそれに當る所の十五歳より二十四歳迄の年齢を一段階として見たのである。

第六五表

年次	男					女				
	0-14	15-24	25-59	60-	計	0-14	15-24	25-59	60-	計
大正9年	742	313	695	220	1,970	802	344	739	242	2,127
昭和5年	776	304	753	157	1,990	773	292	757	225	2,047
昭和10年	757	324	752	173	2,006	750	350	763	224	2,087
大正9年	37.66	15.89	35.28	11.17	100.00	37.71	16.17	34.74	11.38	100.00
昭和5年	38.99	15.28	37.84	7.89	100.00	37.76	14.65	36.98	10.61	100.00
昭和10年	37.74	16.15	37.49	8.62	100.00	35.94	16.77	36.56	10.73	100.00

この白井村に於ける年齢段階別人口を見ると、各年とも大した差異はない。即ち大正九年以降昭和十年迄ほど同様な状態を続けて来てゐる。多少昭和十年に於て生産年齢人口の比が高くなつてゐる傾向があるが、それも僅かである。又、男子も女子もその年齢段階別の配分はほとんど同様な状態にある。併し乍ら此の年齢段階別の人口配分の状態は、決して我が國の一般的な年齢段階別人口配分の状態と一致してゐるわけでない。次に第六六表として關東地方諸府縣と全國の昭和十年に於ける状態を掲げてみる。

まづ千葉縣の状態と村とを比較してみる。大體に於て同様な状態を示してゐる。強ひて言へば男子に於ては一五歳より五九歳までの所に於て縣の方が1%多く、女子は縣の状態と村の状態がほとんど一致してゐる。東京、神奈川を除くその他の諸縣も亦千葉縣乃至白井村とほとんど同様な傾向を示してゐるのであつて、大體生産年齢人口は五二乃至五四%である。所が東京、神奈川の状態は以上の諸縣と著しく異つてゐて、東京の生産年齢人口は男子は六五%に

第六六表

府縣	男					女				
	0-14	15-24	25-59	60-	計	0-14	15-24	25-59	60-	計
東京	31.45	25.18	39.74	3.63	100.00	33.04	23.54	38.23	5.19	100.00
神奈川	34.85	20.89	39.16	5.10	100.00	36.78	19.04	37.60	6.58	100.00
千葉	37.08	16.82	37.95	8.15	100.00	36.23	15.95	37.22	10.60	100.00
茨城	39.45	16.13	36.48	7.94	100.00	38.44	15.89	35.82	9.85	100.00
栃木	41.58	15.79	36.06	6.57	100.00	40.25	16.39	35.27	8.09	100.00
群馬	39.74	16.22	37.55	6.49	100.00	38.06	18.44	36.00	7.50	100.00
埼玉	38.90	16.40	37.66	7.04	100.00	37.79	17.46	36.19	8.56	100.00
全國	36.72	18.94	37.74	6.60	100.00	36.44	18.52	36.78	8.26	100.00

註 全國ノミ昭和五年

達し、女子も六二%に近い。神奈川縣では男子は六〇%、女子は五六%以上となつてゐる。著しくこの年齢の所が膨れて居り就中一五歳—二四歳の段階に於て著しいのである。即ち東京、横濱等の大都市に於ては生産年齢人口、特に青年人口の率が高いことを示してゐる。全國平均を見ると生産年齢人口は五六%であるが、全國的に見て市部と郡部とが年齢別人口配分の状態に於てかなり相異があることは總論の第二章第一節に於て述べた通りである。それと同様な傾向がこの關東地方に於ても見られるのである。即ち以上見た府縣の傾向から關東地方に於ても市部は生産年齢人口特に青年人口の率が高く、郡部はそれが低いことが推察出来る。而してそれは青年人口の移動が主な

第六九表

職業	男		女		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
農業	925	88.94	1,003	93.83	1,928	91.42
工業	25	2.40	6	0.56	31	1.47
商交	39	3.75	43	4.02	82	3.89
通業	11	1.06			11	0.52
公務自由業者	18	1.73	6	0.56	24	1.14
其他ノ有業者	22	2.12	11	1.03	33	1.56
計	1,040	100.00	1,069	100.00	2,109	100.00

第七〇表

職業	男		女		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
農業	945	47.49	1,058	51.69	2,003	49.62
工業	71	3.57	9	0.44	80	1.98
商交	64	3.21	44	2.15	108	2.67
通業	28	1.41	1	0.05	29	0.72
公務自由業者	35	1.76	9	0.44	44	1.09
家事使用人			23	1.12	23	0.57
其他ノ有業者	9	0.45			9	0.22
無業	838	42.11	903	44.11	1,741	43.13
計	1,990	100.00	2,047	100.00	4,037	100.00

人口の上でみると、全人口の四八・七四%が農業者である。その他の職業生活者は極めて少い。次に有業人口だけをとつて比率を出してみると上の第六九表の如くである。こゝでも農業以外の人々は多く村の外に労働場所をもつてゐることに注意しなければならぬ。これ等の表は前述の如く村に於て行はれた調査によつたものであつて、厳密には如何なる標準によつて調査したものか明かでない。併しこれを昭和五年の國勢調査に於ける職業別人口と比較しても、大きな差異は見られない。参考の爲第七〇表として國勢調査による統

第六七表

職業	戸數	百分比
農業	575	82.38
工業	17	2.44
商交	42	6.02
通業	6	0.86
公務自由業者	20	2.86
其他ノ有業者	25	3.58
無業	13	1.86
計	698	100.00

となつてゐる。而してこれ等の商工業その他の業者は多く自家経営者でなく、村の外に出て働く者が多いのである。この點は村の産業の狀態に就て考察する場合に再び述べる。とにかく一戸として數へられてゐてもそれが直ちに村の産業に参加してゐるのではないことに注意しなければならぬ。

務自由業、其他の有業者等も三%内外六・〇二%、工業二・四四%である。公務自由業、其他の有業者等も三%内外であつて、六〇〇戸以上となるであらう。その他の戸數は極めて少く、商業から、兼業者をも含めればまだ多いのであつて、六〇〇戸以上となるであらう。その他の戸數は極めて少く、商業六・〇二%、工業二・四四%である。公務自由業、其他の有業者等も三%内外

第六八表

職業	男		女		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
農業	925	48.66	1,003	49.81	1,928	48.74
工業	25	1.31	6	0.29	31	0.78
商交	39	2.05	43	2.09	82	2.07
通業	11	0.58			11	0.28
公務自由業者	18	0.95	6	0.29	24	0.61
其他ノ有業者	22	1.16	11	0.54	33	0.83
無業	861	45.29	986	47.98	1,847	46.69
計	1,901	100.00	2,055	100.00	3,956	100.00

原因をなしてゐることも前述した。所で白井村の傾向は關東地方の諸縣と同様な状態にあるといへよう。そしてその主な原因が青年の移動にあることは本章第三節に詳述する所である。

次に第六七表及び第六八表は昭和十二年末に於ける職業別戸數及び人口である。これ等は村の調査によつたもので副業を除き本業のみの數が示してある。これ等によつて村の生活者が如何なる人々であるかはほとゞ察し得られる。まづ戸數であるが、全體の中八二%以上が農業戸數である。これは專業者だけの數をとつたものであるから、兼業者をも含めればまだ多いのであつて、六〇〇戸以上となるであらう。その他の戸數は極めて少く、商業六・〇二%、工業二・四四%である。公務自由業、其他の有業者等も三%内外

第七一表

職 業	男		女		計	
	實 數	百分比	實 數	百分比	實 數	百分比
農 業	727	84.44	786	79.72	1,513	81.92
工 業	20	2.32	39	3.95	59	3.19
商 業	51	5.92	60	6.09	111	6.01
交 通	10	1.16	14	1.42	24	1.30
公 務	30	3.49	51	5.17	81	4.38
自 由 業	16	1.86	24	2.43	40	2.17
其 他 有 業 者	7	0.81	12	1.22	19	1.03
無 業						
計	861	100.00	986	100.00	1,847	100.00

した農村ではないことが推察せられる。

計を掲げて置かう。
家事使用人、その他の有業者の邊で多少標準が異つてゐる爲に計數に違ひが生じたのではないかと思はせる點もないではないが、まづ大體の傾向に著しい差異はない。年數にして八年のひらきはあつたが、それ程村の人口構成に變化を來す事情もなかつたのであるから、ほと同様にみて差支へないと思はれる。
有業人口に就ては以上の如くであるが、無業者といふのは大體學校生徒及び學齡兒童以下の者が多いのである。今、村の昭和十二年末の統計でこの無業者をその屬する世帯の職業によつて分類したものがあるから、上にそれを第七一表として掲げて置かう。これ等の無業者が多く教育の對象となるのであるから、教育をなす際の生活環境として注意して置くべきことであらう。これによると、やはり農業的雰囲気生活する者が八割乃至それ以上を占めて著しく多いことが明かである。

産業

先に明かにした如き職業別戸數及び人口の状態から見ると、白井村は純農村であつて、農業と並行して工業その他の産業が起つてゐるが如き變質

第七二表

種 別	金 額	百分比
農産物總價額	506,630	86.35
畜産物總價額	23,328	3.98
林産物總價額	26,531	4.52
工産物總價額	30,232	5.15
計	586,721	100.00

そこで次に白井村の産業の状態に就て見ることとしよう。まづはじめに昭和十一年に於ける生産總價額とその比率をしらべて見ると上の第七二表の如くである。これをみると、農産物價額が全體の八六%を占めてゐる。その他は畜産、林産の價額であるが、何れも四%乃至五%であつて極く少いのである。而も更に注目すべきは、畜産、林産等は何れも副業的生産であることである。これ等の點から考へてこの村が持つ農村としての性格は極めて明瞭であるが、次にまづ畜産に就て調べてみよう。

畜産といふも、それは副業的生産であることは前述の通りであるが、まづ家畜

第七三表

種 別	飼 養 戸 數					飼 養 戸 數 分 比				
	一 頭	二 頭	三 頭 又 四 頭	五 頭 以 上	計	一 頭	二 頭	三 頭 又 四 頭	五 頭 以 上	計
牛	165	19	4	2	190	86.84	10.00	2.11	1.05	100.00
馬	170	2	—	—	172	98.83	1.17	—	—	100.00
豚	70	9	5	—	84	83.33	10.72	5.95	—	100.00
羊	5	—	—	—	5	100.00	—	—	—	100.00
計	410	30	9	2	451	90.91	6.65	2.00	0.44	100.00

飼養の状態を見てみよう。次の第七三表がそれであるが、これによると飼養戸數四五一戸のうち牛及び馬を飼養す

第七四表

種別	價額	百分比
材材	8,583	32.35
薪炭	2,772	10.45
竹材	410	1.55
木炭	5,764	21.72
薪	3,408	12.85
粗桑	3,465	13.06
萱	906	3.41
林野雜產物	512	1.93
造林用苗木	711	2.68
計	26,531	100.00

第七五表

種別	價額	百分比
味噌醬油類	2,068	6.84
澱粉	25,226	86.75
茶	1,328	4.39
漬物	110	0.36
竹製品	500	1.66
計	30,232	100.00

次に工産物價額の内譯は上の第七五表に示す如くである。これ等は何れも農産加工業に屬する原始加工業であつて、澱粉を除いてその他は副業として行はれてゐるものである。澱粉はこれの中で八六・七五%といふことは考へられないのである。その伐採面積は合計二十二町歩でしかない。

次に林産に就ても同様のことが見られる。その生産額の内譯は次の第七四表の如くであるが、これによつてもこの村の林産業の地位が明かである。即ち林産の主なるものは用材の八、五八三圓、その他薪炭材、木炭、薪、粗桑等である。これ等も皆村人の副業として行はれてゐるものであつて、この村が林産業を以て將來發展するといふやうなことは考へられないのである。その伐採面積は合計二十二町歩でしかない。

次に林産に就ても同様のことが見られる。その生産額の内譯は次の第七四表の如くであるが、これによつてもこの村の林産業の地位が明かである。即ち林産の主なるものは用材の八、五八三圓、その他薪炭材、木炭、薪、粗桑等である。これ等も皆村人の副業として行はれてゐるものであつて、この村が林産業を以て將來發展するといふやうなことは考へられないのである。その伐採面積は合計二十二町歩でしかない。

第七六表

	實 數				百 分 比			
	自作	自小作	小作	計	自作	自小作	小作	計
本業	130	166	238	534	24.34	31.09	44.57	100.00
副業	11	15	40	66	16.67	22.73	60.60	100.00
計	141	181	278	600	23.50	30.17	46.33	100.00

ふ大部分を占めてゐるが、これはこの村では極く最近始められた工業であつて、その工場數二である。

以上村の産業のうち畜産、林産、工産の各産業の状態を見て來たが、それ等は何れも現在の所この村に對して一つの性格を與へる程の産業ではないのである。この點からして白井村は農耕を主とする農村で、その他に特に著しい産業の發展を見てゐないといへよう。

従つて農業に就ては、稍詳しく考察する必要がある。まづ第一に農業戶數であるが、副業者も入れて自小作別をみると上の第七六表の如くである。所でこゝで注意すべきは、村の同年の調査であつてもこの戶數に相當な差のあることであるが、これは恐らく世帯數として計算する場合と徴税金の調査の必要上から調べる場合とは夫々異つた觀點から調査されるので、かくの如き差が生ずるものと思はれる。先に述べたものものは恐らく世帯數であらうが、こゝに掲げるものは戶數である。併し何れも戶數となつてゐるのでその點は豫め考慮して置かねばならぬ。これによると村の農業戶數六〇〇のうち本業五三四、副業六六である。而してその自小作別をみると自作二二・五〇%、自小作三〇・一七%、小作四六・三三%となつてゐる。これによると此の村の純小作業者は非常に多いことがわかる。而してこれに自小作も合せると實に七六%以

第七七表

年次	實 數				百 分 比			
	自作	自小作	小作	計	自作	自小作	小作	計
昭和 4年	150	174	331	655	22.90	26.56	50.54	100.00
5	163	159	275	597	27.30	26.63	46.07	100.00
6	162	182	267	611	26.51	29.79	43.70	100.00
7	163	183	266	612	26.63	29.90	43.47	100.00
8	163	183	269	615	26.50	29.76	43.74	100.00
9	164	178	275	617	26.58	28.85	44.57	100.00
10	141	181	278	600	23.50	30.17	46.33	100.00
11	141	181	278	600	23.50	30.17	46.33	100.00

第七八表

	自作	自小作	小作	計
千葉郡	22.15	29.53	48.32	100.00
千葉縣	27.83	37.67	34.50	100.00
全 國	30.93	41.96	27.11	100.00

上が小作関係にあるのである。この状態を昭和四年より十一年度迄の累年比較によつてみると上の第七七表の如くである。

昭和四年の純小作五〇・五四%、自小作二六・五六%、自作二二・九〇%で、純小作が半数以上に達し、自作は極めて少いのである。然るにその後自作は次第に増加し、自小作も亦増加し、純小作は次第に減少しつゝあつたと見られる。而して昭和十年頃より自作減少し、自小作、小作が増加しつゝある。かくて小作関係にあるもの七六%以上、就中純小作者四六%に達してゐる。これを郡、縣、全國の状態と比較してみると、この村の状態がかなり特異な状態であることがわかるのである。即ち昭和十一年に於ける全國的狀態は第七八表の如く自作三〇・九三%、自小作四一・九六%、小作二七・一一%であつて小作関係者約六九%である。まづ村に比して自作農相當多く、更に小作関係者中에서도自小作の方が遙かに多いのであるが、村ではこの關係が全く逆になつてゐる。元來千葉縣は全國の一般的状態に比して小作關係の者特に純小作者が多く、その點

に於て特質をもつてゐる縣であるが、その中でも千葉郡は小作者が著しく多いのである。白井村はこの郡の状態とほぼ等しいのであるが、全國的な状態に比して著しい特徴を示してゐるといへるであらう。

次に耕作地面積に就てみる。北海道を除く全國耕作地面積は昭和十一年度五、一一二、五九五・五町であつて、農家戸數五、三九六、九二一戸、一戸當り平均〇・九五町となる。千葉縣一戸當り面積は一・二二町、千葉郡一・二六町、白井村は一・二四町となる。千葉縣の一戸當り耕作地面積は全國平均よりも廣く、この村の一戸當り面積は郡平均よりも稍少く縣平均よりも多いのである。尙農業従業者は一戸當り縣三・〇六人、郡三・一〇人、白井村三・三三人となつてゐる。これ等の點からして村の耕作地は決して狭いとは言へないのである。勿論この點だけで農家經營の狀態を云々することは許されないが、とにかく一つの條件は一般に比してよいものをもつてゐるといへよう。次に同じく昭和十一年に於ける耕作耕地廣狹別戸數を全國、千葉縣、千葉郡、白井村に就て比較してみると、次の第七九表の如くである。

第七九表

(全國、北海道ヲ除ク)

	—0.5町		—1町		—2町		—3町		—5町		5町—	
	全 國	千葉縣	全 國	千葉縣	全 國	千葉縣	全 國	千葉縣	全 國	千葉縣	全 國	千葉縣
全 國	1,862,214	34,51	1,901,416	35,23	1,245,073	23,07	296,514	5,49	80,326	1,49	11,378	0,21
千葉縣	36,287	22,50	46,917	29,10	54,337	33,70	19,339	11,99	3,984	2,47	387	0,24
千葉郡	1,716	18,79	2,561	28,04	3,480	38,10	1,203	13,17	163	1,79	10	0,11
白井村	134	22,34	161	26,83	225	37,50	72	12,00	8	1,33	—	—

第八〇表

種別 年次	食農産物	特農産物	果實	養蠶	園藝産物	計
昭和2年	272,320	18,109	198	32,176	34,041	356,844
3	289,078	30,821	380	46,854	34,736	401,869
4	218,574	42,287	276	45,237	49,477	355,851
5	207,969	19,279	769	27,248	31,967	287,232
6	141,379	18,974	414	20,973	48,401	230,141
7	201,083	14,840	428	27,402	49,555	293,308
8	245,251	14,412	427	50,843	27,527	338,460
9	301,741	15,864	631	19,881	31,201	369,318
10	358,215	17,575	793	32,517	50,985	460,085
11	393,009	23,876	912	32,255	56,578	506,630
昭和2年	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
3	106.15	170.20	191.92	145.62	102.04	112.62
4	80.26	233.51	139.39	140.59	145.35	99.72
5	76.37	106.46	388.38	84.68	93.91	80.49
6	51.92	104.78	209.09	65.18	142.18	64.49
7	73.84	81.95	216.16	85.16	145.57	82.20
8	90.06	79.58	215.66	158.02	80.86	94.85
9	110.80	87.60	318.69	161.79	91.66	103.50
10	131.54	97.05	400.50	101.06	149.78	128.93
11	144.32	131.85	460.61	100.25	166.21	142.14

即ち、全國的狀態に於ては所謂零細農の割合が極めて高いのである。即ち五段以下三四・五一%、一町以下三五・二三%である。これ等を合すると七割に垂んとしてゐる。

然るに千葉縣下は五段以下二二・五〇%、一町以下二九・一〇%で全國の狀態に比してこの過小農が極めて少いのである。村の狀態もほとこれに等しいのであるが、五町未満のものはこの村に於て著しく少く、五町以上は一戸も存在しないのである。千葉縣全體としては割合に大きな耕作地をもつ者が多いが、村はこの狀態とは逆に五町未満が全國比率より少いのである。かくて經營狀態からすると、この村は比較的上下の差が少く平均してゐるといふことが出来よう。

この點は農家の經濟と大きな關係を

第八一表

種別 年次	食農産物	特農産物	果實	養蠶	園藝産物	計
昭和2年	76.31	5.07	0.06	9.02	9.54	100.00
3	71.94	7.67	0.09	11.66	8.64	100.00
4	61.43	11.88	0.08	12.71	13.90	100.00
5	72.41	6.71	0.27	9.48	11.13	100.00
6	61.44	8.24	0.18	9.11	21.03	100.00
7	68.56	5.06	0.15	9.34	16.89	100.00
8	72.46	4.26	0.13	15.02	8.13	100.00
9	81.70	4.30	0.17	5.38	8.45	100.00
10	77.86	3.82	0.17	7.07	11.08	100.00
11	77.57	4.71	0.18	6.37	11.17	100.00

もつてゐるのであるから、注意して置くべきことである。尙その點に關して、この村の一戸當り人口は五・九八人であつて、農家人口としては多い方ではないことも注意すべきである。

以上村の農業經營の狀態の概略を見て來たが、日本農業の形態から見て、まづ普通の狀態に在るといへやう。

次に農産物價額の統計に就て如何なる産物をどの程度生産してゐるかを調べてみよう。昭和十一年度に於ける全村の農産物價額は五〇六・六三〇圓である。これは農家一戸當り八四四圓である。千葉縣の平均は七四四圓、千葉郡のそれは九七四圓であつて、村の産額は比較的多いのである。

第八〇表は農産物を五つの項目に分類して各生産價額を最近十年間に互つて比較したものである。第八一表はその比率を示すものであるが、食用農産物はこれによると、年々總額の七割から八割近くを占めてゐる。尤も昭和四年、六年、七年は多少比率が低かつたのである。これ等の年には園藝農産物の比率が著しく増加し、殊に昭和四年にはこの他特用農産物や養蠶も増加してゐるのである。又第八〇表によつて昭和二年を基準とするその生産價額の増減をみると、十一年には四

第八四表

種別	春 蠶		夏 秋 蠶		計	
	實 數	百分比	實 數	百分比	實 數	百分比
上 繭	14,229	97.11	16,744	95.13	30,973	96.02
玉 繭	356	2.43	678	3.85	1,034	3.21
屑 繭	68	0.46	180	1.02	248	0.77
計	14,653	100.00	17,602	100.00	32,255	100.00

第八五表

種 別	價 - 額	百分比	作付段別
豆	81	0.14	9
蚕 豆	168	0.30	20
草 豆	516	0.91	6
角 豆	120	0.21	12
瓜	136	0.24	15
瓜	360	0.64	8
瓜	1,349	2.38	31
瓜	1,513	2.67	25
瓜	10,374	18.34	133
瓜	124	0.22	4
子	1,555	2.75	27
茄	225	0.40	3
大 根	598	1.06	23
菁 參	20	0.04	1
人 參	79	0.14	3
牛 蒡	255	0.45	6
芋	14,586	25.78	442
葱	540	0.95	9
菜	3,090	5.45	25
落 花生	20,517	36.26	607
薑	372	0.66	6
計	56,578	100.00	1,415

これは總生産價額の増加歩合に比して著しい増加である。養蠶はその生産價額に於て昭和九年以後減少の過程をとつてゐる。昭和十一年には全體の六%で三二・二五五圓であるが、その内譯は上の第八四表の如くである。養蠶戸數は一五六戸であつて、一戸當り二〇六・八圓であるからまづ副業といふべきである。

果實はこれ亦極めて少額で、昭和十一年が九一二圓、總生産價額の〇・一八%を占めるに過ぎない。何れの年もこの程度であるが、その額は年々増加して來てゐるのであつて、昭和十一年は昭和二年の四倍半以上になつてゐる。

第八二表

種 別	價 額	百分比	作付段別	
米	水 稻	160,280	40.78	2,390
	陸 稻	24,851	6.32	832
	計	185,131	47.10	3,222
麥	大 麥	26,560	6.76	1,275
	小 麥	91,422	23.26	3,433
	裸 麥	4,938	1.26	210
	計	122,920	31.28	4,918
其 他	大 豆	6,855	1.74	397
	小 豆	400	0.10	37
	粟	600	0.15	40
	黍	10	0.005	1
	玉蜀黍	325	0.08	27
	蜀黍	10	0.005	1
	蕎麥	20	0.01	4
	甘 藷	76,469	19.46	2,499
馬鈴薯	269	0.07	12	
計	84,958	21.62	3,018	
合 計	393,009	100.00	11,158	

第八三表

種 別	價 額	百分比	作付段別
種 菜	1,045	4.38	44
麻	120	0.50	10
葉 菜	17,160	71.87	400
葉 菜	956	4.01	25
雲 英	426	1.78	38
苗 苗	3,959	16.58	808
甘 藷	210	0.88	
計	23,876	100.00	

次に特用農産物であるが、これは最近四、五年は全體の五%足らずである。生産價額は昭和十一年に於て二三、八七六圓である。全體の中でさして重要な地位を占めてゐない。第八三表の如くその七割以上が桑葉であつて、他に甘藷苗がある。その他は何れも極く少い。

割の増加となつてゐる。昭和四年から八年の間は減少し、九年以後急激に増加してゐるのである。この食用農産物價額の内譯をみると、次の第八二表の如くである。即ち比率にして米四七・二〇%、麥三二・二八%、その他二・六二%となつてゐる。その他の中では殆んど大部分が甘藷であつて、全體の一九・四六%を占める。これは工産の所で述べた如く澱粉製造の原料として用ひられるものである。

園藝農産物は昭和六年に總生産價額の二一%を占めたこともあつたが、昭和八、九年には著しく減少してゐる。而して昭和十年から稍、増加して昭和十一年には一一%を占めてゐる。その中重要な地位を占めるものは第八五表に見られる如く、落花生、里芋、西瓜等である。

以上農産物の大體の傾向を見たが、この村で重要なものは米麥以外さう多くはないのであつて、この點でも何等特徴のない所謂平凡な農村であるといつてよい。

第三節 白井村に於ける青年の教育及び生活の概要

(一) 教育の概況

此の調査に於て我々が対象としたものは尋常小學校六年終了者以上滿二十五歳に達する迄の青年である。我が國の學校制度に於ては現在國民學校初等科修了を以てその教育に一段階を劃してゐるのであつて、中等諸學校は何れも皆この基礎の上に構成されてゐる。我々もこの事實に鑑みて此の時期以後の教育を考察の対象とした。即ちすべての青年に就て尋常小學校六年卒業以後の教育を問題としたのである。本節では我々の対象とするこれ等村の青年を教育する機關として現在如何なるものが用意されてゐるかを概観して置かう。それにはまづ我々の考察の対象となる滿十二歳以前の兒童教育は如何にして行はれてゐるかを見、次に直接我々の問題とする時期の教育は如何に構成されてゐるかを問題としよう。

一、白井尋常高等小學校尋常科

村の初等教育機關としては村内に白井尋常高等小學校尋常科があるが、我々の対象とする村の青年は大部分この

學校で教育を受けてゐるのである。これは本校及び二つの分校場より成つてゐる。即ち村のほと中央の部落野呂にある本校と村の東部大字中野に在中野分校場及び西部の高根分校場とである。(前掲白井村要圖参照) 分校場に通學する兒童は尋常小學校第四學年以下の者であるが、その通學區域は中野分校場にあつては大字中野、高根分校場にあつては高根以西の諸部落即ち高根、北谷津、多部田である。従つて本校の通學區域は尋常小學校四年以下の者に就ては以上の他の部落即ち和泉、野呂、川井、佐和、五十土、大廣であり、第四學年以上の者に就ては全村となつてゐる。

この學校の昭和十二年度の在學者は第八六表に示す如くである。即ち男子三二三名、女子二九二名計六一五名である。

これは就學該當者六一八名に對して九九・五%に當る。三名の不就學者は男子一名、女子二名である。尙兒童數の異年比較を出してみると下の第八七表

第八六表

學年	性別		計
	男子	女子	
第1學年	59	48	107
第2學年	41	56	97
第3學年	50	51	101
第4學年	72	43	115
第5學年	45	45	90
第6學年	56	49	105
計	323	292	615

第八七表

年度	性別		計	増加率	就學率
	男子	女子			
昭和2年	239	248	487	100.00	100.00
3	287	304	591	121.36	99.83
4	276	311	587	120.53	99.83
5	285	312	597	122.59	99.83
6	320	324	644	132.24	99.84
7	315	314	629	129.16	99.84
8	314	311	625	128.34	99.84
9	339	311	650	133.47	99.69
10	347	302	649	133.26	99.54
11	305	296	601	123.41	99.50
12	323	292	615	126.28	99.51

の如くである。村の學齡兒童の殆んど全部がこゝで教育されてゐるのである。

第八八表

學年	野呂本校			高根分教場			中野分教場		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
第1學年	27	32	59	11	9	20	21	7	28
第2學年	15	31	46	17	10	27	9	15	24
第3學年	24	16	40	12	15	27	14	20	34
第4學年	37	20	57	17	10	27	18	13	31
第5學年	45	45	90						
第6學年	56	49	105						
計	204	193	397	57	44	101	62	55	117

第八九表

資格	性別		計
	男子	女子	
本科正教員	6	5	11
専科正教員		1	1
代用教員	1		1
計	7	6	13

現在兒童は先に述べた如く本校と分教場に分れて教育されてゐるが、その編成は上の第八八表に示す如くである。即ち本校に於ては一年より四年までは男女各々一學級に編成されて居り、五年及び六年は各學年とも男女各々一學級に編成されて居り、一年より六年まで全部で八學級である。分教場に於ては兩分教場とも一年及び二年の男女で一學級、三年及び四年の男女で一學級といふ如く複式學級編成となつて居る。従つて各分教場とも二學級宛である。結局尋常小學校の學級數は分校本校を合せて十二となるわけである。

教員は第八九表の如く全部で一三名である。即ち本科正教員一名、専科正教員一名、代用教員一名である。男女別にみると、男教員七名に對して女教員六名となつてゐる。尙學級數一二に對して一三名の教員であるから一學級に對して一〇八人であり、生徒數四七人に對して一人となつてゐる。本校分教場別にみると、分教場各二人、本

第九〇表

年次	性別		計	増加指數
	男子	女子		
昭和3年	42	42	84	100.00
4	48	44	92	109.52
5	53	48	101	120.23
6	42	50	92	109.52
7	44	54	98	116.66
8	45	45	90	107.14
9	47	44	91	108.33
10	38	52	90	107.14
11	59	55	114	135.71
12	64	58	122	145.24
13	56	49	105	125.00

(各年次三月ニ於ケル卒業生數ヲ示ス)

校九人である。分教場の教員は男女各二名で資格は本科正教員である。尙この尋常科の卒業生數は第九〇表に示す如く年々百名内外である。これが

第九一表

年次	男子			女子		
	尋常小學校卒業生	高等小學校入學者	高等小學校入學率	尋常小學校卒業生	高等小學校入學者	高等小學校入學率
昭和3年	42	29	69.04	42	24	57.14
4	48	42	87.50	44	27	61.36
5	53	45	84.90	48	19	39.58
6	42	40	95.23	50	30	60.00
7	44	40	93.18	54	33	61.11
8	45	38	84.44	45	22	48.88
9	47	41	87.23	44	22	50.00
10	38	34	89.47	52	31	59.61
11	59	50	84.74	55	34	61.81
12	64	56	87.50	58	37	63.79
13	56	44	78.57	49	31	63.26

我々の考察の對象となるわけである。これ等の卒業生の爲には現在どんな學校があるであらうか。まづ第一に村内には高等科が前述の如く尋常科の課程と併置されてゐる。又白井公民青年學校がこの白井尋常高等小學校に併設されてゐる。この他中等諸學校その他の諸學校は村外にある。これ等のうちまづ最初に高等科に就てその概略を考察しよう。

二、白井尋常高等小學校高等科

高等科は野呂の本校に置かれてある。即ち白井尋常高等小學校野呂本校の一部を成してゐるわけである。高等科への入學率は先の第九一表に示した如くである。これによると男子と女子ではその就學率にかなりの相異がみられる。男子は年々ほぼ八〇%内外であり、多い年には九〇%以上の比率に達してゐるのに對して、女子は最近に至つて漸く六〇%以上となり且つ次第に上りつゝある傾向がみられる。

第九二表

年 度	性 別		計	増加率
	男 子	女 子		
昭和 2年	99	48	147	100.00
3	85	46	131	86.12
4	82	57	139	94.56
5	95	45	140	95.24
6	101	49	150	102.04
7	102	63	165	112.24
8	100	58	158	107.48
9	76	39	115	78.23
10	72	51	123	83.67
11	82	61	143	97.28
12	99	63	162	110.20

次に最近十年間の兒童數をみると第九二表の如くである。これによると高等科の兒童數は昭和九年以後急に減少してゐるが、これは從來三ヶ年であつた高

第九三表

年 度	男 子			女 子		
	入 學 者	入 學 者 中 卒 業 者 セ ル	退 學 率	入 學 者	入 學 者 中 卒 業 者 セ ル	退 學 率
昭和 3年	29	15	48.28	24	5	79.17
4	42	24	42.86	27	6	77.78
5	45	23	48.49	19	9	52.63
6	40	25	37.50	30	9	70.00
7	40	32	20.00	33	25	24.24
8	38	34	10.53	22	16	27.27
9	41	37	9.76	22	19	13.64
10	34	30	11.76	31	24	22.58
11	50	42	16.00	34	25	26.47

等科の課程がこの時以後二ヶ年となつたためである。尙各年度の入學者が卒業時に何名になつてゐるかをみると右

の第九三表の如くである。昭和六年迄は男女共に半途退學者が著しく多いことに注目すべきであらう。

第九四表

性 別	年 度		計
	男 子	女 子	
第 1 學 年	56	37	93
第 2 學 年	43	26	69
計	99	63	162

現在高等科の兒童數は上の第九四表の如くであるが、男子二學級、女子一學級に編成されてゐる。即ち女子にあつては複式學級編成がとられてゐるわけである。教員は三學級に對して三名で、男子二名、女子一名となつてゐる。

三、白井公民青年學校

青年學校は白井尋常高等小學校に併設されて、白井公民青年學校と稱してゐる。この學校は昭和十年七月より青年學校令により設けられたものであつて、それ以前は實業補習學校と稱してゐた。編制としては第一種第二種の課程を置いてゐるが、普

第九五表

年 度	男 子			女 子		
	第一種課程	第二種課程	計	第一種課程	第二種課程	計
昭和 12年	97	43	140	47	26	73
昭和 13年	79	38	117	41	27	111

通科は設けられてゐない。即ち第一種課程には本科及び研究科を置き、本科五年、研究科二年で何れも分日教育である。第二種課程は本科二年、研究科二年で本科は全日教育、研究科は分日教育である。尙女子にあつては別に専修科が設けられてゐて、これは一ヶ年の課程である。今昭和十二年度及び十三年度に於けるこの學校の在學者をしらべて見ると、第九五表の如くである。現在この學校に在學してゐる者は後述する如く村の入學該當青年

中の男子は五八・一三%、女子は三七・七三%である。第一種課程は男女とも普通の青年学校の形態をとつてゐるが、これに對して第二種課程は多少青年学校と趣を異にし、所謂乙種農業学校に似た形態をとつてゐる。この第二種本科課程の生徒は男女とも二學年を併せて一學級に編成されてゐる。

この青年学校の教員は全部で十三名であるが、専任教員は僅か二名であり、他は小學校からの兼任教員が六名及び指導員が五名である。

四、村外の諸學校

以上は村内に於ける學校教育機關の概略であるが、村の青年中には村外の學校に於て教育を受ける者もある。今尋常小學校卒業者以上滿二十五歳に達する迄の青年で村外の學校で教育を受けた者及び現在受けつゝある者の數をしらべてみよう。まづ男子に就てかゝる者の數を學校の種類別に示すと第九六表の如くである。これによつてみると、相當に多くの者が村外の學校で教育を受けて居り、その學校の種類も中學校をはじめとして實業諸學校、高等專門學校等かなり多いのである。次にこれ等の學校に就て概観して置かう。まづ今迄に村の男子青年が教育を受けた中學校はといふと、千葉市に在る縣立千葉中學校、同じく私立關東中學校、山武郡成東町に在る縣立成東中學校、印旛郡佐倉町に在る縣立佐倉中學校及び東京市の私立錦城中學校である。最も多く入學したのは縣立千葉中學校であり、二三名中十五名がこ

第九六表

種 類	在學者	卒業者	計
中 學 校	7	16	23
師 範 學 校		7	7
工 業 學 校	2	2	4
農 業 學 校	7	23	30
商 業 學 校	4	2	6
商 專 門 學 校		2	2
高 等 學 校		1	1
大 學 校	1	1	2
其 他 學 校	2	6	8
計	23	60	83

の學校に入學してゐる。次いで成東中學校の五名で、他は一名宛となつてゐる。師範學校は千葉市に一校設けられて居るが、村の青年で師範學校に入つた者は何れも此の千葉市の學校に入學してゐる。工業學校としては千葉市に市立千葉工業學校があり、これは尋常小學校卒業を入學資格とする修業年限五年の課程となつてゐる。村の青年の中工業學校の入學者は何れもこの學校に入學してゐる。次に農業學校は山武郡大網町の縣立山武農業學校及び長生郡茂原町の縣立茂原農業學校である。前者に二二名後者に八名入學してゐる。兩者とも甲種農業學校であるが、前者は尋常小學校卒業を入學資格とする五年の課程と高等小學校卒業を入學資格とする三年の課程とをもち、後者は高等

第九七表

種 類	在學者	卒業者	計
高 等 女 學 校	18	29	47
師 範 學 校	1	4	5
農 業 學 校	2	7	9
商 業 學 校	3	1	4
其 他 學 校	20	36	56
計	44	81	125

小學校卒業を入學資格とする三年の課程となつてゐる。商業學校は千葉市立商業學校であるが、これは尋常小學校卒業を入學資格とし五年の課程である。専門學校の教育を受けたものは二名とも東京に於ける學校に入學してゐる。尤も一名は専門程度の各種學校である。高等學校は弘前高等學校であり、大學の二名は内一名が東京の私立大學、一名が弘前高等學校卒業後入學した千葉醫科大學である。その他の學校の中には陸軍士官學校、海軍通信學校の各一名があり、又千葉市の農事試験所に五名、匝瑳郡八日市場町の蠶業試験場に一名入つてゐる。次に同様なことを女子に就て見ると、第九七表の如くである。先づ高等女學校の教育を受けた者は千葉市に在る縣立千葉高等女學校、私立淑徳高等女學校、私立精華高等女學校、山武郡東金町の縣立東金高等女學校、長生郡茂原町の靜和高

等女學校、印旛郡佐倉町の縣立佐倉高等女學校、市川市の私立國府臺學院高等女學校等に入學してゐる。最も多いのは淑徳高等女學校の一七名で、次は東金高等女學校の一名、千葉高等女學校の八名となつてゐる。農業學校は千葉郡にある縣農會立家政女學校である。所謂乙種の農業學校で、農業學校規程第十八條によつて設置されてゐる。修業年限は一年で高等小學校卒業者を收容する課程と高等女學校卒業者を收容する課程との二つがある。商業學校は千葉市にある私立女子商業學校である。これは尋常小學校卒業を入學資格とし三ヶ年の課程である。職業學校は東金町の裁縫職業學校である。高等科卒業を入學資格とし三ヶ年の課程である。以上の他には所謂裁縫學校と稱する各種學校に從來四四名入學して居る。此の種の學校としては村の女子には多く千葉市にあるものが利用されて居り、東京の學校に入つてゐるものも多少ある。又この種の學校はその數も多く、村の女子青年の入學した學校だけでも千葉市の五校、東京市の三校を數へることが出來、その形態も様々である。又、助産婦、看護婦等の特殊な學校に入學して居る女子青年が數名あるが、これ等の者は千葉市、東京市等の學校を利用してゐる。

五、青年團及び女子青年團

以上我々は村の青年教育を擔當してゐる學校教育機關を見て來たのであるが、この他に村に青年團及び女子青年團があつて青年教育の一分野を擔當してゐることも忘れてはならぬ。此の村の青年團は、團員ヲシテ立國ノ本義ヲ體シ、品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ、實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ健全ナル國民善良ナル公民トナルノ素養ヲ得シムルヲ以テ目的」としてゐる。而してその團員は白井村現住の尋常小學校卒業者以上二十五歳迄の正團員とそれ以上三十歳までの特別團員とから成つてゐるが、その團の經營に關して諮問に應じ或は團員の指導に當る者として總裁、副總裁、顧問、指導委員等が團員以外から任命せられて居る。これには村の公吏、議員、教育關係者が當

第九八表

性別 年齢	男子		女子		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
12歳	46	7.72	50	7.57	96	7.64
13	61	10.23	58	8.79	119	9.48
14	59	9.90	44	6.67	103	8.20
15	37	6.21	58	8.79	95	7.56
16	40	6.71	44	6.67	84	6.69
17	46	7.72	43	6.52	89	7.09
18	33	5.54	57	8.64	90	7.17
19	43	7.21	49	7.42	92	7.32
20	50	8.39	48	7.27	98	7.80
21	42	7.05	50	7.57	92	7.32
22	41	6.88	52	7.88	93	7.41
23	46	7.72	57	8.64	103	8.20
24	52	8.72	50	7.57	102	8.12
計	596	100.00	660	100.00	1256	100.00

つてゐる。此の團の行ふ事業としては補習教育、風紀改善、公共事業、産業改善等があげられてゐる。女子青年團は男子のそれとほぼ同様な形をとつてゐるが、唯女子にあつては團員の資格が十六歳以上二十一歳迄と定められて居ることが異つてゐる。一般に女子に就ては未だ十分整備されて居らないといへよう。この男女青年團に加入して居る青年は現在男子一六一名、女子七〇名である。

(二) 青年生活の概況

以上は村に於ける青年教育組織の概要であるが、次に青年の生活の概況を見て置かう。村に於ける尋常小學校卒業者以上滿二十五歳に達する迄の青年總數は男子五九六名、女子六六〇名計一二五六名であつて、それを年齢別に示したものは第九八表である。これは現在村に在住してゐる青年のみならず現在は離村して他の土地に住んでゐる青年をも含んでゐるのである。又曾て他の土地に住んでゐる今は村に在住してゐる所の所謂入村者も含んでゐる。従つて一二五六名の村の青年といふのはかなり廣い概念で捉へられたものである。以下問題とすること

はこれ等青年の生活の概況である。まづはじめに現在村に住んでゐる者と現在村に住んでゐない者とに分けて置かう。次の第九九表は男子及び女子に就て在村者と離村者とを年齢別に示したものである。

第九九表

年齢	数			百分比				
	在村	離村	計	在村	離村	計		
12歳	46	4	50	100.00	6.56	94.00	6.00	100.00
13	57	5	58	93.44	8.47	93.10	6.90	100.00
14	54	7	44	91.53	18.92	95.45	4.55	100.00
15	30	13	58	81.08	32.50	82.76	17.24	100.00
16	27	11	44	67.50	23.91	86.36	13.64	100.00
17	35	9	43	76.09	27.27	88.37	11.63	100.00
18	24	13	57	72.73	30.23	77.19	22.81	100.00
19	30	17	49	69.77	34.00	63.27	36.73	100.00
20	33	16	48	66.00	38.10	56.25	43.75	100.00
21	26	18	50	61.90	43.90	70.00	30.00	100.00
22	23	18	52	56.10	39.13	57.69	42.31	100.00
23	23	18	57	60.67	39.13	52.63	47.37	100.00
24	24	19	50	46.15	53.85	38.00	62.00	100.00
計	437	159	660	73.32	26.68	73.18	26.82	100.00

この表で現在離村者として取扱つた者の中には他の土地の學校に在學してゐる爲に現在村に住んで居ない者は含

第一〇〇表

年齢	入村者数		在村青年人口ニ對スル比	
	男	女	男	女
12歳	2	3	4.35	6.38
13		6		11.11
14	1		1.85	
15		4		8.33
16				
17	1	3	2.86	7.89
18	4	2	16.67	4.55
19	2	1	6.67	3.23
20	4	1	12.12	3.70
21	1	5	3.85	14.29
22	2	6	8.70	20.00
23	1	9	3.57	30.00
24	1	9	4.17	47.36
計	19	49	4.35	10.14

まれてゐない。即ちこれ等は在村者として取扱つたのである。第九九表によると、在村者は男子五九六名中四三七名女子は六六〇名中四八三名である。百分比にして男女とも約七三%が在村し、約二七%が離村してゐるのである。年齢別に見ると、離村者の率は男女とも年齢の高くなるに従つて次第に高くなり、二十四歳では男子五三・八五%女子六二%の離村率となり、在村者より離村者の方が多くなつてゐる。

次に在村者の生活事情に就て見るのであるが、最初に在村者の中には若干の入村者と歸村者があることを明かにして置かう。まづ入村者に就ては次の第一〇〇表に示す如くである。

即ち男子一九名、女子四九名を數へる。在村青年總人口に對する比は男四・三五%、女一〇・一四%である。女子はかなり入村者が多いがこれは大部分が嫁入に依つて入つて來た者である。従つて高年齢になる程その數は多くなり、二十四歳では在村青年人口の半數近くを占めるに至つてゐる。男子は養子縁組のため入村した者又は一家と共に移住して來た者等である。男女いづれの場合も勞働力として他の土地から流入して來てゐる者は見られない。これ等の入村者の入村時の年齢を示すと次の第一〇一表の如くで、女子の入村は十六

第一〇一表

入村年齢	男	子	女	子
— 5歳	2	10.53	2	4.08
—10			5	10.20
—15	15	78.94	11	22.45
—23	2	10.53	31	63.27
計	19	100.00	49	100.00

第一〇二表

年 齡	歸村者數		在村青年人口ニ 對スル比	
	男	女	男	女
14 歳		2		4.76
15		1		2.08
16	2	1	7.41	2.63
17	1	4	2.86	10.53
18	1	4	4.17	9.07
19	1	2	3.33	6.45
20	2	3	6.06	11.11
21		2		5.71
22	1	1	4.35	3.33
23	3	2	10.71	6.67
24	2		8.33	
計	13	22	2.97	4.55

男子の場合は病氣の爲に歸村した者が二名あるのみで、その他にはあまり明かな理由は見られない。女子の場合は病氣が二名、嫁入が二名、離婚が一名で、その他は大體家事の手傳のために歸村してゐる。

以上の如く村に生れそのまゝ村の中で生活して來た者と、これに加ふるに他の土地から入村して來た者と、一旦離村して再び村に歸つて來た者によつて現在の在村者は成り立つてゐるのである。然らば、これ等の在村者は現在如何なる生活事情にある者であらうか。在村者の生活事情としてまづはじめにそれ等の教育程度を明かにしよう。即ち、前にその概要を述べた如き村の教育組織をこれ等の在村青年は如何に利用して來たか、又現に利用しつゝあるかを窺つてみよう。在村者男子四三七名中二三九名、女子四八三名中二一四名、即ち比率にして五四・六九%及

歳以後が多く、婚姻に依るものであることを示してゐる。次に又現在村に居る者の中にも嘗て離村して居た者がある。即ち離村の経験を有する者、所謂歸村者である。次にそれを現在年齢別に示してみよう。即ち上の第一〇二表に示す如くである。即ち男子一三名、二・九七%及び女子二二名、四・五五%である。その事情に就て見ると、

第一〇三表

教育程度	男 子		女 子	
	實 數	百分比	實 數	百分比
高等小學校在學	99	41.42	59	27.57
青年學校在學	117	48.95	111	51.87
中等學校在學	20	8.37	24	11.21
專門學校大學在學	1	0.42		
其ノ他ノ學校在學	2	0.84	20	9.35
計	239	100.00	214	100.00
不就學及ビ尋常小學校 半途退學・卒業	26	13.13	131	48.69
高等小學校 半途退學及ビ卒業	117	59.09	96	35.69
青年學校 半途退學及ビ卒業	32	16.16	9	3.35
中等學校 半途退學及ビ卒業	20	10.10	23	8.55
專門學校大學卒業	2	1.01		
其ノ他ノ學校卒業	1	0.51	10	3.72
計	198	100.00	269	100.00

び四四・三一%が現在在學中の者である。而して男子一九八名、女子二六九名即ち四五・三一%及び五五・六九%が在學せざる者である。これ等の在學者が如何なる學校に在學してゐるか、又在學せざる者は如何なる教育程度に在るかを次の第一〇三表に示してみよう。この表に於て其の他の學校とあるのは男子にあつては農事試験所及び海軍

通信學校であり、女子にあつては裁縫學校をはじめとして看護婦學校、助産婦學校、實業試験所である。在學者では男女ともに青年學校在學者が最も多く、高等小學校在學者がこれに次いで多い。在學せざる者に於ては男女の相異がかなり著しくあらはれてゐる。即ち、男子では高等小學校程度、青年學校程度の者が多いのに比して女子は尋常小學校程度以下の者が著しく多く、高等小學校程度がこれに次いでゐて、青年學校程度は極く少數にしかすぎない。以上在村者の教育程度の概略を見た。在村者の生活事情の第二として次に職業關係に就て概観してみることとしよう。それには上述の在學せざる者を捉へればよいわけであるが、尙この他に在學者の中にも、青年

第一〇六表

離年 村始	實 數	百分比
10 歳	2	1.26
11	1	0.63
12	6	3.78
13	8	5.03
14	15	9.43
15	15	9.43
16	16	10.06
17	10	6.29
18	16	10.06
19	17	10.69
20	16	10.06
21	9	5.66
22	14	8.81
23	8	5.03
24	4	2.52
不明	2	1.26
計	159	100.00

以下男女の離村者に就て種々の點からその生活事情を明かにしよう。まづはじめにこれ等の離村者は何時頃離村した者であるか、その離村時の年齢に就て調べて見ると、第一〇六表及び第一〇七表に明かな如くである。

まづ第一〇六表によつて見ると、男子の離村は十四歳から二十歳頃迄の間に行はれて居り、十三歳以

第三は工業の一二名即ち四・〇八%である。その他は極めて少數宛にすぎない。農業が勿論絶對多數であるが、その他の職業の者も若干あることに注目すべきである。次に女子の三六一名に就てみると第一〇五表の如くである。この中六〇名は既に嫁入した者であるが、それ等も何等かの職業に就いて居り、全然無業と見做される者は一人名のみである。女子にあつては農業が斷然多く全體の九一・九七%を占めてゐて、その割合は男子に於けるよりも一層多くなつてゐる。これに反して農業以外の職業は男子の場合と異つて極めて僅かしか見られない。

以上が現在の在村者の生活事情の概略である。

次に離村の状態を調べて見ると、現在離村して村に在住して居ない者は前に見た如く男子一五九名、女子一七七名である。而して又男女何れに於ても年齢が高くなるに従つて離村率が高いこと、特に二十歳以上の年齢になるとかなり多いこと等は前に見た如くである。

さてこれ等の離村者はどういふ生活事情にある者であるか。

第一〇四表

職 業	實 數	百分比
農業 農耕ニ従事スル者	254	86.40
工業 金屬工業機械器具製造造船 運搬用具製造ニ従事スル者 木竹草蓐類ニ關スル 製造ニ従事スル者 飲食料品嗜好品 製造ニ従事スル者 土木建築ニ従事スル者 瓦斯電氣水道業ニ 従事スル者	2	0.68
	2	0.68
	2	0.68
	5	1.70
	1	0.34
商業 商業的職業 接客業ニ従事スル者	3	1.02
	1	0.34
交通業 運輸ニ従事スル者 通信ニ従事スル者	7	2.38
	6	2.04
公務、自由業 官吏公吏雇傭員 教育ニ従事スル者 醫療ニ従事スル者 書記的職業	1	0.34
	2	0.68
	1	0.34
	2	0.68
其 他 有 業 者	2	0.68
其 無 業	3	1.02
合 計	294	100.00

第一〇五表

職 業	實 數	百分比
農耕ニ従事スル者	332	91.97
商業的職業	7	1.94
接客業ニ従事スル者	1	0.28
教育ニ従事スル者	3	0.83
書記的職業	2	0.55
家事使用人	5	1.38
其 他 無 業 者	11	3.05
合 計	361	100.00

まづ男子に就て見ると、第一〇四表の如くかなり種々の職業があらはれてゐる。農業の多いのは當然であるが、二九四名中二五四名即ち八六・四〇%を占めてゐる。これに次いで交通業が多く、合せて一三名即ち四・四二%、

學校第一種課程、第二種課程の研究科、女子の専修科の在學者のあることを見逃してはならぬ。何となれば、これ等の在學者は既に職業に就きその傍かゝる勤勞青年の教育を受けてゐる者であつて、他の學校の在學者と同一に視ることは出来ないからである。そこでかゝる青年學校在學者男子九六名、女子九二名を加へて、結局男子二九四名女子三六一名の在村青年に就て現在の職業をしらべて見ると次の第一〇四表及び第一〇五表の如くである。

第一〇七表

離年 村齡	婚姻離村者		就職離村者		計	
	實 數	百分比	實 數	百分比	實 數	百分比
10歳			2	2.08	2	1.13
11			1	1.04	1	0.56
12			8	8.33	8	4.52
13			6	6.25	6	3.39
14	1	1.23	4	4.17	5	2.82
15			13	13.54	13	7.35
16	1	1.23	13	13.54	14	7.91
17	2	2.47	7	7.30	9	5.09
18	9	11.11	11	11.46	20	11.30
19	9	11.11	16	16.67	25	14.12
20	16	19.76	8	8.33	24	13.56
21	20	24.69	4	4.17	24	13.56
22	15	18.52	1	1.04	16	9.04
23	7	8.65			7	3.96
24	1	1.23	2	2.08	3	1.69
計	81	100.00	96	100.00	177	100.00

と婚姻離村の二つに分けて示して見ると次の第一〇八表の如くで、男子の離村と著しく性質を異にする女子の離村の事情が明かである。

この表に於ては、右欄に各年齢の女子総人口に對する二種類の離村者の比率をとつて示した。これによつて見ると、婚姻による離村は現在年齢十八歳の者から見られるが、二十歳迄は總人口に對する比率に於て就職離村に劣つ

第一〇八表

年 齡	就職離村	婚姻離村	計	就職離村	婚姻離村
12歳	3		3	6.00	
13	4		4	6.90	
14	2		2	4.55	
15	10		10	17.24	
16	6		6	13.64	
17	5		5	11.63	
18	11	2	13	19.30	3.51
19	14	4	18	28.57	8.16
20	15	6	21	31.25	12.50
21	6	9	15	12.00	18.00
22	12	10	22	23.08	19.23
23	4	23	27	7.02	40.35
24	4	27	31	8.00	54.00
計	96	81	177	14.55	12.27

てゐる。しかし二十一、二歳に於てはほぼ同様の比率となり、二十三歳に於ては就職による離村者よりも遙かに多く、二十四歳に至ると婚姻による離村者はその年齢の全青年の實に五四%を占めてゐる。先に離村者の率は高年齢になるに従つて高くなると述べたが、それが主として婚姻離村の多くなることに依るものであることが明かである。かくの如く女子の場合には、異なる性質を異にする二種の離村があるのであるから、以下の考察に當つてはこれを一應別箇に見ることが必要であらう。

所でこれ等の離

村者は村を離れて如何なる地域へ移動して行つたのであらうか。まづ男子に就て見ると、第一〇九表の如くで、郡内、千葉市、縣内の三を合せて要するに同じ千葉縣内の移動が四五・二八%で首位を占めてゐるが、東京市の三五・八五%も亦かなり多いと言ふべく、他府縣も一四・四六%で相當の割合を占めてゐる。これに比して女子の一七七名の離村者の移動先は次の第一一〇表に見る如

第一〇九表

移動先	實 數	百分比
郡 内	8	5.03
千葉市	36	22.64
縣 内	28	17.61
東京市	57	35.85
他府縣	23	14.46
其ノ他	4	2.52
不 明	3	1.89
計	159	100.00

く、郡内、千葉市、縣内が殆んど大部分で、これ等の合計が全體の七二・八九%を占めてゐる。東京市も二二・六

○%でかなり多いが男子に比すればすつと少く、他府縣は極く少數に過ぎない。尙女子にあつては就職の場合と婚姻の場合とで移動先も大分異つてゐることに注意すべきである。

これによつて見ると婚姻による離村者に於ては郡内の移動が最も多く、三七・〇四%これに次いで千葉市の二四・六九%縣内の二二・二二%であつて、これ等を合せた千葉縣内の移動が全體の八三・九五%を占めてゐる。就職による離村者に於ては千葉市の四三・七五%が最も多く、これに郡内と縣内を合せた千葉縣内の移動が六三・五四%を占めてゐるが、東京市が三二・二九%で千葉市に次いで多いことが注目せられる。他府縣は僅か三名即ち三・一三%に過ぎず、男子に於ける一四・四六%に比するとかなり少い。要するに女子の移動の範囲は男子のそれよりもいくらか限られてゐるといへよう。以上によつて村の青年の中にはどれ位の離村者があり、それがほど如何なる年齢に於て離村し、如何なる地域へ移動してゐるかの状況が大體明かとなつた。然らばこれ等の離村者は現在如何なる職業に就いてゐるのであらうか。

第一一〇表

移動先	婚姻離村者		就職離村者		計	
	實 數	百分比	實 數	百分比	實 數	百分比
郡 内	30	37.04	6	6.25	36	20.34
千葉市	20	24.69	42	43.75	62	35.03
縣 内	18	22.22	13	13.54	31	17.52
東京市	9	11.11	31	32.29	40	22.60
他府縣	4	4.94	3	3.13	7	3.95
不 明			1	1.04	1	0.56
計	81	100.00	96	100.00	177	100.00

まづはじめに男子について見ると、次の第一一表の如くである。

これによつて見ると、男子の離村者の職業としては相當種々のものが見られるが、その中では工業に屬するもの

第一一一表

職 業	實 數	百分比
農業		
農耕ニ従事スル者	7	4.40
工業		
金屬工業機械器具製造造船運搬用具製造ニ従事スル者	17	10.69
精巧工業ニ従事スル者	1	0.63
化學製品ノ製造ニ従事スル者	6	3.77
被服身製品製造ニ従事スル者	8	5.03
紙工業印刷ニ従事スル者	6	3.77
木竹草蓼類ニ關スル製造ニ従事スル者	4	2.52
飲食料品嗜好品製造ニ従事スル者	10	6.29
土木建築ニ従事スル者	3	1.89
瓦斯電氣水道業ニ従事スル者	3	1.89
其ノ他ノ工業的職業	1	0.63
商業		
商業的職業	30	18.87
接客業ニ従事スル者	6	3.77
交通業		
運輸ニ従事スル者	14	8.81
通信ニ従事スル者	2	1.26
公務、自由業		
官吏公吏雇傭員	6	3.77
陸海軍現役軍人	14	8.81
教育ニ従事スル者	8	5.03
書記的職業	6	3.77
記者著述家藝術家遊藝家	1	0.63
其ノ他ノ有業者	5	3.14
其 無	1	0.63
合 計	159	100.00

が最も多く、それ等の職業に就いてゐる者を合計すると五九名となり、全體の三七・一%を占めてゐる。工業部門が最も多く農村青年人口を吸収してゐる事實を示すものとして注目すべきであ

る。これに次いで商業が三六名即ち二二・六四%、公務自由業が三五名即ち二二・〇一%となつてゐる。これ等に比すると、交通業は一六名の二・〇七%、農業は七名、四・四〇%で遙かに少い。

次に女子に就て見よう。女子の場合は婚姻離村者と就職離村者の二つに分けて職業を見ることとする。即ち次の第一一二表の如くである。まづ就職による離村者に就て見ると、九六名の中七一名、即ち七三・九六%が家事使用人であつて、その他の職業は極めて少數宛である。その他の中では、公務自由業が最も多く、合せて一三名即ち一

第一一三表

教育程度	男子		女子		各教育程度ノ青年數ニ對スル比	
	實數	百分比	實數	百分比	男子	女子
不就學並尋常小學校 中途退學及卒業	29	18.24	105	59.32	52.73	44.49
高等小學校 中途退學及卒業	95	59.75	46	25.99	44.81	32.39
青年學校 中途退學及卒業	13	8.18	3	1.69	28.89	25.00
中等學校 中途退學及卒業	16	10.06	12	6.78	44.44	34.29
專門學校大學卒業	1	0.63			33.33	
其ノ他ノ學校卒業	5	3.14	11	6.22	83.33	52.38
計	159	100.00	177	100.00	44.54	39.69

第一章 白井村青年教育調査及び村勢概要

つては高等小學校程度のものであるに對して、女子にあつては尋常小學校程度のものである所に男女の相異を認めることが出来る。尙この表では右欄に各教育程度ノ青年總數に對する離村者の比率を示したが、これによると男女何れにあつても教育程度ノ低い者及びその他の學校卒業者に離村者の多いこと、青年學校の教育を受けた者が最も離村してゐないこと等が注目せられる。

以上が離村者の概況であるが、最後に離村の條件とも考へられる種種の事情に就て調べてみよう。まづ第一に部落別に現在の在離村者を比較してみる。即ち第一一四表であるが、こゝに部落によつてその離村率に相異があることに注意しなければならぬ。男子に於ても女子に於ても鎌田、多部田等は著しく離村者が少いことが目立つのであるが、これはこの兩部落の生活の事情に基くと見られねばなるまい。此の兩部落は村の諸部落中では最も濼刺としたものをもつてゐる特徴ある部落であつて、かゝる點がこの離村に影響あるものと考へられよう。

次に男子に就て在離村別にその世帯に於ける地位を見たのが次の第一一五表である。これも現在離村してゐる者だけに就て見たのである

第一一二表

職業	婚姻離村者		就職離村者		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
農耕ニ從事スル者	42	51.85			42	23.73
金屬工業機械器具製造造船運搬用具製造ニ從事スル者			1	1.04	1	0.56
被服身製品製造ニ從事スル者			4	4.17	4	2.26
紙工業印刷ニ從事スル者			1	1.04	1	0.56
商業的職業	7	8.64	2	2.08	9	5.08
接客業ニ從事スル者			4	4.17	4	2.26
教育ニ從事スル者			4	4.17	4	2.26
醫療ニ從事スル者			7	7.29	7	3.95
書記的職業			2	2.08	2	1.13
家事使用人			71	73.96	71	40.11
其ノ他ノ無業者	32	39.51			32	18.10
合計	81	100.00	96	100.00	177	100.00

三・五四%となつてゐる。その他は工業商業ともに僅か六名宛である。男子の離村者の職業に於て工業と商業が首位を占めてゐるのは全く趣を異にしてゐることが明かである。次に婚姻による離村者に就て見ると、農耕に従事する者が最も多く四二名即ち五一・八五%を占め、その他には商業的職業に従事する者が約九%見られる。前に示した移動先と照らし合せて考へると、村の女子の婚姻の地域が如何なるものであるかを明かにすることが出来る。

以上現在の離村者は大體如何なる時期に於て離村し、如何なる地域へ移動し、而して如何なる職業に就いてゐるか等の状況を明かにした。最後にこれ等の離村者の教育程度に就て見るならば、次の第一一三表の如くである。

この表に於ても在村者の場合と同様な種別によつて教育程度を示した。此處に其の他の學校とあるのは、男子にあつては農事試験所の四名及び士官學校の一名であり、女子にあつては裁縫學校の七名及び助産婦學校、看護婦學校の各二名である。この表によつて見ると、全體の約六割を占めるものが、男子にあ

第一一六表

地段租階	在村者			離村者		
	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
0	93	46	139	66.91	33.09	100.00
10	29	12	41	70.73	29.27	100.00
20	32	9	41	78.05	21.95	100.00
30	26	7	33	78.79	21.21	100.00
40	31	8	39	79.49	20.51	100.00
50	34	18	52	65.38	34.62	100.00
60	7	2	9	77.78	22.22	100.00
70	57	21	78	73.08	26.92	100.00
80	36	5	41	87.80	12.20	100.00
90	31	8	39	79.49	20.51	100.00
100	32	10	42	76.19	23.81	100.00
計	408	146	554	73.65	26.35	100.00
其ノ他	29	13	42	69.05	30.95	100.00

第一一七表

地段租階	在村者			離村者		
	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
0	109	32	141	77.30	22.70	100.00
10	38	14	52	73.09	26.91	100.00
20	39	7	46	84.78	15.22	100.00
30	28	5	33	84.85	15.15	100.00
40	38	5	43	88.37	11.63	100.00
50	49	5	54	90.74	9.26	100.00
60	16		16	100.00		100.00
70	71	10	81	87.65	12.35	100.00
80	39	3	42	92.86	7.14	100.00
90	53	2	55	96.36	3.64	100.00
100	53	4	57	92.98	7.02	100.00
計	533	87	620	85.97	14.03	100.00
其ノ他	31	9	40	77.50	22.50	100.00

は少く、二男、三男に於て多いことが見られる。離村に關して世帯に於ける地位も一つの條件を成してゐることが窺はれる。尙下の欄の五九名に就ては出生順位による地位が不明であるが、戸主、弟といふ分類も一つの世帯に於ける地位を示すものとしてこゝに擧げて置いた。

第一一四表

部落名	男				女			
	總數	在村者	離村者	離村率	總數	在村者	離村者	離村率
本郷	83	56	27	32.53	85	64	21	24.71
千葉中	37	28	9	24.32	40	29	11	27.50
鎌田	50	43	7	14.00	51	45	6	11.76
和泉	68	44	24	35.29	69	45	24	34.78
野呂	170	118	52	30.59	195	134	61	31.28
川井	19	15	4	21.05	22	16	6	27.27
高根	53	42	11	20.75	69	46	23	33.33
佐和	17	12	5	29.41	24	19	5	20.83
五十土	6	5	1	16.67	4	4		
大廣	14	10	4	28.57	13	4	9	69.23
北谷津	18	12	6	33.33	26	22	4	15.38
多部田	61	52	9	14.75	62	55	7	11.29
計	596	437	159	26.68	660	483	177	26.82

第一一五表

地位	在村者			離村者			
	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計	
長	男	174	25	199	87.44	12.56	100.00
二	男	108	56	164	65.85	34.15	100.00
三	男	63	33	96	65.63	34.37	100.00
四	男	34	15	49	69.39	30.61	100.00
五	男	16	4	20	80.00	20.00	100.00
六	男	3	3	6	50.00	50.00	100.00
七	男	2		2	100.00		100.00
八	男	1		1	100.00		100.00
戸主		16	2	18	88.89	11.11	100.00
弟		10	15	25	40.00	60.00	100.00
其ノ他		10	6	16	62.50	37.50	100.00
計		437	159	596	73.32	26.68	100.00

が、歸村者を含めて一般に離村した事のある者として見ても事情はそれ程變らない。これによると離村者は長男に

第一二〇表

成段階	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
3	26	9	35	74.29	25.71	100.00
10	49	10	59	83.05	16.95	100.00
20	23	9	32	71.88	28.12	100.00
30	35	5	40	87.50	12.50	100.00
40	54	24	78	69.23	30.77	100.00
50	50	19	69	72.46	27.54	100.00
60	24	12	36	66.67	33.33	100.00
70	50	13	63	79.37	20.63	100.00
80	39	18	57	68.42	31.58	100.00
90	42	12	54	77.78	22.22	100.00
98	20	11	31	64.52	35.48	100.00
計	412	142	554	74.37	25.63	100.00
不明	25	17	42			

第一二一表

成段階	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
3	27	7	34	79.41	20.59	100.00
10	31	1	32	96.88	3.12	100.00
20	39	9	48	81.25	18.75	100.00
30	43	8	51	84.31	15.69	100.00
40	56	10	66	84.85	15.15	100.00
50	56	16	72	77.78	22.22	100.00
60	33	4	37	89.19	10.81	100.00
70	49	6	55	89.09	10.91	100.00
80	51	3	54	94.44	5.56	100.00
90	56	8	64	87.50	12.50	100.00
98	33	7	40	82.50	17.50	100.00
計	474	79	553	85.71	14.29	100.00
不明	90	17	107			

に示す如くである。この成績のあらはし方に就ては後に説明しよう。こゝに於ても一定の傾向が見られるのであるが、男子にあつては成績に於て上位の者に離村者が多く、これに反して女子にあつては中位及び下位の者に離村者が多いのである。これも上、中、下の三段階にしてあらはすとより明瞭とならう。第一二二表及び第一二三表の如

第一一八表

地段租階	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
上	99	23	122	81.15	18.85	100.00
中	155	56	211	73.46	26.54	100.00
下	154	67	221	69.68	30.32	100.00
計	408	146	554	73.65	26.35	100.00
其ノ他	29	13	42	69.05	30.95	100.00

第一一九表

地段租階	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
上	145	9	154	94.16	5.84	100.00
中	202	25	227	88.99	11.01	100.00
下	186	53	239	77.82	22.18	100.00
計	533	87	620	85.97	14.03	100.00
其ノ他	31	9	40	77.50	22.50	100.00

次に男女に就て家庭の経済状態と在離村との關係を考察する。即ち第一一六表及び第一一七表である。家庭の経済状態を我々は地租額によつて表はしてみた。この村の大部分が農業生活者であるから、これによつて一應その経済状態を見得ると考へたからである。併し小數の農業生活者以外の者に就てはこれは適應しないからその者に就てはこれを表中の其他に入れた。これによつて大體の傾向を見ることが出来る。尙これは段階を零からはじめて十に分けたが、その詳細な點に就ては註に於て説明することにする。これによると、在離村の關係に就て家庭の経済状態がかなり條件となつてゐることが見られるのである。その傾向をもつと大きく見る爲に第一一八表及び第一一九表の如くこれを上、中、下の三段階とし夫々に於ける在離村の比率をとつてみる。下は零から二〇まで、中は三〇から七〇まで、それ以上を上とする。

これによると離村者は上、中、下と段階が下になるに従つて多いといふ關係が明瞭である。これも離村在村の條件の一つとして注目すべきであらう。

最後に學業成績と在離村との關係を見るならば、どうであらうか。それは次の第一二〇表及び第一二一表

第一二二表

成績階	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
上	101	41	142	71.13	28.87	100.00
中	213	73	286	74.48	25.52	100.00
下	98	28	126	77.78	22.22	100.00
計	412	142	554	74.37	25.63	100.00
不明	25	17	42			

第一二三表

成績階	在村者	離村者	計	在村者	離村者	計
上	140	18	158	88.61	11.39	100.00
中	237	44	281	84.34	15.66	100.00
下	97	17	114	85.09	14.91	100.00
計	474	79	553	85.71	14.29	100.00
不明	90	17	107			

くである。下は三から二〇まで、中は三〇から七〇まで、上はそれ以上である。かくの如く男女によつて學業成績と在離村との關係に於て相異の見られることは注目すべき點である。

以上我々が對象とする村の青年を捉へ、その生活事情に就て考察したのである。即ち、村の全青年をまづ在村者と離村者に分ち、前者に就ては、入村の事情、歸村の事情、教育程度、職業關係を明かにし、後者に就ては、離村時年齢、移動先、職業、教育程度、世帯に於ける地位等の生活諸事情を明かにしたのである。而して最後に家庭の經濟状態、學業成績といふ點から在離村の状態を考察して見たのである。かくして我々は茲に對象とする村の男女青年の生活の概況をほゞ明かにすることが出來

たわけである。今後農村青年教育の方策に就て考察するに當つては、是非ともかゝる青年生活の構成を十分に考慮して行くことが肝要であらう。

註(一) 地租段階に就ては次の如くして算出した。即ち青年の所屬する世帯(現在離村或は嫁入等により他の世帯に屬するものもとの世帯に就て考へた)の直接國稅額を地租、營業收益税、所得稅に分けてその額を調べた。その

第一二四表

地租段階	戸數	百分比
0	135	25.91
10(0.02—0.42)	39	7.49
20(0.43—0.79)	41	7.87
30(0.80—1.29)	36	6.91
40(1.30—1.99)	38	7.29
50(2.03—2.99)	40	7.68
60(3.02—3.95)	36	6.91
70(4.02—9.79)	41	7.87
80(10.07—15.71)	37	7.10
90(16.11—22.75)	36	6.91
100(23.59—151.75)	42	8.06
計	521	100.00
其ノ他	12	

第一二五表

段階	男子	女子
3	100—126	100—121
10	127—147	122—146
20	148—163	147—168
30	164—177	169—188
40	178—191	189—204
50	192—211	205—220
60	212—230	221—238
70	231—247	239—259
80	248—269	260—278
90	270—290	279—293
98	291—300	294—300

中こゝにあげたものは、つづれも地租の額のみであつて後の二種の税に該當する者は其他として

一括するに止めた。地租に就ては、納めてゐないものは零とし、納入してゐる者は最低二錢から最高一五一圓七

五錢に至る間の額についてオーヂーブ曲線による百分段階規準を定め、更にこれを十分段階によつて表示した。かくて青年の所屬する世帯五三三戸の中その他に該當する一二戸を除き五二二戸について地租段階別の配分を出した。これを表示すると右の第一二四表の如くである。尙、男女全青年の地租段階別の配分は先の第一一六表及び第一一七表に示した如くである。

(二) 成績の段階は次の如き方法に依つて算出した。即ち、調査した青年全部に就て、白井村尋常小學校第六學年卒業の時の學業成績を調べて、各人につき各科目の評點甲、乙、丙の數を數へ、甲を三點、乙を二點、丙を一

全青年についてこれを行ひ、男子五五四名、女子五五三名の配分をオーチープ曲線による百分段階に基いて定め、更にそれを十一に區分して表示することとした。段階とこれによる各人得點の區分をせば、右の第二二五表の如くである。尙男女全青年の配分は前掲の第二二〇表及び第二二二表に示した如くである。

第二章 學校組織の問題と方策

第一節 青年教育を擔當せる諸學校とその問題

白井村の青年人口は既に第九八表に明かな如く、男子五九六名、女子六六〇名である。これ等の男女青年は果してそのすべてが既に尋常小學校の教育を終了してゐるのであらうか。まづこの點をしらべて見ると、上の第一二六表の如くである。

男子青年五九六名の中で尋常小學校を終了した者は五八六名即ち全體の九八・三二%、これに對して未終了の者は一〇名即ち一・六八%である。女子に就て見ると六四五名即ち九七・七三%が尋常小學校を卒業した者、一五名即ち二・二七%が未終了の者である。以上が我々の對象とする男女青年の尋常小學校就學狀態である。

村の男女青年の中で尋常小學校を卒業した者は以上の如く男子五八六名、女子六四五名であるが、それではこれ等の青年のその後に於ける教育は如何になされて來てゐるであらうか。これが次に明かにされねばならぬ問題である。

尙こゝで注意すべきことは尋常小學校の教育を卒らざる者が男子に一〇名、女子

第一二六表

種別	性別		子	
	男	女	男	女
不就學者	2	1	0.34	0.15
尋常小學校中途退學者	8	14	1.34	2.12
尋常小學校卒業計	586	645	98.32	97.73
	596	660	100.00	100.00

第一二九表

學校ノ種類	延人数	青年總數ニ對スル比
高等小學校	367	55.61
青年學校	132	20.00
高等女學校	47	7.12
師範學校	5	0.76
農業學校	9	1.36
商業學校	4	0.61
職業學校	4	0.61
裁縫學校	45	6.82
蠶業試驗場	1	0.15
看護婦學校	5	0.76
助産婦學校	5	0.76

第一二八表

學校ノ種類	延人数	青年總數ニ對スル比
高等小學校	518	86.91
青年學校	162	27.18
中學校	23	3.86
師範學校	7	1.17
工業學校	4	0.67
農業學校	30	5.03
商業學校	6	1.01
專門學校	2	0.34
高等學	1	0.17
大成學校	2	0.34
農業技術員養成所	5	0.84
蠶業試驗場	1	0.17
海軍通信學校	1	0.17
陸軍士官學校	1	0.17

た人数の横に男子五九六名、女子六六〇名の青年總數に對する比率を示すこととした。要するに、これによつて我々は從來村の青年の尋常小學校卒業後の教育が如何なる種類の學校によつて果されて來たか、而してそれ等の諸學校がどの程度要求せられて來たかの概況を窺ふことが出來よう。かゝる概観を出發點として、以下本章に於てはこれ等諸學校の教育を問題として行かうと思ふ。即ち、かくの如く現在まで村の青年教育がこれ等の諸學校によつて擔當せられて來たといふ事情は、先に述べた如き青年の生活事情に基いて考へる場合、今後もそのまゝの線に沿ふて續けられてもよいものであるか、或は又何等か改革を要する點があるか、といふことが差し當つて問題となつて來る。

若し現在の學校の種類では村の青年教育に對して不適當であるといふならば、それは如何なる理由によるのか。而してその理由から考へて如何なる種類の學校が望ましいか。或は學校の種類としては現在のまゝでよいが、教育の方法

第一二七表

性別 種別	男子		女子	
	進學者	進學者	進學者	進學者
進學者	45	7.68	220	34.11
進學者	541	92.32	425	65.89
計	586	100.00	645	100.00

それはともかくとして、我々の當面の問題は男子五八六名、女子六四五名の尋常小學校卒業者のその後に於ける教育が如何になされてゐるかを明かにすることである。まづこれをその後何等かの教育を受けた者と然らざる者とに分つて見るならば、上の第一二七表の如くである。

これによつて見ると、男子にあつては尋常小學校卒業者の九二・三二%に當る五四一名、女子にあつてはその六五・八九%に當る四二五名がその後更に進學してゐる。村の青年の教育が既に尋常小學校の線を超えて更にそれ以上に高まつて來てゐることがこれによつて明かである。然らばそれ等の青年の尋常小學校卒業後の教育は從來如何になされて來たであらうか。そこでこの點を明かにするため從來村の男女青年の尋常小學校卒業後の教育を擔當して來た學校の種類と、その教育を受けたことのある又受けつゝある總ての青年の人数とをしらべて見ると、次の第一二八表及び第一二九表の如くである。

即ちこれは夫々の學校に就てその在學者と半途退學者と卒業者の合計を示したものである。従つて一人で二種類の學校に入つた者があれば、それはその二種類の學校に於て夫々その入學者數の中に計算せられてゐるのである。尙この表に於ては各學校に入學し

に一五名ゐることである。その事情に就て考究することは尋常小學校の問題であるから、此處では敢へてしないが、青年教育の問題の考察に當つても、かゝる者の存在を全然無視することは正當でないことを明かにして置かねばならぬ。該當年齡の村の青年である限りは、假令尋常小學校の線に達してゐない者であつても、我々の考察の對象の中に含めて考へなければならぬ。

その他の點に考慮する餘地があるのか。今こゝで問題とすることは、要するにこの村の青年を教育すべき學校としては如何なる種類の學校が適當であるかといふことである。

そこで我々は前表から出發して更にこの點に就て如何なる問題があるかを考察して行かう。第一二七表によつて見ると、尋常小學校卒業後如何なる學校にも入學してゐない者が男子に四五名女子に二二〇名ゐるのであつて、これがまづ第一に問題とされなくてはならぬ。彼等の生活にとつて前の第一二八表及び第一二九表にあげられてゐる諸種の學校の教育が適當でないといふやうな事情があるのであらうか。それは小學校を卒業すると同時に就職して村を離れたといふやうな理由によるのか、或は又家庭の經濟的な理由から學校に入學し得ないといふことであらうか。或は又何等かその他の理由によるのであるか。ともかく出來得る限りさういふ事情を明かにして、この男子四五名女子二二〇名の者が現在の學校の種類に對して何等かの問題を提出してゐるのであれば、我々はこれを取り上げて考察せねばならぬ。

又、次に高等小學校には第一二八表及び第一二九表によると、男子では全青年の八六・九一%に當る五一八名、女子ではその五五・六一%に當る三六七名が入學してゐる。これはこの程度の教育は村の青年として誰もが受けるべきものであるといふ考へが既に一般的になつてゐることを示すといへる。併し乍らこの事實が直ちに學校の種類として現在あるやうな高等小學校がどうしても存在しなければならぬことを示すものとは言へない。これはその教育が如何なる意味でかく一般的であるかを問題とした後にはじめて明かとなることである。例へば、高等小學校といふものが青年學校の本科に進む段階として、或は農業學校へ進む段階として必要とせられるやうな場合には、實は高等小學校は第二義的なものに過ぎぬのである。かくの如き場合に、例へば乙種實業學校程度の學校が實際に村

の中に設けられるならば、高等小學校はその學校の中に姿を没してしまふかも知れない。かくの如く高等小學校の教育が如何なる意味をもつてゐるかを、高等小學校の教育を受けた者の生活の事情から十分に考察するならば、はじめてかゝる多數の青年が高等小學校の教育を受けてゐるといふ事實が何を示すか、今のやうな高等小學校が必要か否か、若し否とすればそれに代つて一體如何なるものが必要であるか、といふことも明かとなつて來るであらう。

以上の如き見地から我々は、高等小學校の教育が五一八名の男子及び三六七名の女子青年の生活に如何なる意味をもつてゐるかといふ事を考察して見たい。第一に、この男子五一八名、女子三六七名の高等小學校に入學した青年の中には半途で退學した者も含まれてゐる。この半途退學した者は高等小學校の教育に對して如何なる問題を提示するか。若し高等小學校の教育は彼等の生活にとつて適當でないといふ半途退學の理由を示す何等かの事實が見出されるならば、これは大いに考慮すべきことである。半途退學者に對しては、かくの如き點からその生活事情を考慮して行かねばならぬ。次に高等小學校を卒業した者であるが、この中には更に上級の學校へ進學した者もあり上級學校へ進まない者もある。その中の上級學校へ進まない者に就ては、彼等が上級學校へ更に進まぬのは何等かの事情があるのか、又彼等は夫々職業に就いてゐるが、その職業生活は如何なる事情に在るか、その中には在村者と離村者との別があるが村の中で働いてゐる者は如何なる仕事をしてゐるか、離村者は如何なる仕事をしてゐるか、而して彼等の仕事は如何なる種類の教育を必要とするか等の問題を考察して、彼等の生活に於て高等小學校の教育がもつ意味を明かにしなければならぬ。彼等は高等小學校を卒業して後には教育を受けてゐないのであるから彼等が村の種々な教育程度の全青年の中で如何なる地位を占めてゐるかを見ることによつて高等小學校の教育のも